

平成27年第1回定例会

一宮町議会会議録

平成27年3月4日 開会

平成27年3月10日 閉会

一宮町議会

平成27年第1回一宮町議会定例会会議録目次

第1号（3月4日）

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名	1
職務のため出席した事務局職員	1
議事日程	1
開会の宣告	4
開議の宣告	4
議会運営委員会委員長の報告	4
議事日程の報告	4
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
町長の施政方針	5
一般質問	17
藤 乗 一 由 君	17
渡 邊 美 枝 子 君	29
小 安 博 之 君	36
袴 田 忍 君	42
志 田 延 子 君	49
鶴野澤 一 夫 君	52
焔 場 博 敏 君	59
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	68
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	70
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	71
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	72
議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	73
議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	74

議案第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	75
議案第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	76
議案第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	77
議案第 10 号の上程、説明、質疑、討論、採決	79
議案第 11 号の上程、説明、質疑、討論、採決	80
議案第 12 号の上程、説明、質疑、討論、採決	81
議案第 13 号の上程、説明、質疑、討論、採決	82
議案第 14 号の上程、説明、質疑、討論、採決	83
議案第 15 号の上程、説明、質疑、討論、採決	83
議案第 16 号の上程、説明、質疑、討論、採決	87
議案第 17 号の上程、説明、質疑、討論、採決	89
議案第 18 号の上程、説明、質疑、討論、採決	90
議案第 19 号の上程、説明、質疑、討論、採決	92
議案第 20 号の上程、説明、質疑、討論、採決	93
議案第 21 号の上程、説明、質疑、討論、採決	93
議案第 22 号の上程、説明、質疑、討論、採決	94
議案第 23 号の上程、説明、質疑、討論、採決	95
議案第 24 号～議案第 28 号の上程、説明、委員会付託	96
休会の件	101
散会の宣告	101

第 2 号 (3月10日)

出席議員	103
欠席議員	103
地方自治法第 121 条の規定により出席した者の職氏名	103
職務のため出席した事務局職員	103
議事日程	103
開議の宣告	105
議事日程の報告	105
議案第 24 号～議案第 28 号の委員長報告、質疑、討論、採決	105

発議第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	131
閉会の宣告……………	132
署名議員……………	133

第 1 回 定 例 町 議 会 （ 第 1 号 ）

3 月 4 日 （ 水 ）

平成27年第1回一宮町議会定例会会議録 (第1号)

平成27年3月4日招集の第1回一宮町議会定例会は、一宮町役場議場において開催された。

1. 現在議員は16名で、出席者の議席番号および氏名は、次のとおり。

1番	藤井幸恵	2番	小林正満
3番	渡邊美枝子	4番	鵜沢清永
5番	鵜沢一男	6番	小安博之
7番	藤乗一由	8番	袴田忍
9番	鵜野澤一夫	10番	藤井敏憲
11番	志田延子	12番	秦重悦
13番	森佐衛	14番	畑場博敏
15番	吉野繁徳	16番	島崎保幸

2. 欠席議員は次のとおり。

欠席議員なし

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおり。

町長	玉川孫一郎	副町長	芝崎登
教育長	町田義昭	総務課長	峰島清
まちづくり 推進課長	岡本和之	税務住民課長	大場雅彦
福祉健康課長	高師一雄	事業課長	小柳一郎
保育所長	井上高子	会計課長	牧野一弥
教育課長	渡邊幸男		

4. 職務のため議場に出席した事務局職員は、次のとおり。

事務局長	諸岡昇	書記	小林久美子
------	-----	----	-------

5. 本会議に付議された事件は、次のとおり。

日程第一	会議録署名議員の指名
日程第二	会期の決定
日程第三	諸般の報告
日程第四	町長の施政方針
日程第五	一般質問
日程第六	議案第1号 一宮町地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員

の員数に関する基準等を定める条例の制定について

- 日程第七 議案第 2 号 一宮町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 日程第八 議案第 3 号 一宮町空き缶等の散乱及びポイ捨て防止に関する条例の制定について
- 日程第九 議案第 4 号 一宮町教育長の職務に専念する義務の特例及び勤務時間に関する条例の制定について
- 日程第十 議案第 5 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例について
- 日程第十一 議案第 6 号 町長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第十二 議案第 7 号 一宮町一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第十三 議案第 8 号 一宮町手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第十四 議案第 9 号 一宮町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第十五 議案第 10 号 一宮町保育所条例の一部を改正する条例について
- 日程第十六 議案第 11 号 一宮町保育の実施に関する条例を廃止する条例について
- 日程第十七 議案第 12 号 一宮町義務教育施設整備基金条例を廃止する条例について
- 日程第十八 議案第 13 号 教育奨励基金に関する条例を廃止する条例について
- 日程第十九 議案第 14 号 一宮町庁舎建設基金条例を廃止する条例について
- 日程第二十 議案第 15 号 平成 26 年度一宮町一般会計補正予算（第 9 次）議定について
- 日程第二十一 議案第 16 号 平成 26 年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 次）議定について
- 日程第二十二 議案第 17 号 平成 26 年度一宮町介護保険特別会計補正予算（第 4 次）議定について
- 日程第二十三 議案第 18 号 平成 26 年度一宮町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 次）議定について
- 日程第二十四 議案第 19 号 平成 26 年度一宮町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 4 次）議定について

- 日程第二十五 議案第 20 号 町道路線の認定について
- 日程第二十六 議案第 21 号 町道路線の廃止について
- 日程第二十七 議案第 22 号 町道路線の変更について
- 日程第二十八 議案第 23 号 長生郡市広域市町村圏組合規約の一部を改正する規約の制定
に関する協議について
- 日程第二十九 議案第 24 号 平成 27 年度一宮町一般会計予算議定について
- 日程第三十 議案第 25 号 平成 27 年度一宮町国民健康保険事業特別会計予算議定につ
いて
- 日程第三十一 議案第 26 号 平成 27 年度一宮町介護保険特別会計予算議定について
- 日程第三十二 議案第 27 号 平成 27 年度一宮町後期高齢者医療特別会計予算議定につい
て
- 日程第三十三 議案第 28 号 平成 27 年度一宮町農業集落排水事業特別会計予算議定につ
いて
- 日程第三十四 休会の件

開会 午前 9時06分

◎開会の宣告

○議長（島崎保幸君） 皆さん、おはようございます。

3月になりました。きょうは暖くなる予報でありますけれども、まだまだ寒い日が続いております。早朝よりご参集をいただき、まことにご苦労さまです。

ただいまから平成27年第1回一宮町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（島崎保幸君） ただいまの出席議員数は16名です。よって、定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議会運営委員会委員長の報告

○議長（島崎保幸君） 日程に入る前に、議会運営委員長より、本定例会の運営について発言の申し出がありましたので、これを許します。

議会運営委員長、12番、秦 重悦君。

○議会運営委員長（秦 重悦君） それでは、会期について、議会運営委員会から報告をいたします。

本定例会に提案されるものは、町長の施政方針を初めとして条例の制定5件、条例の一部改正5件、条例の廃止4件、そしてまた、各会計補正予算5件、町道路線の認定・廃止・変更それぞれ1件、そしてまた、広域市町村圏組合規約の一部改正に伴う協議案1件のほか、新年度予算の議定5件であります。

また、一般質問は7名の議員から提出をされております。

なお、新年度予算は、各常任委員会へ付託して審議をしまいたいと思います。

以上を勘案いたしまして、会期については、3月4日から10日の7日間といたしたいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（島崎保幸君） どうもご苦労さまでございました。

◎議事日程の報告

○議長（島崎保幸君） 本日の議事日程を報告いたします。

日程は既に印刷してお手元に配付してあります。これをもってご了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（島崎保幸君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、議長において指名いたします。

12番、秦 重悦君、13番、森 佐衛君、以上、両名をお願いいたします。

◎会期の決定

○議長（島崎保幸君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会の答申どおり、本日から10日までの7日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から10日までの7日間と決定をいたしました。

◎諸般の報告

○議長（島崎保幸君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

監査委員から例月出納検査結果報告書、議会推薦の農業委員会委員から会議概要報告書、長生郡市広域市町村圏組合議会議員から議会定例会概要報告書、千葉県後期高齢者医療広域連合組合議会議員から議会概要報告書の提出がありました。

別紙諸般の報告一覧表のとおり、資料をお手元に配付しております。

これをもってご了承願います。

◎町長の施政方針

○議長（島崎保幸君） 日程第4、町長の施政方針を伺います。

玉川町長より、本定例会に当たり施政方針を述べたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

町長、玉川孫一郎君。

○町長（玉川孫一郎君） 皆さん、おはようございます。

本日ここに平成27年第1回一宮町議会定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様方には公私ともご多用にもかかわらずご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

また常日ごろ、議員の各位並びに町民の皆様方には、町政の執行に当たりまして温かいご支援とご協力をいただき、おかげをもちまして、平成26年度に計画いたしました各種事業も順調に進展いたしておりますことを心からお礼を申し上げる次第でございます。

本年最初の定例会でございますので、よろしく願いいたします。

さて、我が国の経済状況は、安倍内閣の経済財政対策により、長期にわたる景気低迷からようやく脱却しつつあり、雇用情勢の着実な改善など緩やかな回復基調が続いているとされておりますが、その恩恵がまだ地方に十分実感できるところまでには、まだまだというのが実感でございます。今後はその効果が地方まで波及されることを切に願うところでございます。

また、昨年は、全国各地で台風や豪雨による土砂災害、御嶽山の噴火などの天変地異による災害が相次いで発生し、多くの生命や財産が奪われました。とりわけ本町においては、豪雨や台風による大きな被害はありませんでしたが、防災・減災対策に対する備えの重要性を改めて認識いたしました。

さらに、継続的な課題として、人口の減少、少子・高齢化社会を背景とした医療・介護・年金といった社会保障制度の重要な課題の解決も急務となっております。町といたしましては、このように急速に進む変化の中にあっても、さまざまな課題を見据え、安全・安心を実感できるまちづくりのため、議会はもとより、住民の皆様方と協働しながら全力で取り組んでまいり所存でありますので、皆様のご協力をお願い申し上げます。

本日は、平成27年度の一般会計及び特別会計の予算案を初め、条例の制定、条例の一部改正、条例の廃止、町道路線の認定・廃止・変更、規約の一部改正、28案件を提案いたしました。ご審議をいただくに当たり、各種施策と施政方針につきまして、所信の一端を申し上げます。

初めに、平成27年度予算について申し上げます。

一般会計の総額は43億3,900万円、過去3番目の予算規模となり、平成26年度からは2億4,600万円の増加となりました。

東浪見保育所の民営化移転事業や東浪見小学校グラウンド芝生化事業、一宮中学校の駐輪場改修事業など、子供たちの環境整備に力を入れたほか、農家の若手グループが取り組む最

先端技術を導入したトマト栽培施設新設事業への助成など、町の基幹産業である農業を応援する事業にも力を入れ、大型事業が重なったことで予算規模が膨れたものであります。

次に、特別会計ですが、4会計の総額は30億6,195万3,000円で、前年度に比べると3億3,622万7,000円の増加となりました。これは国民健康保険事業における保険財政の安定化支援方針の見直しによる拠出金の増加や、介護保険事業におけるサービス利用者が増加傾向にあることなどが要因となり、特別会計全体で増加となったものです。今後も社会保障費や公債費など削減することが難しい経費の動向に細心の注意を払い、徹底した経費の節減に取り組んで、健全な財政運営に努めてまいります。

次に、防災関係ですが、各地域へ自主的に組織結成を促進するため、引き続き自主防災組織設置補助金及び災害による被害の防止軽減を図るため、救命胴衣購入の助成を行ってまいります。また現在、35地区のうち、自主防災組織は4地区のみの設立です。さらなる各地区の自主防災組織設置を促進するため、各区長、自主防災会長も含めた先進地への視察や検討会等を実施してまいります。今後も引き続き訓練や他の広報媒体を活用しながら、防災意識の向上に努めてまいります。

次に、一宮荘跡地に整備中の一宮海岸広場につきましては、大塚実海と緑の基金を活用し、海辺の自然環境との調和を図りながら、公園遊具などを配置した子供たちの遊びの場を初め、多目的に使える芝生広場など、小さな子供からご年配の方々まで、広く町民の方々が憩える場所として整備を進めてまいりました。ことしの3月末に工事が完成いたしますが、多目的広場などの芝生の養生に2カ月から3カ月かかるため、使用の開始は夏前になることを予定しております。この完成を記念しまして、7月には渚のファーマーズマーケットとあわせて海岸広場のオープニングイベントを開催する予定です。

次に、上総一ノ宮駅東口開設につきましては、町の一大目標としておりますが、工事関係での労務費や資材の高騰もあり、東口開設の工事費と維持管理費の財源確保が非常に難しい状況であります。これを補うために、町では、駅の利用者を対象に寄附金を募ったり、ふるさと納税や、企業や町民の方々からの寄附などをお願いしているところであります。また、国やJRに対し、東口の開設工事と維持管理がいかに安価になるかの設計や補助金について粘り強く要望、交渉しているところでございます。東口開設は町民の悲願でもあります。役場内に東口開設に向けたプロジェクトチームを平成27年度中に立ち上げて進めてまいります。

次に、人口の減少と東京一極集中の是正を目的に、政府が進めております地方創生につきましては、昨年末に国の将来ビジョンであるまち・ひと・しごと創生総合戦略が閣議決定と

なり、この総合戦略の第一弾として、全国各市町村へ地方創生関連交付金が配分されることになりました。この件につきまして、今回の補正予算に計上してございますので、よろしくお願いたします。

内容につきましては、地域消費喚起と生活支援を目的としたプレミアム商品券並びに子育て応援商品券の発行を商工会協力のもと予定しております。今回実施いたしますプレミアム商品券は、販売価格より4割多い金額分の買い物ができる商品券を発行し、地域における消費の喚起対策として実施いたします。また、中学生以下の子供がいる子育て世帯には、子育て支援の一環として子供1人5,000円分の商品券を子供の人数に応じて配付し、子育てに対する支援の一層の充実を図ってまいります。

地方創生先行型としては、原保育所の絵本や備品類の環境整備、子育て支援マップの作成、JA長生と協力した農産加工品の開発などを計画しております。本事業においては、新年度へ予算を繰り越し、実施していく予定です。

あわせて、まち・ひと・しごと創生法に基づく地方版人口ビジョン、今後5カ年を目標とした地方版総合戦略の作成に取りかかってまいります。この素案づくりにおいて、各課の枠を越えて対応していくため、39歳以下の役場若手職員を中心とした地方創生推進プロジェクトチームを2月に設置いたしました。今後は、特別職や各課長による推進本部の設置を初め、町内外の有識者による懇談会やパブリックコメント等を通じ、町民の皆様を初め、さまざまな方々のご意見を伺いながら総合戦略をまとめ、将来における人口の減少や少子高齢化、地域活性化などの諸問題に一宮町として取り組んでまいりたいと考えております。ご理解並びにご協力をくださいますようお願いを申し上げます。

次に、商工関係について申し上げます。

消費者行政に関してですが、消費者である町民の皆様が安全で安心できる地域社会を確保するため、継続的に消費者行政活性化の推進に努めるとともに、現在ある消費生活相談窓口のさらなる強化や、悪質商法などから高齢者を守る啓発活動を今後も実施してまいります。

次に、観光関係ですが、夏の風物詩であります一宮町納涼花火大会は8月1日の第1土曜日に、灯籠流しは昨年と同日の8月16日に開催を予定しており、どちらも昨年以上に活気のあるイベントにしようとする趣向を凝らしております。

また、一宮海水浴場は、7月18日から8月下旬までの38日間の開設を予定しております。そして、海開きでは、毎年好評でありますはまぐり祭りを、ことしは県民の日長生地域行事とあわせまして盛大に開催いたします。

また昨年、日本最大規模で実施いたしました九十九里トライアスロン大会ですが、ことしも一宮海岸を中心に9月26日に開催を予定しております。実行委員会では、実施に向け、昨年以上に満足度の高い大会となるよう検討してまいります。夏期観光の期間中は、警察を初め、関係機関と連携を図り、事故防止に万全を期してまいりたいと考えています。

また、海岸有料駐車場の試行事業ですが、昨年と同時期の4月下旬から10月下旬までの期間を予定しております。今回は、昨年の反省点を踏まえて、仮設トイレの増設や駐車場入り口部分の舗装を行い、利用者のさらなる利便性を高め、利用の促進を図ってまいります。

次に、国民健康保険事業ですが、少子高齢化や社会情勢の変化に伴い、将来の社会に不安を持つ人がふえており、年金、医療、介護などの社会保障制度の充実と安定化が求められております。全国的に国民健康保険は、被保険者の年齢構成や医療水準が高い反面、所得水準が低いという構造的な問題を抱えており、依然として厳しい財政運営が続いております。その状況は当町におきましても例外ではなく、平成25年度は保険税の税額を改定させていただき、また、国民健康保険財政調整基金を取り崩し、国民健康保険を維持してまいりました。また、平成26年度には、低所得者に対する軽減判定基準所得を引き上げる見直しを行い、保険税の負担を軽減いたしました。

このような中で、新年度の保険給付費については、医療費の動向、国・県の交付金等を考慮し、前年度比やや増で計上しております。また、40歳から74歳までの方に実施しております特定健康診査事業及び特定保健指導事業につきましては、国民健康保険加入者の皆様に生活習慣病の予防と早期発見のため、対象者全員に腎臓の機能低下をチェックする血清クレアチニン検査や、通風だけではなく狭心症や心筋梗塞などの心臓病の早期発見に有効な尿酸検査の実施、また皆様が都合のつきやすい土曜日の健診を引き続き新年度も実施いたします。町民の健康を守り、今後の医療費削減に努めてまいりますので、1人でも多くの方が受診されますよう、皆様のご協力をお願いいたします。

また、平成29年度を目標としていた国保の都道府県化による広域化も1年延伸され、平成30年度となりましたので、引き続き、国・県の動向に注視しながら適正な運営に努めてまいります。

続いて、後期高齢者医療制度でございますが、保険料率は、国から示された医療給付費等の伸び率や県内の被保険者数の増加をもとに算定され、千葉県後期高齢者医療広域連合で決定しておりますので、今後も引き続き国や県の動向を注視し、被保険者の方に支障のないよう、周知や窓口の対応を図ってまいります。

国民年金につきましては、平成26年度から2年度分の保険料を口座振替でまとめて納める2年前納制が始まりました。2年前納をご利用いただきますと、毎月納付する場合に比べ、2年間で約1万4,800円程度割引になりますので、ぜひご利用ください。

次に、福祉関係ですが、子ども・子育て関連3法に基づき、子ども・子育て支援新制度がスタートいたします。これは、幼児期の教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を目的として、消費税の増税分を財源に充て、進めていくもので、具体的には、認定こども園の普及や待機児童の解消、地域の子育て支援の充実を図っていくものです。この新制度を推進するため、子ども・子育て支援に関する町で取り組む、今後5カ年間の施策を盛り込んだ一宮町子ども・子育て支援事業計画が間もなく完成いたします。この計画に基づいて、子育て支援に関する事業を実施してまいります。

また、新制度により、国の利用者負担の基準が変わり、27年度、町の保育料の算定方法が変わります。現在入所中のご家庭につきましては、制度改正による変動がないように調整をし、また、延長保育の制度を改正し、子育て家庭の支援をしてまいります。子ども・子育て支援法の施行及び児童福祉法の改正による条例の改正案等を上程いたしますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

また、この子育て支援に関連しまして、町では愛光保育園の施設の整備と2つの公立保育所を民営化し、園舎を新築して認定こども園として開園することを柱にした一宮町保育所整備基本計画を策定し、政策を進めております。愛光保育園の整備は、平成26年度に工事を行い、平成27年4月から定員が今までより20人増員した80人で運営が開始され、このことによりまして、これまで問題になっていた慢性的な定員超過が大幅に改善されます。

東浪見保育所の整備につきましては、平成26年度に移設先の用地を東浪見小学校に隣接する土地に決定し、移管先法人を決定いたしました。平成27年度には用地、進入路の整備、園舎の新築工事に加え、地域住民、東浪見保育所通園児の保護者及び移管先である社会福祉法人一粒の麦福祉会と協力し、平成28年4月の東浪見地区の認定こども園開園に向けて移管準備も進めてまいります。

さらに、一宮保育所の整備につきましても、平成27年度中に移設先用地の取得、移管先法人の選定を行い、平成29年4月の開園を目指してまいります。今後も子育て支援の充実に努めてまいります。

次に、消費税率が8%に引き上げられたことにより、所得の低い方々への負担の影響を緩和するため、平成26年度に引き続き、臨時福祉給付金を支給いたします。また、子育て家庭

への影響を考慮した子育て世帯臨時特例給付金の支給もあわせて実施いたします。

また、重度心身障害者医療費給付制度について、今までは、医療機関で受診したときに、一度窓口で自己負担額を支払い、後から町に申請して助成を受ける、いわゆる償還払いになっておりました。これが平成27年8月から、千葉県内においては、一定の負担額のみ医療機関の窓口で負担する現物給付になり、障害者の方々の負担軽減につながる予定です。

健康関係事業ですが、町民の皆様の健康の維持増進と病気の早期発見による重篤化の予防、さらには健康寿命の延伸を念頭に置いて、健診受診率及び内容の向上を目標に、各種健診事業、予防接種事業、母子保健事業を実施いたします。本年度がん検診を土曜日に受診したところ、働く女性から予約を多くいただき、受診率が向上したことから、新年度も土曜日に受診できる体制を整えます。

健康増進事業では、一宮町健康増進計画、食育推進計画の策定に当たり、町の第一次計画策定は、今後の土台づくりと考えて、保育所や学校でのアンケート及び子供たちの健診データや特定健診等のデータを収集分析し、子供から高齢者の方々の健康長寿を目指すことを目的として、計画策定に着手してまいります。

次に、介護保険事業ですが、平成27年度から第6期の事業計画が開始となります。皆様ご存じのとおり、介護保険法の改正により制度が大きく変わっております。国は、団塊世代の皆さんが75歳を迎える10年後の2025年に介護保険給付費のピークが来るものと見ております。そこで第6期計画から2025年を見越した計画を策定するようにとの指示があり、作成いたしました。

まず、介護保険料ですが、昨年12月の議会では、被保険者数、認定者数及び利用者数の増加から保険給付費も増大が見込まれ、基準月額が6,200円程度になると申し上げましたが、介護保険事業を継続性のある運営とするための歳入の確保と介護保険料の上昇の抑制ということについてあらゆる方法で検討してまいりました。事業計画の見直しはもちろんのこと、削れると思われるところは全て削減いたしました。その後、国から示されました一定所得以上の方の利用料が2割負担になるなどの措置による削減が見込めました。さらに介護報酬の平均2.27%の引き下げや平成26年度の決算の見込みで、介護給付費準備資金が550万円程度見込まれましたので、第6期計画で60床の広域型特別養護老人ホーム及び小規模多機能型施設の開設を考慮しても介護保険料の基準月額を5,200円にすることができました。

次に、地域支援事業ですが、第6期から要支援認定者の訪問介護と通所介護が地域支援事業に移行されることとなります。郡内では、平成29年度からの移行を予定しています。なお、

要支援者の訪問介護と通所介護には、介護保険の専門の事業所以外の方が参入できるようになるということで、介護の質が低下するのではないかという声がございますが、長生地域には、そのような事業所はないことから、心配はないものと考えています。

また、新規事業として、元気な65歳以上の皆さんに積極的に外に出て活躍していただくため、介護事業所でボランティアとして活動していただき、活動時間に応じてポイントを差し上げ、たまったポイントと商品券の引きかえができる介護支援ボランティアポイント制度を実施いたします。

続いて、昨年、東京で、元気づくり大学という一般社団法人が主催する介護予防のシンポジウムに参加いたしました。全国で10の市町程度が参加する規模でございましたが、活動内容には大変興味がありましたので、職員を三重県にある大学本部に派遣いたしました。現在、元気づくり大学を参考に、介護予防運動プログラムの開発や、介護予防推進委員のステップアップ研修など、一宮町の事業に導入できるよう検討を加えているところでございます。

続いて、介護度重度化防止対策事業でございます。

昨年までは、県の全額補助を受けて、出張介護予防教室として実施してまいりましたが、平成27年度からは、介護予防事業の一つとして国・県及び支払基金から約65%の補助を受けて、引き続き実施してまいります。出張介護予防教室は、現在、本給地区、1区と船頭給区でそれぞれ2カ所と、16区、海岸区、釣区で介護予防推進委員と保健師を派遣し、定期的に開催しております。また、各地区の老人会や地区社会福祉協議会、時にはお念仏など、高齢者の皆さんが集まるところにも積極的に出向いて教室を開いております。

その他、高齢者の安心・安全見守り事業では、緊急通報装置による電話での対応から、ガードマンが直行する方式に変更し、高齢者がさらに安心して暮らせる環境を整えてまいります。

成年後見制度については、まだ十分に理解されていないようですので、広報など周知を図ってまいります。

本議会に、介護保険料改正の条例改正案1件と、第3次一括法に伴う条例制定2件をご提案いたしますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。今後とも積極的に介護予防事業に取り組むとともに、適正な介護給付に努めてまいります。

次に、農業関係について申し上げます。

米の関係でございますが、平成27年産主食用米の作付面積につきましては、国からの配分数量から面積を換算し、昨年より約7.1ヘクタール少ない、246.8ヘクタールの作付面積を農

家へ配分することとなります。米の在庫量と需要の見通しとの差から、生産量は年々減らす方向へ動いており、また、米価におきまして、平成26年産米は、これまでにない低価格に陥り、稲作農家にとっては非常に厳しい状況となっております。昨年、米の政策が見直された中で、さらに平成27年産米に対する稲作緊急対策事業が打ち出されたところではありますが、制度の運用に向け、さらに周知に努めて支援してまいりたいと考えております。

次に、施設野菜や果樹などの生産施設の支援事業ですが、県補助事業の新「輝け！ちばの園芸」は、新年度におきまして9件、事業費としては1億782万円の整備を予定しております。町は補助金として、県の補助金を含め2,718万円を新年度予算に計上いたしました。

また、役場下で県道沿いの埋立地でございますが、農業の若い担い手がトマト栽培施設の建設を予定しているところでございます。建設場所は、その他、川向こうに1カ所、白子町に1カ所、あわせて3カ所で、総事業費5億8,500万円で、このうち50%は国からの補助金となります。事業主体はメンバー5人で設立した農事組合法人で、完成後は法人管理となり、トマト生産の共同経営を行っていくものとなります。実は昨日、このメンバー5人によりまして農事組合法人が設立されました。一宮町では第1号だそうです。

栽培は、養液システムによりまして、年1作の長段どりとし、10アール当たりの収量は通常の3倍に当たる30トンを生産、さらに環境制御装置の導入により病害リスクの軽減、果実の成育などの向上を図るものとなっております。こうした新しい生産体系の取り組みにより、長生トマトの名声を取り戻し、長生地域の農業振興に大きな影響を与えるものであると判断し、町からの補助も含め、予算に計上いたしましたので、よろしく願いいたします。

次に、町は昨年、一宮町ウミガメ保護条例を制定し、毎年産卵に訪れるウミガメの保護や調査活動を保護監視員とウミガメを見守る会により行っているところでございますが、ことし11月27日から29日までの3日間、この一宮町におきまして、日本ウミガメ会議が開催されることになりました。全国のボランティア団体や研究者が集まり、ウミガメの産卵状況や調査成果などを報告する場となるもので、NPO法人日本ウミガメ協議会が中心となり、これから実行委員会を立ち上げて、開催に向け、詳細を詰めていくことになっております。全国、世界からも注目を集めている会議であり、都心からも近いので、参加者も例年に比べふえると予想されております。これを契機に、九十九里が産卵の北限であることとともに、一宮町の豊かな自然をPRして、町民にもウミガメへの理解を深めてもらいたいと、そう考えまして、町も協力してまいります。なお、会議開催の経費につきましては、大塚実海と緑の基金により支援したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、土木事業ですが、町道整備につきましては、新年度も各地区からの要望等をもとに、優先順位評価基準や現場踏査による整備箇所の選定を行い、道路機能改善と維持向上及び安全確保に努めてまいります。また、平成24年度から事業を開始している天道跨線橋通り、いわゆる町道1-7号線ですが、この道路改良工事については、平成26年度に平成25年度分の繰り越し分と合わせまして工事に着手し、およそ163メートルの整備が完了しております。平成27年度も引き続き改良工事を進めてまいります。

次に、交通安全対策関係でございますが、交通事故防止のため、昨年と同様、小・中学校、教育委員会と通学路などの改善箇所を確認して、交通安全施設の整備拡充を図ってまいります。

次に、環境関係ですが、住宅用太陽光発電システムの補助金交付事業は3年間行ってまいりましたが、申込者が多く、平成26年度も全額実施したことから、平成27年度も継続の予定です。また、町として再生エネルギー利用促進の面から、町有施設の屋根貸しによる太陽光発電事業を東浪見小学校と一宮中学校の屋内運動場及び一宮小学校の北校舎で実施しており、新年度からは、この施設の使用料が町に納付されます。

次に、公共用水域の保全の観点から実施しておる、くみ取り及び単独処理浄化槽のトイレを合併処理浄化槽のトイレに変更するときに補助金を交付する事業がございますが、この事業も継続して実施してまいります。

また、釣ヶ崎海岸のエコトイレですが、し尿を処理する土壌システムが耐用年数を超えて処理能力が低下していることから、土壌の入れかえを新年度に実施いたします。

次に、ごみ問題ですが、新年度に空き缶等の散乱及びポイ捨て防止に関する条例を施行いたします。この条例は、町と町民及び事業者が一体となり、空き缶等の散乱とポイ捨ての防止に取り組み、適正な管理と処理を行うことで、資源の有効活用を図り、快適な生活環境と町民生活の向上を目標としております。違反者に対する罰則もありますが、半年間は、条例の趣旨や目的を理解していただくため、広報や啓蒙活動を行い、10月からの本格運用を予定しております。

また、廃棄物の不法投棄対策ですが、県との合同パトロールを実施するとともに、不法投棄監視員及び関係機関と連携を図り、今後も不法投棄の防止に努めてまいります。

次に、官公庁と民間が一体となっていく、ボランティアによる一宮海岸及び一宮川の清掃や一宮川堤防の草刈りは新年度も実施を予定しております。

次に、放射能汚染問題ですが、町民が安心して暮らしていただけるために、空間放射線量の測

定、農産物の放射性物質の検査、給食用食材の放射性物質の検査等、今後も継続して実施いたします。現在までの測定結果では、全ての放射能汚染関係の項目で、国の定める基準を下回っているか不検出であり、健康には影響がないと判断しております。さらに、大気汚染物質の微小粒子物質、いわゆるPM2.5ですが、高濃度になると予想された場合、健康被害を受けないようにするため、防災行政無線と各学校にファクスで注意喚起のお知らせを行います。

次に、有害鳥獣対策ですが、平成26年度も一宮町有害鳥獣対策協議会にて、約1.3キロの電気柵を奥谷の薬師堂周辺の水田に設置するなど、被害の軽減に向けた対策を引き続き行っており、平成27年度以降も関係機関と情報の共有を図りながら、有害鳥獣の隠れ場所になっている耕作放棄地や餌場となっている農作物の廃棄の改善指導を行ってまいります。

次に、都市整備の都市下水道事業ですが、中央ポンプ場の建屋で機械室や電気室に屋根の老朽による雨漏りが発生していることから、新年度は、保守点検業務とあわせて、屋根の防水工事を行い、排水機能の維持を図ってまいります。

次に、東浪見土地区画整理事業ですが、本年2月16日に県による完了検査が行われ、3月下旬には、県から組合の解散が認可される見込みです。この事業は、バブル崩壊による地価下落の影響をまともに受けた苦しい組合運営の期間が長く続きましたが、組合による賦課金の徴収と金融機関との間で訴訟となっていた借入金の返済問題が和解となったことが大きな転機となり、その後に実施された町からの支援により、事業収束の道筋がつかしました。この事業が始まってから27年の歳月を経て、ようやく解散となることは、町にとって大きな課題の解決であり、このことは、議員の皆様を初め、関係者の皆様のご尽力のたまものであります。

また、東野地区内にあります集中浄化槽施設は、新たに管理組合が設立され、暫定ではありますが、既に管理運営を行っております。新年度からは、使用者と町が一体となった体制で、施設の維持管理や使用料の賦課徴収などの事務運営を行っていく予定です。

あわせて、新年度は、東野地区にある2カ所の公園の遊具等を整備していく予定です。

都市計画関係では、都市計画の基本方針である都市計画マスタープランが1月29日の都市計画審議会で承認されたため、今後は、この方針に基づいて都市計画の具体的な見直し、検討を進めてまいります。

次に、教育について申し上げます。

学校教育につきましては、学校施設等の環境整備として、東浪見小学校のグラウンドを芝

生化する工事及び一宮中学校の駐輪場の改修工事を計上しております。

このほか、学力向上への新たな取り組みとしまして、サタデースクールを実施いたします。これは児童の自主的な休日の有効利用の促進を図るとともに、基礎学力向上のための一助として地域人材等を活用し、土曜日に小学校の3年生及び4年生が算数を学習するものです。

次に、平成27年度で3回目を迎え、一宮町が当番町となります一宮町、長生村、白子町の3町村合同による中学生海外交流研修を実施いたします。一宮町からは中学2年と3年生を対象に8人が参加する予定です。次代を担う中学生に海外の異なる歴史や文化を学び、自然や伝統を体験することで、国際的な視野を育み、語学向上が期待されます。

このほか、通常の学級に在籍するさまざまな障害のある児童・生徒への教育的な対応が求められていることから、児童・生徒の適正な学習活動の補助を行うため、特別支援教育支援員を配置いたします。本年度は、3校に1人ずつ配置しておりましたが、平成27年度は、対象児童がふえることから、一宮小学校に1人増員し、3校で4人配置いたします。

社会教育関係につきましては、関係団体と一層の連携を図り、社会教育の振興に努めてまいります。

各施設につきましては、入札不調によりおくれが生じた振武館の屋上の防水工事やG S Sセンターの屋根の改修工事、両施設の天井落下に係る安全対策工事を7月末完了を目指して進めてまいります。あわせて、振武館の駐車場につきましては、小・中学生や一般の利用者、避難所開設時の高齢者の利用も考えまして、舗装の整備を実施してまいります。

町の図書室につきましては、蔵書の充実と利用しやすい環境づくりに努め、利用者の拡大を図ってまいります。

また、文化財関係につきましては、一宮藩最後の藩主であり今日の町の礎を築いた加納久宜公や地びき網漁を継承していく取り組みとして、加納久宜公墓参会や小学生地びき網体験を町が主体となって実施してまいります。

スポーツ・レクリエーションにつきましては、体育協会、スポーツ推進委員が協働し、幅広い年代のニーズに対応した各種スポーツを推進してまいります。

地域文化につきましては、文化同好連絡協議会等の文化団体の活動を支援するとともに、芸術文化・芸能活動の発表の場として総合文化祭を実施してまいります。

最後に、放課後児童健全育成事業につきましては、対象学年を小学校6年生まで引き上げ、保護者が安心して子育てと就労の両立ができる環境整備を進めてまいります。

終わりに、本定例会に平成27年度各会計予算5件のほか、平成26年度補正予算5件、条例

の制定4件、一部改正6件、廃止4件、町道路線の認定・廃止・変更3件、協議1件を提出いたしました。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げまして、私の施政方針を終わります。

ありがとうございました。

○議長（島崎保幸君） ご苦労さまでした。

以上で、町長の施政方針を終わります。

◎一般質問

○議長（島崎保幸君） 日程第5、一般質問を行います。

一般質問につきましては、既に通告がなされておりますので、通告順に従い、これを許します。

質問者並びに答弁者は、要旨を整理され、簡潔に述べられますよう、また、会議規則第53条により、通告以外のことは発言できませんので、ご了承願います。

なお、会議規則第54条により、質問は同一議題について2回を超えることができませんので、念のため申し添えます。

◇ 藤 乗 一 由 君

○議長（島崎保幸君） それでは、通告順に従い、7番、藤乗一由君の一般質問を行います。

7番、藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） おはようございます。

質問3点ございますが、1点ずつ区切らせていただいてもよろしいでしょうか。

○議長（島崎保幸君） どうぞ。

○7番（藤乗一由君） では、1点目です。

町の歴史文化にかかわる行事への取り組みの考え方、特に、去る2月21日に行われました、加納公墓参会、献花式とそれに関連した事柄について、今後、町はどのように取り組む考えであるかお伺いします。

かつて、大正・昭和初期の一宮町のにぎわいの基礎は加納久宜公によって築られました。ですから、こうした歴史、町の文化にかかわる事柄や行事について、内容によっては、町が主体となって周知し、広報していく必要があります。このことによって町内外のより多くの方々に一宮を知っていただくことにつながります。行事などを積極的に主催していくことも

必要です。特に数年来行われている加納公の墓参会などは、本来、町が主体となって推進し、さまざまな文化的なイベントなどと絡めていくことで、観光や小・中学校の教育にも役立てていくべきです。実際、この行事には、例年、著名な来賓などにもご列席いただいております。

一宮町はかつて、西の大磯、東の一宮ともうたわれたといいますが、例えば大磯町では、現在、西行法師の命日にちなんだ西行祭、あるいは島崎藤村の命日を藤村忌として、墓参や献花を行うといったイベントも行っております。これが観光行事として、観光案内としても掲載されています。

加納久宜公は、当時の日本にとっても重要な業績を残した方です。大磯町とは事情や背景が全く異なりますが、加納公の実績などを一つの町の財産として、より多くの方に知っていただくことも必要です。より広く一宮町をアピールするためにも重要になります。町の歴史を深く知り、子供たちが故郷を誇りに思えるような教育へとつないでいくためのチャンスにもなります。そして、こうした行事等を通じて、観光資源としても生かしていくことが可能です。今後の取り組みの方針、内容についてどう考えるかお伺いいたします。

お願いします。

○議長（島崎保幸君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長、玉川孫一郎君。

○町長（玉川孫一郎君） 藤乗議員の質問にお答えいたします。

2月に行いました墓参会は、地元の森国会議員を初め、そして加納さんの現在の当主、そして加納さんが創立に参加した城南信用金庫から理事長を初め40名の方が大型バスに乗って東京から参りました。また、あるいは同じく創立に参加しました日本体育大学の学校からもたくさんの方が見えて、大変盛大でございました。

ご存じのように、加納久宜公は、一宮藩最後の藩主で、一宮町長として、また耕地整理とか、現在の海水浴場の整備とか、あるいは婦人会とか、青年会とか、一宮女子学校をつくりまして、一宮町の産業とか教育の振興など、大変大きな業績を残した方でございます。しかし、その実績とか人となりは、まだまだ町民にもよく知られておりません。これまで加納久宜公の墓参会は、いわゆる献花式でございますけれども、まちづくり推進団体であります加納久宜公研究会が主催いたしましたして、これを町が後援をするという形で実施してまいりました。来年度から、先ほど藤乗議員からも話がありましたように、町の主催で実施したいと今考えております。町の礎を築きました偉人の一人であります加納久宜公をたたえて、しのぶ

会として実施する予定でございます。

また、町の指定文化財には、加納久宜公の墓だけではなくて、加納公の紀徳の碑など関連した史跡もございまして、あわせてこれを紹介していきたいと思っております。

これまでの観光パンフレットでは、加納公の墓の案内はあったものの、観光スポットとしての位置づけはございませんでした。来年度からは、町主催で行っていく中で、町民や町外の方にもこれを広く周知いたしまして、広報に努めていきたいと考えています。今後の観光パンフレットにも、加納公の墓だけではなくて、加納久宜公がどういう人であったのか、どういう大きな実績を残したかということに掲載いたしまして、文化的、歴史的な魅力として町外にも積極的に発信して、観光資源だけではなくて、町への移住、定住にもつながるような形になればというふうに考えております。

加納さんの実績は、大変大きなもので、先ほどお話ありましたけれども、毎年、この東京の信用金庫から理事長を初め、約40名の方がバスで参りますけれども、現在の信用組合、生活協同組合とか、あるいは農協とか、そういうものを築いた方ということで、大変大きく評価されております。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 町田教育長。

○教育長（町田義昭君） ただいま町長から、町全体としての取り組みについてご紹介をいただきましたが、私のほうからは、学校関係でどのような取り組みを行っているかについてご説明を申し上げます。

まず最初に、先ほどもお話がございましたように、城南信用金庫のほうで、加納公研究会というのを設けております。この研究会が編さんした書籍「加納久宜公子爵その生涯と功績」という冊子がございまして、この冊子を小・中学校の全児童・生徒及び全職員に配付いたしまして、理解を深めるように指導しているところでございます。

このほかに、一宮小学校の6年生を対象といたしまして、社会科の授業として、「地域の偉人について語ろう～加納久宜公の業績と人間像～」という題材として講座を先月27日に実施したところでございます。加納久宜公研究会代表の林先生を講師にお招きいたしまして、スライドや映像を活用した講話をいただきました。児童たちは、町の郷土の歴史・文化に対する認識が深まるとともに、町を愛する心が育まれる貴重な機会となったというふうに考えております。当研究会のご協力をいただきまして、他の小・中学校への授業展開などをさらに検討し、今後も継続して、町の歴史・文化についての伝承を進めてまいりたいと考えてお

ります。

以上です。

○議長（島崎保幸君） 藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） ただいまの質問にお答えいただきましたが、これまでも城南信用金庫の吉原理事長など、著名な方々がおいでいただいているという実情にもかかわらず、町の対応がなされなかったということで、町の面目としては非常に恥ずかしいという状況でもございました。そこで、次年度から検討していただくということですので、非常に大きな前進と考えます。

今後は、行事のあり方そのもの、今のようであっていいのかどうか、そもそも実施すべきかどうかということも全て含めて、あるいは具体的な実施の方法なども含めて、広くご意見やご協力をいただいで進めていただきたいと思ひます。

また、教育長からご回答がありました、学校、小・中学生への冊子の配付という件ですけれども、これについては、内容が非常に難しい部分も小・中学生向けにはあると考えます。特に全員配付ということでしたが、3、4年生ぐらひまでは、どうしても理解できないのではないかと考えられますので、より内容の平易なもので、一宮に即したようなものを独自に作成していくと、教材としていくというようないことも考えられるのではないかと思ひます。

そうした教育面への対応についても、広く意見を集めながら進めていただければと思うのですが、いかがなものでしょうか。今の時点での感想をお願いします。

○議長（島崎保幸君） 町田教育長。

○教育長（町田義昭君） 藤乗議員の再質でござひますが、まず、教材の作成、それから加納公の墓参会等の町としての実施ということですが、まず、町としての実施については、私ども教育課が主体となりまして、これからどのような組織で、どのような方法でやるかということは検討してまいりたいというふうには思ひているところでござひます。

それから教材等の作成については、確かに城南信用金庫の研究会が編さんしたものは、非常に高度な部分も含まれますが、これは全ての児童・生徒に配付してござひますので、我が家もそうですが、それを家族でみんなで見るというようないことで、非常に加納公の功績については、町全体としての人気とか認識が深まったというふうには思ひているところでござひます。

教材の作成については、今後、検討してまいりたいというふうには思ひます。

以上です。

○議長（島崎保幸君） 藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） 時間のかかることだと思いますので、よく検討した上で、進めていただけるような方向でお願いしたいと思います。

次に、2点目の質問に移らせていただきます。

○議長（島崎保幸君） はい、どうぞ。

○7番（藤乗一由君） 保育所整備基本計画の今後の進行に関して、再検討をするべきと考えて質問いたします。

保育所整備基本計画のうち、現在、東浪見こども園、これは仮称ですけれども、この開設に向けて、業者選定などが終わったところですが、町では、今後は東浪見だけでなく、一宮保育所の移転も控えています。先ほど町長の施政方針演説にもございましたところですが、今後この計画の進捗に当たって、問題点、課題等をどのように認識しており、今後どのように進めるかということについて考えをお伺いします。

ここまでの計画進捗の状況を振り返ってみましても、ここ半年ほどの東浪見こども園の募集から決定までの経緯、これ一つをとってみましても、必ずしも当初の予定どおり順調に進んだとは言えません。例えば東浪見への応募の法人がなかった点、これなどが目に見えるいい例ですけれども、一定の進捗を見た現在でも、住民の方から、この東浪見の場合について、疑問とする意見や批判を最近でも聞くことがございます。例えば、東浪見保育所はなぜ今より海に近い場所に移るんですかという、ごく根本的な問題ですけれども、こういう声などもそうです。中身が十分に浸透していないということが大きな原因で、これまでの従来までの広報の仕方に問題があったと認識していただくほうがいいのではないかと思います。

そこで、今後の保育所整備基本計画を進めるに当たりまして、さらにさまざまな情報を集めて、これまでの経緯を含めて、問題点などに再検討を加えるべきと考えます。今後の展開についてのお考えを伺います。

お願いいたします。

○議長（島崎保幸君） 高師福祉健康課長。

○福祉健康課長（高師一雄君） ただいまの藤乗議員のご質問にお答えいたします。

応募法人につきましては、理想としては複数の応募が欲しかったことは事実でございます。興味を示しました法人が複数ありながら、結局応募をいただいた法人は1法人でございました。前にもご説明しました各法人の辞退理由の中で、設定工期が短く、対応できないとありましたので、一宮保育所の民営化の際には、工期はもちろん、選考日程、スケジュールも含

めた全体的な日程に余裕を持たせ、より多くの応募をいただけるよう努力してまいりたいと考えます。そのためには、早期に用地を決定しなければならないなど、問題がまだまだありますので、また皆様のお知恵をおかりしながら、今後も保育所整備基本計画を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（島崎保幸君） 藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） ご回答いただいたんですけれども、私が申し上げているのは、これまでの経緯から考えて、東浪見以上に大きな事業となるわけですから、また用地の選考、選定に関してもかなり難しくなってくると考えられますので、こうした点、ただ進めるだけではなく、さまざまに考えられる、今回、東浪見の応募がなかったということも含めて、課題をどのように考えているか、あるいは、これまでの経緯を十分反省している部分があるのかということが言いたかったんですけれども、東浪見のこども園の移管先法人の公募に関しましては、当初の募集に対して応募者がゼロということで、要綱を手直した上で再募集と、これによって辛うじて1事業者が名乗りを上げた形となっています。

当初の募集計画どおりにはいかない可能性が高いと、こういうことは以前から申し上げ、指摘していました。玉川町長へは、他の方面からもそうした指摘はあったはずでございます。私のこの指摘の根拠は、経営者サイドの立場に立ってみまして、これまでの子供数の変動、こういったデータ、町から簡単に手に入れることができるわけですね、これをつぶさに検討しただけのことです。応募者がなかったのは当然のことだと考えております。

そうしたようなこれまでの問題等を考慮して、東浪見の場合には社会福祉協議会による形が望ましいのではないか、早目に準備するべきではないかという点も指摘されてきました。また今回、当初予算の予定にはなかった運営補助金の支出も臨時になされる、次年度ではございませんが、これまでの計画遂行のずさんさがこれによってはっきりしてしまったということになると思います。

とはいえ、昨年後半に秋から専従体制も整ってまいりましたので、そこからの担当の皆さんの努力、これは評価されるものと考えておりますし、期待しているところであります。ですけれども、これまでであったような問題点を振り返りまして、今後の計画推進について再検討をすべきだと思います。

多くの方が、一宮こども園の場合にも、今回の東浪見の場合に倣って運営費などの補助、こういった支出がさらに伴う可能性が高くなってきたのではないかと危惧しております。さ

らに、一宮が新設された以後に起こるであろう園児数、子供の数ですね、こういった変動と
いったところも全く見えないところではありますが、中・長期的に東浪見こども園、原保育
所、こうした運営についての見通しなどにも東浪見の進捗の様子を見た上で再検討していく
という、じっくりとした取り組みのほうがいいのではないかと考えます。

ここまで円滑に進まなかった原因としては、計画の急ぎ過ぎ、準備不足、調査不足、こう
いったことが大きな問題です。体制が整わないという状況にもかかわらず、拙速に進め過ぎ
た、急ぎ過ぎたということが原因です。これらを踏まえまして、今後の計画部分について全
面的に再検討を加えるべきと考えております。それについて町長のお考えを伺います。

もう一つ、重要なことを漏らしてしまいました。東浪見こども園に関しまして、この業
者選定に対して、当初の募集要項を変えて、これは非常に短期間のうちでございましたが、
追加の6,000万円の運営補助をするという内容については、これは、この内容自体、本来は
慎重に検討して、十分時間をとった上で、議会に諮った上で進めるべきものだと、そういう
性格のものだと考えます。本来必要とされるべきこうした手続を踏み外して進めているとい
うふうには見えません。こうした手続を踏み外すような事例が以前にもありましたが、町
長として、これについてどうお考えでしょうか。これについてもお伺いしたいと思います。

○議長（島崎保幸君） 玉川町長。

○町長（玉川孫一郎君） 藤乗議員の再質問にお答えします。

まず、町が作成いたしました一宮保育所整備計画の基本方針でございますけれども、3つ
ございます。保育環境の早急な改善、そして保育所の定員超過の早期の解消及び認定こども
園化ということでございます。これらを達成するために、町は、公立としての整備ではなく、
2つの保育所の民営化という道を選択いたしました。

民営化を選んだ理由の一つは、再三申し上げておりますけれども、民間事業者の建てかえ
事業に関しては、国からの補助があるということで、町の財政的負担が小さいというのが大
きな理由でございます。建築事業費だけで、東浪見だけで約2億5,000万円、一宮の場合は、
規模を考えると5億円くらいはかかると今予想されております。町には、これらを早急に支
出できるだけの財力はございません。

今回の東浪見保育所の移管のケースに関しましては、町の独自補助を、確かに先ほど申し
上げましたように、行うわけでございますけれども、建築事業費は、約2億5,000万円の整
備費の中で、町の負担金と先ほど言いましたが、その6,000万円の独自補助を合わせまし
ても、7,700万円ということで、公立で、町立で整備するよりも1億7,300万円、町の財政的な

負担が抑えられます。またこれは維持管理・運営費でも同じでございまして、民営化することによりまして、1年間に約2,000万円の経費の削減効果が見込まれております。このように、町の財政的な負担は、公立で整備するよりもはるかに少なくなりまして、同時に先に挙げました3つの基本方針は、最短のスケジュールで現実のものとなります。

一宮保育所に関しても、スタンスは全く同じでございます。現在の一宮保育所は、定員超過によって設備が不足している上に、道幅も狭く、毎日渋滞が起きております。そして一番の大きな問題は、川の近くだということでございます。3.11のときに、川に津波が遡上いたしました。そのときに町民の皆様から大きな声が上がったのは、一日も早く一宮保育所を高台に移転してほしいという声がございました。これは今の庁舎の建設のときも、庁舎を建設するよりも先に、一宮保育所の移設のほうが先だという声も上がったのも事実でございます。

そういった懸念を心配しますと、やはり一宮保育所の早期の整備がどうしても必要だと私は考えております。民営化による整備は、できるだけ町の負担を少なくして、よりいい事業者を選びたいと考えております。

今回、結果といたしまして、愛光さんを運営している社会福祉法人が手を挙げていただきまして、お任せすることができました。愛光さんにつきましては、宮原の保育所を長年運営しておりまして、私もそこの卒園生でございますけれども、町で大変信頼されおる事業者でございますので、結果としては大変よかったなと私は喜んでおります。

確かに都市部、千葉とか、柏とか、ああいった都市部と違いまして、多くの待機児童がいるわけではないとか、収益性の面でも事業者にとっては魅力は少ないのも承知しております。このような状況の中で、財政状況と緊急性のバランスを図りながら、現在の計画どおりに進めていきたいと考えております。

一宮の保育所の場合については、まず補助なしで公募を行います。そして、応募者がなければ、町の独自の補助をつけてまた再公募いたします。それでも応募がなければ、公設民営も考えていかなければならないと考えております。いろいろな整備の方法が考えられる中、優先順位を考慮しながら計画を進めてまいりたいと思います。そのためには、皆さんのご意見をいただきたいことがたくさんありますので、今後よろしく願いいたします。

先ほども言いました6,000万円の運営費について、議会のほうの手続ができなかったことについては、それについてはおわびを申し上げたいと思いますが、その経過については、ちょっと担当課長のほうから説明させていただきたいと思います。

○議長（島崎保幸君） 高師福祉健康課長。

○福祉健康課長（高師一雄君） 6,000万円の議会での関係のお話しなのですが、移管先法人の決定につきましては、平成26年9月議会におきまして、一宮町公立保育所の民営化法人選考委員会設置条例が議決されまして、第6条に定められましたように、委員長に会議の結果を町長に報告し、これを受けて町長が決定いたしました。

本来であれば、法人の決定は議決事項ではありませんが、今回の選考の過程では、応募法人から町独自の補助金の要望がありましたので、さきに説明したとおり、これが平成27年度、新年度予算に計上するものではなかったため、決定をする前、平成27年1月27日に開催されました第1回臨時議会の終了後の議員全体会議の場におきまして補助金を付して応募法人への移管を進めたいという町の方針を説明させていただきました。その際、質疑応答の場を設けましたが、反対意見等はございませんでしたので、これを受けて、町としては移管先法人を決定させていただいた経緯がございます。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） 今、再質問に対してお答えいただいたんですけども、それについて1つ申し上げたいと思います。

町長のほうで、一宮こども園が急ぐべきということで、必要な理由として上げていただいた津波対策という点を、これを言うのであれば言う程度、先ほど私が申し上げたように、じゃ、東浪見の場合はどうなんだという意見が必ず出てくることになるわけですね。そういった点を私は申し上げているのです。そこのところが理解されていないということきちんと執行部側でも理解していただかないといけないという点ですね。

それから、負担を軽減するために民営化するというので、それをまず第一義的に進めたいということであれば、事業者に手が挙がらないということが見えているのではないかと計画を急いで進めるということ自体が、やり方として間違っているのではないかと考えられます。こうしたところも含めまして、手続の部分もそうですけれども、急ぐということ自体がこういう結果を招いているとしか考えられませんので、その点からしっかりと根本的に考え直していただきたいと思います。

町長のほう、よろしく願いいたします。

○議長（島崎保幸君） 玉川町長。

○町長（玉川孫一郎君） 私のほうで一点追加させていただきますけれども、先ほど藤乗議員

もおっしゃったように、町のその経過が、取り組み方がまだ町民によく理解されていないというのは確かに事実でございます。

東浪見保育所については、津波対策ということで、高いところに移るのが一番望ましいということございまして、用地の選定をしたわけでございますけれども、なかなかそういうものが見つからなかったということで、現在の場所に落ちついたんですけれども、それがまだ町民の方によく理解されていないというのは、私たちの広報の仕方がまだ不十分であると。

実は先週、私、日曜日に6区で行いました自主防災会に参加したんですけれども、あそこはご存じのとおり、一宮の保育所の園庭で行うわけですが、そこでちょっと時間があつたので、その住民の方とお話ししたんですけれども、さっき言いました、新しくできる保育所が民営化されるということをご存じなかった方がまだいっぱいいらっしゃいました。というのは、確かに町のほうでいろんな形で説明会やご意見を聞いてきたんですけれども、やはりお子さんを預かっているお母さん方を対象に説明会を何回も開催したんですけれども、一般の方に対する広報はやはり不十分であったと。してはおりますけれども、非常にやはり、まだまだ十分ではなかったということは反省しておりますので、今、藤乗議員がおっしゃったように、町の取り組みの経過については、より丁寧に、もっとわかりやすく説明していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 藤乗君に申し上げます。2回を超えておりますので、要望等ありましたら、縮めていただきたいと思います。

○7番（藤乗一由君） ただいま申し上げたような内容について、間違いのないように進めていただきたいと思います。

続けて、3点目の質問に移ります。

○議長（島崎保幸君） どうぞ。

○7番（藤乗一由君） 3点目は、防犯灯の整備等についてという点です。

児童・生徒、学生の通学時、その他の安全の面では、町内の道路、こうした整備なども徐々に進んで、改善されてきているところではあります。防犯灯につきましては、さらに整備が必要と思われる箇所もございます。そこで、次の2点についてお伺いしたいと思います。

1つ目、今後、防犯灯を計画的に整備すべき箇所などを調査・検討するべきと考えますが、どうでしょうかという点。

2点目、かつて商工会によって設置された街灯のうち、結果として町が設置する防犯灯を補完する役目を担っているものもごございます。設置や電気料金は、この場合、個人や事業者負担であるため、一昨年来の電気料金の値上げなどにより点灯されていない箇所も多く見受けられるようになってきました。店舗の廃業なども原因の一つです。実際に町内で営業されている吉野議員などはそうした点に危惧を感じていらっしゃると思いますが、そこで、LED化のための補助等を町が進めることで、電気料金の負担軽減とあわせて、再点灯していただけるような支援策となると考えます。これらについてお願いいたします。

○議長（島崎保幸君） 峰島総務課長。

○総務課長（峰島 清君） それでは、藤乗議員の①の今後、防犯灯を計画的に整備すべき箇所などを調査・検討すべきと考えるかどうかの質問につきましてお答えいたします。

現在、町内には1,695基の防犯灯が設置されております。設置につきましては、毎年4月の区長会で防犯灯設置についての説明を行い、区から要望書が町へ提出されております。その後、町は要望箇所を精査して、必要な箇所に設置をしております。

また、近年は、小・中学生の登下校中の児童・生徒に対する事故も多く発生していることから、平成24年10月に通学路の安全確保に向けた取り組みを行うため、警察や土木事務所、道路管理者、PTAなどの関係機関で構成される通学路安全推進会議が設置され、防犯灯の要望のあったもので、設置可能な箇所には防犯灯を設置しております。

防犯灯は、犯罪防止や、夜間の歩行者や自転車の安全確保を図る目的で設置されておりますので、基本的には、住民の要望により区から提出される現状の方法で整備を進めていきたいと考えております。

なお、現在の防犯灯は、平成23年度に国の補助事業で1,981万8,000円と平成24年度の町の単独費の605万8,000円を合わせた2,587万6,000円で、蛍光灯型防犯灯から全てLED型防犯灯へ切りかえをし、省エネルギーによる環境への配慮や維持管理費が大幅に削減されております。その効果は、切りかえ前の平成21年度は、維持管理費228万6,000円、電気代が384万1,000円で、合わせて612万7,000円。全て切りかえ後の平成25年度は、維持費が9万7,000円、電気代が274万2,000円で、合わせて283万9,000円でした。今後も地域のバランスを考慮した効率的な設置に取り組んでまいりたいと思います。

答弁につきましては、以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 岡本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（岡本和之君） それでは、藤乗議員の②点目の質問にお答え申し上げます。

ます。

商工会の街路灯は、平成11年、12年の2カ年の県の補助事業で設置されました。当時、1基当たり16万5,000円ほどかかりましたが、県3分の1、町3分の1の補助金、残り3分の1を一宮街路灯組合が負担しまして、187基設置いたしました。

補助事業でありますので、組合負担とはいえ、事実上、個人負担となっております。現在、16基点灯していないものがございしますが、ほとんどお店を閉めた方でございます。お店のPRを兼ねての街路灯でありまして、お店を閉めた方が点灯していますと、月約1,000円の電気料がかかり、負担となっております。

確かに、防犯灯の役目も図られているかと思いますが、街路灯をLED化にしますと、電気料は約3分の1、300円から400円となります。しかしながら、既存の街路灯をLED化する場合、配線工事などを含めまして、1基当たり8万円から9万円ほどかかります。約180基でございますと1,500万円ほどになりますので、県の補助事業導入も考えなければなりません。

街路灯が消えていますと、町や商店街のイメージも損なわれますので、今後、防犯灯的な役割を含め、多額の費用もかかりますので、県の補助事業の導入も考え、町と商工会で協議してまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） はい、再質問。藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） 再質問というよりも、要望という形でお願いいたします。

防犯灯の設置に関しては、各地区からの要望にある程度任されているというふうにお聞きしました。また、設置件数が周辺市町村に比べても比較的多いというお話も伺っております。今後この防犯灯、あるいは防犯灯の役目も一部担っている商工会の街灯と、これらを含めて総合的に検討していただきたいなと思います。

場合によっては、増設だけでなく、今後のコストというところや効率というような、非常に明るいところも町内にはございますので、整理ということも検討せざるを得ないかもしれないという部分も将来的には考えられるのではないかと思います。

商工会による街灯の場合には、電気料金が大幅に軽減されるとはいいまして、導入には、先ほどご説明いただいたように、多額の負担がかかりますから、補助施策導入というようなことでないと、なかなか踏み切れないような形になると思います。今後、先ほど申し上げましたような形で、総合的に検討していただいて、補助金が導入できるようであれば、速やか

にやっていただけるような体制も並行してとっていただけるとよろしいのではないかと
思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（島崎保幸君） よろしいですか。

○7番（藤乗一由君） はい。

○議長（島崎保幸君） 以上で藤乗一由君の一般質問が終了いたしました。

会議開会后、1時間経過いたしましたので、ここで10分程度の休憩といたします。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時40分

○議長（島崎保幸君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◇ 渡 邊 美 枝 子 君

○議長（島崎保幸君） 3番、渡邊美枝子君の一般質問を行います。

3番、渡邊美枝子君。

○3番（渡邊美枝子君） 3番、渡邊美枝子です。

1つずつ質問させていただいてよろしいでしょうか。

○議長（島崎保幸君） はい。

○3番（渡邊美枝子君） まず第1点目が、一宮町東口開設の具体的な取り組みについてなんですけれども、先ほど町長の施政方針演説等がありましたけれども、あえて質問させていただきたくします。

昨年、日本共産党が独自に行った町政アンケートによりますと、一宮駅東口開設が要望1位だったんです。それで、昨年の6月議会では舛場議員が質問しておりますが、そのとき町長は、一宮町の人口の増加には、東京駅までの通勤・通学に便利である一宮駅がその役割を果たしていることが認められ、今後の取り組みとして、通勤・通学の方を巻き込んだ大衆的な運動、ふるさと納税や協力企業の寄附の取り組みなど、実現に向けて粘り強い活動を続けていきたいと答弁されました。

しかし、一方では、神門踏切の北側に歩道がなくて、通勤者が踏切内を歩くことの危険性はかなり前から指摘され、そのたびごとに、北側に歩道はつくれないという事情ばかりが説明されてきました。現在も線路を挟んで海側のほうの駐車場に車を置いて、それで踏切の北

側を渡る人が朝の時間、大部分なんです。危険な状態が変わっていないんですけれども、この問題、こういう危険な状態の解決策は、やはりその解決策の柱は東口開設だと考えるんです。

2年前の議会で、鶴岡前議員が、駅東口実現を目指した期成同盟的なプロジェクトチームをつくって取り組むべきと提案し、町長は賛同され、その直後に、旧庁舎正面に「平成27年春 東口開設」の垂れ幕を掲げて決意を示されました。町長は2期目の公約として、東口の開設を挙げられています。具体的に動きのわかる取り組みを伺います。お願いします。

○議長（島崎保幸君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

玉川町長。

○町長（玉川孫一郎君） 渡邊議員の質問にお答えいたします。

上総一ノ宮駅は朝夕の通勤・通学で大変混雑しておりまして、大変危険です。駅東口の開設は通勤・通学の混雑、やあるいは踏切の危険解消につながりますし、皆さんの安全を図ることができます。また先ほどからありましたように、町の発展にもつながる大変重要なものでございますので、これは私の公約にも掲げております。

東口開設に当たりましては、当初、町のほうでは工事費を約2億円程度と見込んでおりました。財源的にも十分可能だと考えまして、先ほどお話がありましたように、平成24年ですね、平成27年の春の東口の開設の垂れ幕を庁舎に掲げたわけでございます。

その後、平成24年度に上総一ノ宮駅東口開設の基本計画をJRの関係のコンサルにお願いいたしまして、具体的な基本計画を策定いたしました。その結果、工事費が約5億1,000万円、開設後に管理するための維持管理費が1年間に1,000万円程度かかることがわかりました。当初2億円というふうに考えたのが、どうして5億円になったのかということでございますけれども、これは夜間電車が走っていない本当に1日のうち1時間か2時間しか工事ができないということで、非常に多額の工事費がかかるということがわかりました。

その後、皆様方ご承知のとおり、東日本大震災がありまして、津波や地震に強い新庁舎の建設が一つの急務として立ち上がってまいりました。またその後に保育所移転の計画も出てまいりました。一宮町の財源は限りのある財源でございますので、一どきに全てをすることはできません。そういうことで、何を優先すべきか住民の皆さん方の声もよくお聞きいたしまして、まず新庁舎を建設いたしました。その次に保育所の移設という形で、現在の運びになっております。議会や皆様のご理解とご協力のおかげで、新庁舎もようやく完成しました。また、保育所建設のめども見通しも立ちました。いよいよ駅の東口開設に本格的に取り

組んでいける環境が整ってきたというふうに私は考えております。

皆さん方にぜひ考えてほしいのは、先ほどちょっと話しましたがけれども、この外房で唯一人口が減っていない町、一宮が、なぜ減っていないのか。一つは豊かな自然環境がありますがけれども、一番大きな原因は駅なんですね。これはやはり皆さん方ご承知のとおり、東京まで特急で1時間、通勤快速で座って東京まで通える、これが大変大きな魅力になっているわけです。

ところが、今この地域の人口減少は進んでおります。ことしの4月からダイヤ改正がありまして、館山までの内房線の特急は全部廃止になりました。君津でたしか終わりだと聞いております。そしてこの外房線も、昼間2本の特急がなくなります。そうしますと、やはりこれをどういうふうにやって考えていくのかというときに、うちのほうの駅の魅力をもっと発揮するためには、現在ネックとなっております東口の開設をして、やっぱり通勤客、要するに一宮町の人だけではありませんね、いすみ市とか、遠くは白子町からも車で来て、ここにどめていくわけですね。そういう魅力をもっともっと増していくことが今、本当に急務なんです。

そういうことで私は、この保育所の移設の後の一番重要な町の課題は駅の東口の開設だと考えております。また、駅の東口開設についての財源も一定程度、私は見通しがある程度立つようになってまいりましたので、ことし1年間、この27年度は、この役場の中にプロジェクトチームをつくりまして、財源の確保をどうするのか、そしてさらに現在交渉しておりますけれども、JRとさらに交渉して、もっと経費を削減できないのか。幸いにも私、JRの本社の会長とは同級生でございますので、そういった人脈も使いまして、どうしたらもっと安くできるのか、さらに工夫いたしまして、28年度にはできれば工事に取りかかっていたいなど。さっき言いましたように、人口減少はどんどん進んでおりますので、それはやっぱりスピードアップしなきゃならないと考えております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（島崎保幸君） 再質問ありますか。

渡邊美枝子君。

○3番（渡邊美枝子君） 3番、渡邊美枝子です。

この間のさまざま取り組みをなされたこと等を伺いました。具体的に進展していない中で決意だけが示されたような形で今まで伺ってきたんですけれども、今少し具体的には伺いましたけれども、東口開設問題を難しくさせているのは、開設に伴う財源問題だと思うんです。

この問題をどのように解決していくのか、現実的で実のある具体的な取り組みが必要となります。こんなときには、困ったときは外部の人、それから外部の組織、知識人とか、そういう方に知恵をかりるということも必要だと思うんですね。

それで、答弁でもありましたけれども、プロジェクトチームを立ち上げるということ、これ実現を目指して、研究、行動できる仕組みを立ち上げて、まちづくりの核であるこの東口開設への取り組みをスピードアップしていただきたいのですが、再度お伺いいたします。

○議長（島崎保幸君） 玉川町長。

○町長（玉川孫一郎君） 先ほど渡邊議員がおっしゃったように、一番大きな壁というのは、やっぱり財源だと思います。先ほど言いましたように、保育所の移設についてめどが立ちましたということが一つと、今町の中で現在使われていない町有地、遊休町有地がございますので、その売却等も今現在考えております。そして、先ほど渡邊議員がおっしゃいましたように、やはりそういうときに外部からのそういった専門家のアドバイスというのは大変重要だと思いますので、JR関係に精通している有識者等もアドバイザーとして招くとか、そういう形でプロジェクトチームを立ち上げたいと思っています。

今回の保育所の移設でも私、痛感したんですけれども、今回保育所の移設については、前議員の鶴岡議員のほうからも指摘がありまして、今の状況ではやはりなかなか進まないということで、専門のプロジェクトチームをつくったらということで、現在の職員、中の班をつくって進めてきたことによって、かなり前よりも改善されて、進捗されたという経緯がございますので、この東口についても27年度、早い段階で役場の中にプロジェクトチームをつくって、専門的にこれを進めて、皆さん方にわかるような形で、目に見える形で進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 渡邊美枝子君。

○3番（渡邊美枝子君） 3番、渡邊美枝子です。

要望させていただきます。

住民や駅の利用者にも取り組みの様子がわかるように、情報を公開しつつ、ただいま町長がおっしゃったように、目に見えるような形で前進していただくことを要望いたします。

失礼いたします。

○議長（島崎保幸君） 続けてどうぞ。

○3番（渡邊美枝子君） 続けてよろしいですか。

2 問目、簡単に、時間の関係で簡潔に言わせていただきます。

在宅で介護されている家庭にごみ袋を無料配付してほしいということなんです。

町では既に子育て支援の一環として、おむつ用ごみ袋を無料配付していますが、在宅介護でもおむつはたくさん出ます。そこで、在宅介護のおむつ用ごみ袋の無料配付を要介護 3 以上の高齢者のおられる家庭にも実施していただきたいと思うのですが、町の考えをお伺いいたします。

○議長（島崎保幸君） 高師福祉健康課長。

○福祉健康課長（高師一雄君） ただいまの渡邊議員の質問にお答えいたします。

在宅介護家庭へのごみ袋の無料配付についてでございますが、現在、一宮町の要介護 3 以上の方は 245 人いらっしゃいます。ご質問の在宅介護家庭にごみ袋無料配付を実施している同じような事業を、近隣では御宿町と大網白里市で実施しておりますので、しかし、支給要件は、要介護 4 以上であったり、町がおむつを支給している人を対象としての補助額となっております。

この事業を実施した場合、介護保険の地域支援事業の補助額には制限がございますので、6 期介護保険計画の枠に入れることができるか、これから検討が必要になります。また、対象者を一律、要介護 3 以上ではなく、要介護 4 以上であったり、所得条件や支給枚数についても検討させていただくことが必要になることと思っておりますが、いずれにしましても、前向きに検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（島崎保幸君） 渡邊美枝子君。

○3 番（渡邊美枝子君） 3 番、渡邊美枝子です。

これは要望になりますけれども、大網白里市と御宿町で実施しているということですので、それを参考にいたしまして、早急に実施できるよう、ぜひご検討いただきたいと思っております。

一宮町は、大網白里市や御宿町よりもごみ袋代が高いんですね。ごみ袋代が高くて、その値下げの要求が共産党独自で行ったアンケートの結果、多かったものですから、どうしてもごみ袋を必要とするご家庭のためにどうしたらいいかなと考えて、こういうことになりました。それで、値下げするには市町村の足並みがそろうことが大前提ということでしたので、どうしても必要な方々に無料配付を実施していただくようお願いいたします。

以上をもちまして、2 点目は終わらせていただきます。

3 点目なんですけれども、藤乗議員の質問とちょっと重なっちゃうかと思われまうけれども

も、住民の方からの要望というか、指摘されたことですので、あえて質問させていただきます。

商店街の街路灯の中には、点灯されていない街路灯が相当数あるとのことでした。一宮町商工会にお聞きしたところ、この街路灯事業は平成11年から12年にかけて、県と町と個人が3分の1ずつ負担して設置されて、街路灯の所有と管理は個人であるということでした。この街路灯問題の現状には商工会でも大変苦慮されているということ、私、調査に行きまして、それがはっきりわかりました。

2月の初旬のころ、商店街を夕方歩いて、独自に調査してみたんです。そうしましたら、1区と2区の交差点から、一宮橋の手前まで歩いて数えてみたら、そこ1キロぐらいの距離だと思うんですが、点灯していないところが11基あったんです。その後、商工会からいただいた資料によりますと、もっとあるということだったんです。16基ですか。町全体ではかなりの数で電源を切っているということですよ。

しかし、撤去する費用は個人負担です。撤去費用は3万円以上かかりますし、高齢化が進んで、やむなく商店を閉店等で使われなくなって、街路灯とかこういうものは、使っていないと老朽化が進みますよね。それでかなり老朽化の進んだものも見受けられました。この問題は、街路灯所有者個人と商工会の問題ではなくて、むしろ商工会と町が一体となって対応していかなければならないんじゃないかなと思って、以下の点と関連することを伺います。

まず1つが、商店街の街路灯問題の現状と認識を伺います。

2つ目が、この街路灯は、高齢化が進み、やむなく商店の閉店などによって電源が切られている方が多いと思われます。撤去費用が個人負担ということなんですけれども、中には老朽化してちょっと危ないものもあって、ひもで縛っているようなところもあるんです。そういうところの対応を伺います。

それから3つ目に、街路灯撤去により暗くなります。安全性が心配されます。その点で、町で進めている街路灯事業との関連を伺いますが、これちょっと藤乗議員の質問と重なっちゃいますけれども、私どもちょっと歩いていて夕方足元がちょっと危ないんですね、高齢化してきますと。それであえてこれ、つけ加えさせていただきました。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（島崎保幸君） 岡本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（岡本和之君） それでは、渡邊議員の質問にお答えします。

商店街の街路灯問題の現状と認識、そして高齢化や閉店により電源を切られている方も多

く、また老朽化なども進み、撤去費用もかかる中での対応、そして街路灯と防犯灯との関連という質問でございます。

藤乗議員の質問と関連しますので、端的に申し上げます。

街路灯は平成11年、12年の2カ年で、2灯式のを187基設置いたしました。その後、閉店などでやむなく不点灯としています街路灯が16基。2灯のうち片方が不点灯のものが16基ほどあります。また既に撤去済みは11基という現状であります。確かに閉店している方はお店のPR的な要素と商店街のにぎやかさを保つために設置したかと思えます。これから撤去するには、撤去費用もままならないかと思えます。そして街路灯は地域住民の安心・安全な生活環境の維持のため、整備を行ったものでありますので、確かに防犯灯の役割も大きいと思われま。

藤乗議員の質問にもお答えしましたとおり、街路灯が消えていますと町や商店街のイメージも損なわれます。今後防犯灯的な役割を含め、多額の費用もかかりますので、県の補助事業の導入も考え、町と商工会で協議してまいりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 渡邊美枝子君。

○3番（渡邊美枝子君） 3番、渡邊美枝子です。

要望いたします。

街路灯の問題は、衰退を続ける商店街で街灯やアーケードの撤去の問題などは、この近辺でも全国的な規模で大きな問題となっているんです。ここだけではありません。この一宮町におきましても、商店の廃業や街路灯の老朽化により、不点灯や撤去する街路灯が今後ふえ続けることになると思います。設置当時の街路灯組合の解散や、街路灯の所有と電気料を個人で進めてきたようなこともあるので、現在いろいろな問題が生じてきているんです。これから協議検討していく中で、町も商工会と一体になって、撤去後も含めて、防犯灯としての役割なども見据えた一定のルールをつくり、進めていくように要望していただきたいと思えます。

この要望も最初に受けたときは、使われていない街路灯を何とかしてほしいという、町で何とかしてほしいという、そういう要望だったんですけれども、これは個人負担なので無理だということで、こういう質問に変えさせていただいたんですけれども、まず問題なのが、街路灯があるのに、何で街路灯組合を解散して、その後は個人の問題になってしまったかなんです。これが大きな問題だと思うんです。街路灯の耐用年数は、ネットから引き出した資

料によりますと10年なんです。設置したときに、10年後にどうするかというルールづくりもしないまま街路灯組合を解散してしまったこと、これがちょっと問題だったんじゃないかと思います。こうした現実を学んで、今後のことを進めていただきたいということをお願いいたします。終わらせていただきます。

失礼いたします。

○議長（島崎保幸君） 以上で渡邊美枝子君の一般質問を終わります。

◇ 小 安 博 之 君

○議長（島崎保幸君） 次に、6番、小安博之君の一般質問を行います。

6番、小安博之君。

○6番（小安博之君） 小安博之でございます。

今回は、私のほうからは、大きく2点ほど、質問がございます。

1点ずつ伺ってまいりたいと思いますけれども。

○議長（島崎保幸君） はい。

○6番（小安博之君） まず1点目なんですけれども、役場組織の改編についてお伺いいたします。

町では、行政改革の一環として、平成21年度より、課の統廃合並びにグループ制を設け、組織の再編に取り組んできたところであります。このグループ制はこれまでの係制である縦型の指揮命令系統を横型に改め、機能を重視した機構で行政の総合力の向上を図り、より弾力的な組織運営を推進するものと聞いております。しかし、機能を重視する余り、チェック機能が低下し、昨年は事務の誤りが幾つかありました。これは、当初の組織改編の思惑とは大きく異なり、組織上の課題となってあらわれてきたものでないかと考えております。

つきましては、今後の役場組織のあり方について、4点ほど伺います。

1点目、当初の組織改編の目的及び係長及び補佐もいない現組織におけるグループ長の任命方法及びその位置づけ。

2点目、組織改編と昨年3件の誤りとの関連性はあるのか。また、再発防止策はどんなものであったのか。

3点目、課の統廃合による職員の事務負担の増減並びに職員のモチベーション及び責任感への影響はどんなものなのか。

4点目、旧体制の復活の可能性について。長南町では本年4月より旧体制に戻すとのこと

であり、近隣市町村では課の統廃合を実施していないところもあります。旧体制へ戻し、課を細分化し、係長等の職名を復活させるべきと考えますが、いかがでしょうか。

以上です。

○議長（島崎保幸君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長、玉川孫一郎君。

○町長（玉川孫一郎君） 小安議員の質問にお答えいたします。

平成21年4月から行財政改革の一環といたしまして、少人数の課を廃止しまして、当時16ありました課を11課に整理統合するとともに、係制からグループ制に移行いたしました。

組織改編の目的でございますけれども、地方分権によりまして、業務量が市町村のほうに大変ふえております。そうした増加している業務量、そして複雑多様化しております町民からの要望に応えるためには、従来の制度や仕組みではなかなか対応できないということで、これを見直しまして、職員一人一人がサービス精神とコスト感覚に基づいた行政運営が行えるように実施したものでございます。

組織については、新しい行政需要がどんどん生まれております。それを見ますと、新しい行政需要は縦割りの組織にまたがって発生する場合があります。ですからこういう問題、1つの問題を解決しようと思って関係課を集めると、2つも3つも集まるという形になります。そうしますと、当然従来の課でありますと、これは私たちの課ではないという形で、なかなかその課と課の間の非常にそれが難しかったというケースがございます。

そういうことで、細分化しております人数の少ない課を、現実のものとして関連する課に大きなくくりで統廃合したということでございます。組織については、さらにその後、統合を繰り返しまして、現在は8課の体制となっております。

それから、グループ制でございますけれども、これは先ほどお話ありましたように、従来の係制というのは縦型です。要するに課長がいて、課長補佐がいて、係がおるという形でございます。それに対して、グループ制は横型連携の組織でございます。職員の横の連携を強化して、業務の性質とか業務量に柔軟に対応して住民サービスの向上に努めるために実施したものでございます。

グループ長の任命方法でございますけれども、当初は課長が推薦いたしまして、町長に報告して決定しておりました。グループ内の職員であれば、仕事に精通して統率力があれば、誰でも年齢に関係なく選出されるということになっておりました。

その後、25年度に職員にアンケートを実施したところ、係制とグループ制の違いがよくわ

からない、あるいは、職員の意識の持ち方が前とほとんど変わっていない、そういった意見がたくさんございました。そこで、その調査結果を踏まえまして、26年度に、主査補以上の職員の中から町長が指名するという形に改めまして、縦の指揮命令系統を強化いたしましたところでございます。

またグループ長は、管理職ではございませんけれども、責任を持ってグループ内の業務内容を把握し、グループが円滑に運営できるように業務を調整する役割を持っております。

それから3番目の、課の統廃合による職員の事務負担の増減並びに職員のモチベーション及び責任感への影響でございますけれども、実は平成25年に職員を対象といたしました業務量調査を行いました。それによりますと、業務改善に積極的に取り組んでいる、あるいは少数意見が尊重されている、目標達成に向けて意欲に燃えている、決めたことが実行されている等の設問をつくったところ、約50%から70%の数字で、職員から「そう思う」「どちらかといえばそうだ」という意見がございました。ですから、現在各グループ内の仕事の環境は非常によいと判断をしております。

それから、その業務量の調査でございますけれども、適正な人数が配置されているかどうかということも調査をした結果、同規模の団体と同じような人員が配置されているということで、一応適正であるという結果が出てございます。

3番目の事務負担の増減でございますけれども、これは実際に課の指揮命令をとる課長、主幹の意見を参考といたしまして、毎年事務事業の見直しを行っております。そして必要であれば外部に委託すると。外部に委託できる業務は外部に委託いたしまして、職員の負担軽減を図っております。これからもそういう形で進めていきたいと思っております。

また、地方公務員法の一部が改正されまして、平成27年度から人事評価制度が導入されます。能力とか業績等の面から人事評価の基礎とすることになっておりますので、現在行っている事業に対する庁内公募制度とか業務改善提案等といった、現在行っている事業も活用して、職員の意識の啓発と能力のアップを図っていききたいと考えております。

一番最後に議員からございました、この際、旧体制に戻したらどうかという意見でございますけれども、これまで以上に住民サービスの向上が求められております。住民にわかりやすく、迅速に対応できるよう、これまで課にまたがって来ていたお客様に対して、関連している課については、これを統合して、わかりやすい課の名称とか、案内看板を設置したり、手続がワンフロアで済むように、今度の新庁舎の場合、大変工夫しております。そういう形で今実施したばかりでございます。新しい課も統廃合しまして、またグループ制の意識改革

も実施したばかりでございます。機構改革を実施してまだ1年も経過しておりませんので、混乱を招かないように、またこの現在の組織も住民の皆さん方に少しずつ浸透していると思いますので、これを継続してまいりたいと思います。

ただ、先ほど議員にお話し申し上げましたけれども、組織とか人事にはこれが正解だというものはございません。先ほど言いましたグループ制につきましては、平成10年度に全国の市町村、自治体が、係制からグループ制に移行いたしました。その中で確かに幾つかの自治体がもとに戻している事例もございます。ただ、組織や人事には正解というのはございませんので、大変難しいものでございますので、これからも皆様方の意見や町民の皆様方の意見を聞いて、必要に応じて改めていきたいと思っております。

それから、もう一つお話し申し上げますと、実は2月12日から13日にかけて、千葉県町村会が主催します先進自治体への視察を行いました。実は静岡県の大井町という町がございまして、静岡県で今一番元気のある、奇跡の町と言われているところでございますけれども、その町へお邪魔したところ、非常に職員が大変きびきびと働いておりまして、大変目につきました。そこでお聞きしたところ、ここは平成12年に係制を廃止してグループ制に移行したということでございました。その当時担当していた係長さんが現在、総務部長になっておりましたので、そのお話を聞いたところ、やっぱり組織の変更というのが定着するまでには、やはり職員の意識変革が大事だと。要するに係制というのは、上司がいるんです。上司の命令のとおり動けばいいんです。ところが、グループ制というのは、ある程度職員が自主的に判断をして、お互いに忙しい職員を、お隣の仕事が忙しければ自分が手伝うとか、そういう主体的な要素がなければ、このグループ制というのはうまく機能しないわけです。ですから、そういった意識改革にはやっぱり10年ぐらいかかりますよということを、私はお話をいただきました。これからも努力してまいりたいと思います。

以上でございます。

あとについては、担当課長から答えさせます。

○議長（島崎保幸君） 峰島総務課長。

○総務課長（峰島 清君） それでは、小安議員の2点目の、組織改編と昨年3件の誤りとの関連性及び再発防止について、お答えいたします。

3件の誤りとの関連性ですが、地方公務員法では、「職員は全体の奉仕者として公共の利益の為に勤務し、且つ、勤務の遂行にあたっては全力を挙げてこれに専念しなければならない」とあります。職員は当然これを義務とし、初心を忘れずに町民の利益を最上位とし、町

民目線や町民感覚に立って、職務に専念しなければなりません。したがって、いかなる組織体制であっても、職務に専念することに何ら変わりはありませんので、グループ制との関連性は一切ないものと考えます。

昨年、3度の大きな誤りがあり、町民の皆様には大変ご迷惑をおかけいたしましたことにつきましては、改めまして心よりお詫びを申し上げます。

3度の誤りはいずれも基本的な確認ミスで、複数の人でチェックをするなど、当たり前なことを怠ったため発生してしまったものです。職員は各自の職責を十分に自覚し、常にリスクを意識しながら職務を遂行しなければなりません。信頼回復と再発防止のため、職員に対し、組織の縦のつながりを基本に、横の連携を深め、あらゆることに当事者意識を持って対応すること、他部局で発生した問題は自分のこととして受けとめること、報告・連絡・相談の情報を密にしておくこと、よくない情報も隠さず速やかに報告、緊急事態や重大な事案発生時には速やかに町長まで連絡を済ませること、職員の業務は全て利益につながっているという責任感と気概を持ってリスク事案の予防、抑制、対策に努め、日々の業務に精進するよう職員に周知いたしております。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 小安博之君。

○6番（小安博之君） 今、町長の答弁の中で、組織や人事は正解がないと、大変難しいものだという答弁がありましたけれども、私もそのとおりだと思います。しかしでも、組織や人事というのは難しいですけれども、大変重要なことなので、今後とも十分検討を重ねまして、品質の高い仕事をやっていただけますことを要望して、この件の質問は終わります。

続きまして、2点目、いきます。

○議長（島崎保幸君） はい、どうぞ。

○6番（小安博之君） 2点目としまして、農業振興地域整備についてお伺いいたします。

農業振興地域の整備に関する法律、いわゆる農振法により、当町もその整備計画を策定し、農用地の保全並びに農業振興に関する施策を講じているところと思われませんが、昨今の農家の高齢化及び後継者不足により、優良農地といえども、その遊休化が目立ち始めている状況にあります。

現在、都市計画マスタープラン策定の作業中ではありますが、町の振興計画も前回の見直しから相当年数も経過しており、町の調和のとれた発展を考慮する上で、この農振計画の見直しの必要性について、見解を伺います。

○議長（島崎保幸君） 小柳事業課長。

○事業課長（小柳一郎君） 農業振興地域の整備に関する法律、いわゆる農振法は、昭和45年から施行され、昭和49年2月28日に一宮農業振興地域整備計画が策定されました。

農業振興地域整備計画でうたわれている農用地区域とは、農業振興を図るべき地域、一宮町では用途区域を除いた一宮町全区域2,130ヘクタールでございますが、その中で、集団的に存在する農地や、土地改良事業の施行に係る区域内の土地などの生産性の高い農地等、農業上の利用を確保すべき土地として指定された土地のことでありまして、農業以外のことはできない土地であります。

昭和49年当初の農用地指定方法は、当時町が各集落に出かけ、農用地について説明会を開催した上で、農用地指定の希望を受け指定いたしました。ちなみに、当初指定された農用地面積は、農地面積828ヘクタールのうち702ヘクタールであり、現在は753ヘクタールのうち572ヘクタールとなっています。

町はその後、昭和58年、平成6年、平成16年と、おおよそ10年をめぐりに、この一宮農振計画の見直しを実施してまいりました。もちろん農振計画は農用地の指定だけでなく、一宮町農業の土地利用、集積、農業生産基盤、農用地保全活動、農業の機械化、担い手の育成、そして補助事業計画など、農業に関する全てが入っている計画であります。計画は10年を見越して作成しておりますので、10年をめぐりにこれまで見直ししております。

小安議員の言うように、前回の見直しが平成16年ですので、本来であれば、今年度がちょうど10年目となりますが、ご承知のとおり、町は平成24年から都市計画の見直しに入っており、その進捗状況は、今年度都市計画マスタープランが策定されましたので、27年度からいよいよ二、三年をかけ、都市計画の見直しに入ります。都市計画も農振計画も町の土地利用計画に大きく関連しておりますので、都市計画見直し後に農振計画の見直しをせざるを得ないということで、農振計画の見直しを先延ばししております。

ただし、農振計画の見直し時に農用地を除外することはほとんど現在無理な状況でございます。国は遊休農地解消の手法として、農用地除外ではなく、担い手への集積を挙げており、中間管理機構もその手だての一環であります。

現在、農業委員会の調べでは、農地合計753ヘクタールのうち、遊休農地は146ヘクタールに上っています。町は現在、遊休農地解消対策として、若手担い手農家の育成、農地集積を重点に動いておるところですが、農振計画の見直しについては、都市計画の見直しにめどが立つまで、いましばらくお時間をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（島崎保幸君） 小安博之君。

○6番（小安博之君） 確かに一宮町の土地をどうしていくかというのは本当に難しいことだと思います。でも、農地法ということで、町ではどうこうできない法律がありまして、大変厳しいと思いますけれども、町は町なりに考えてもらって、それを国でもちょっと、少し町は町でどうしていくかというところはある程度考えをまとめて、それが法律的にできるできないというのは当然あると思いますけれども、その辺は地方の意見として、ぜひとも考えていってほしいと思います。

以上のことを要望いたしまして、質問を終わります。

○議長（島崎保幸君） 以上で小安博之君の一般質問を終わります。

◇ 袴 田 忍 君

○議長（島崎保幸君） 次に、8番、袴田 忍君の一般質問を行います。

8番、袴田 忍君。

○8番（袴田 忍君） 8番、袴田でございます。

私も、2点ほど質問がございます。1問ずつ切らせてもらってよろしいでしょうか。

○議長（島崎保幸君） はい。

○8番（袴田 忍君） よろしく申し上げます。

それではまず、1点目ですが、町が取り組む子供たちの安全という形で質問させていただきます。

テレビ、新聞など、マスコミ等の報道で、子供への犯罪が近年増加になっていることは皆さんもご存じのとおりでございます。群馬県の渋川市で起きた現職警察官による未成年者誘拐未遂事件、携帯サイトから呼び出しを受け、犯罪に巻き込まれるケースも目に入ります。先月の川崎の事件も、やはり先輩から携帯で呼び出しを受けて、犯罪につながってしまったと、そういうケースもございます。

私たちの住んでいる一宮の町内でも、昨年9月に不審者の子供の連れ去り未遂事件が発生しています。この事件につきましては、その子供が、軽トラックのナンバープレート覚えていたということで検挙につながったと、一宮幹部交番より1月27日の隣町の八積小学校のミニ集会で報告されています。私も初めてこの時点で知りました。子供の機転で解決できたことは大いに喜ぶべきではないでしょうか。

しかし、町全体で全ての子供たちを考えたとき、全ての子供が機転をきかせてその場所から逃げるということは、やはり無理である、私はそう考えます。防犯ではなく、防災では自分の身は自分で守る、そういう行動を示されていますが、防犯は他人が相手です。子供は不安がいっぱいです。近くにいる大人たちの協力が必要不可欠になります。

そこで、犯罪から子供を守る対策として、町当局はどのような視点で考え、対処方法を持っているのかお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（島崎保幸君） 答弁を求めます。

渡邊教育課長。

○教育課長（渡邊幸男君） それでは、袴田議員の質問にお答えいたします。

初めに、携帯サイトが関係する犯罪への対応でございますが、情報教育や長期休業前に、情報モラルの必要性や個人情報の流出など、インターネットに潜む怖さについて、児童・生徒及び保護者へ説明し、十分注意するよう指導しております。

また、子供を犯罪から守る対応につきましては、午後2時30分に町の防災無線を活用いたしまして、地域の皆様に児童・生徒の見守りをお願いしているところでございます。

登校時には、PTA役員の皆様や学校支援ボランティアに登録していただいている町民の皆様及び一宮商業高等学校の生徒によります交通安全支援が行われております。また、下校時には教職員によります交通指導や、教育委員会による防犯パトロールなどを行いまして、児童・生徒の安全確保に取り組んでおります。

不審者に対する取り組みでは、長生郡市内で発生する不審者情報は、警察と学校担当者と組織されております学校警察連絡協議会より教育委員会及び学校に逐一情報提供されておりますので、児童・生徒へ注意喚起いたしまして、防犯パトロール車による巡回や情報共有した中で対応を行っております。

子供たちの安全は地域全体で守っていく方針のもと、今後は、登録せずに見守り活動をしていただいている町民の皆様も多数いらっしゃることから、これらの取り組みが連携した形で合理的に活動できる仕組みや、地域住民の見守り活動へさらなる協力を推進してまいります。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 袴田 忍君。

○8番（袴田 忍君） 渡邊課長、ありがとうございます。

それでは私のほうから再質問させていただきます。

3点ほどございます。

私はこの防犯に関して、やはり抑止力ということが非常に僕は重要になるのかなど。犯罪になる前にやはり我々が何かの行動を起こして、それに対処していくという中で、先ほどの答弁の中にございました、防犯パトロールでの状況。まず1点です、これが。

2点目が、私、町の中を歩いていて気になっていることなんです、子ども110番という看板が町のあちらこちら、玄関に張ってあるんですね。これの状況に関して、ちょっとお聞きしたいと思います。

それから3点目が、ちょっと私も交通安全のほうで何度か活動に参加しておるんですが、この答弁の中にちょっと、課が違って隠れている部分だと思うんですけども、年に何回か桃太郎おたすけ隊という、これもやはり一つの抑止力としての活動だと私は思っているんですけども、その桃太郎おたすけ隊の活動状況と、やはりこれにはいろいろな、もう数年というか、10年ぐらい同じ時間、同じ方向でやっていらっしゃるということで、参加している方に、ちょっとこのままでいいのかなという疑問が残る部分がありますので、今後の対応についてお伺いしたいと思います。

この3点、お願いいたします。

○議長（島崎保幸君） 再質問に対する答弁を求めます。

渡邊教育課長。

○教育課長（渡邊幸男君） それでは、1点目の袴田議員の再質問についてお答えいたします。

青色回転灯を装備しました自動車による自主防犯パトロール活動は、通称、青色防犯パトロール活動といわれております。これは、警察から青色回転灯を装備する自動車による自主防犯パトロールを適正に行うことができる旨の証明を受けた団体に限られておりまして、保安基準に適合した青色回転灯を装備することが認められております。

現在、教育課で青色防犯パトロール自動車1台を登録しておりまして、毎週1回、児童・生徒の下校時間にあわせて定期パトロールを行いまして、また不審者情報が入ってきたときには、緊急パトロールを教職員及び教育課職員の有資格者14人で実施しております。なお、パトロールに当たりましては、警察で行う青色防犯パトロール講習を適時受講させ、パトロール実施資格者を確保いたしまして、パトロール体制を整えております。

このほか、一宮学園では、地域の子供たちを見守ることを目的に、平成25年9月に一宮安心パトロール隊を結成しております。青色防犯パトロール車両として5台を登録しておりまして、定期的なパトロールや不審者情報入手時には緊急パトロールを実施いただいております。

す。

②番でございますが、子ども110番につきましてです。さまざまな犯罪から子供たちを守るために、地域住民等に協力いただきまして、いざというときの子供たちの緊急避難場所として、店先や玄関などの目立つところへ指定のステッカーを張っていただいているものがございます。地域住民の皆様には引き続きご協力をいただくとともに、児童・生徒にも周知、指導を行いまして、未来を担う子供たちが安心して暮らせる環境づくりを推進してまいります。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 高師福祉健康課長。

○福祉健康課長（高師一雄君） ただいまの袴田議員の3点目の桃太郎おたすけ隊の活動状況と今後の対応についてのお尋ねですが、桃太郎おたすけ隊については、平成13年に一宮駅で傷害事件が発生しましたのをきっかけに、一宮町社会を明るくする運動の一環として、当時非行少年のたまり場となっておりました一宮駅、新生橋、セブンイレブン、GSSセンターなどを関係団体で巡回し、非行防止活動として発足し、毎年行っております。

本年度まで、夏休み期間は重点的に毎週実施しまして、10月、12月、3月にも、各団体のご協力によりまして、毎回約30名の方々に参加いただき、パトロールを実施してまいりました。

14年間経過し、ここ数年の活動では、当時のような非行少年のたまり場や集まりも見かけなくなり、駅前等での街頭啓発が中心となり、参加団体からも、ご指摘のとおり、形骸化しているのではといったご指摘もいただいております。

このような状況から、来年度以降、各団体と工夫を凝らしまして、啓発活動やパトロール活動を改めて行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（島崎保幸君） 袴田 忍君。

○8番（袴田 忍君） ありがとうございます。3点ほど聞かせていただきました。

私は、この桃太郎おたすけ隊もそうなんですが、団体がやっぱり幾つかここに出ていますけれども、私はこういった団体がやはり一堂に会した研修会であるとか、町の状況をつかむ、子供たちの様子をつかむためのそういった情報交換があってもいいのかなど。私は、そのときよく考えることは、きょうは渡邊課長にお答えしていただいたものですから、渡邊課長にまた振って申しわけございませんけれども、そういった団体の研修会やそういった会議

等を開くことは、開催することはできるかできないか、それだけで結構です。できるかできないか。もしやっていただけるのであれば、僕はやっていただきたいと思いますし、できないのであれば、やはり我々団体として、団体の長同士が集まって個人的にやらなくちゃいけないかなと思いますので、できるかできないか、教育委員会のほうから答えをお願いしたいと思います。

○議長（島崎保幸君） 渡邊教育課長。

○教育課長（渡邊幸男君） ただいまの再質問について申し上げます。

これにつきましては、関係する課等もございますので、協議いたしまして、前向きに検討させていただきます。

以上です。

○議長（島崎保幸君） 袴田 忍君。

○8番（袴田 忍君） ありがとうございます。

再々が2回続きましたので、これで再質問できませんので、私の要望からよろしくお願ひしたいと思いますが、やはり犯罪に巻き込まれる、これはやっぱり弱者がほとんどだと私は思います。これは子供もそうですし、高齢者の方もそうだと私思います。やはりこういった見守り隊というのは僕は絶対必要だと思っているんです。そういう中では、今後検討していただくというお答えをいただきましたものですから、やはりそれは検討していただきたいと思いますし、私も交通安全のほうの一員でございますけれども、そういったものの団体の中で、やっぱり見守り隊をきちんと整備していきたいなと思っております。

一緒にやはり各団体、体育協会さんもいらしてこんなこと言ったら失礼ですけども、体育協会さんもいらっしゃいますし、やはり子供さんがいろいろお世話になっていきますので、それから高齢者の方、いろんな方と手をつなぎながらやっていければいいかなと思いますので、今度ともひとつ、こういった会議等を開けるように、ご協力ください。よろしくお願ひします。

それでは2点目に移ります。

○議長（島崎保幸君） どうぞ。

○8番（袴田 忍君） 2つ目の質問でございますが、特に町長にお尋ねしたほうがいいのかなという気がしているんですが、私、実は、前々から思っていたことなんです、他町村との友好都市の締結を結ぶ計画があるかということで、ちょっと漠然的な質問でございますが、申しわけございません、よろしくお願ひします。

一宮町は、以前から山梨県の一宮町、今は合併して笛吹市になっておりますが、友好町を締結し、これまで産業、それから議会議員の交流、それから子供たちを中心に交流を図ってきました。現在もこれは進められていると思いますが、他町村の交流は、人口の増加や地場産業の流通を考える意味から大変重要であり、今後も友好町や姉妹都市の締結を結ぶ必要があるのではないかと私は考えております。

当町には船橋少年自然の家が、シーサイドオーツカの前に以前からありました。毎年多くの子供たちが船橋市から訪れています。聞くところによりますと、船橋市の小学校の、これちょっと学年は申しわけございません、4年生か5年生だと思うんですが、全校の生徒がこの一宮町を訪れるということとなっています。ですから、数にすればかなり多い数になると思います。その子供たちがこの一宮の町を歩いているわけですね。いろいろな形でそのレクリエーションの中で、例を言えば憩いの森から自然の家まで歩いて、いろいろな町の探索をしている。この町はいいところだな、ハウスをのぞいておいしいものになっているな、いろいろな形で子供たちはいいものを家に持ち帰っております。

やっぱりそういう中では、一宮町のよさを、船橋市さん、こういった子供たちが来ているということは、将来的に目を向けた場合に、非常に僕は友好都市を結ぶためにはいいかなという気がしているんです。大人になって住む場所を変えるんだったら一宮町、トマトを買うんだったら一宮のものを買う、それでやはりものを結べるためにも、そういった友好都市を結んで、お互いのいい場所の交流を図れたらいいかなと思いますので、ぜひこの辺の、町はこういう考えあるのかなということをお聞きしたいなと私思ひまして、質問しました。

以上です。

○議長（島崎保幸君） 答弁を求めます。

玉川町長。

○町長（玉川孫一郎君） 袴田議員の質問にお答えいたします。

先ほど議員もおっしゃいましたように、山梨県の一宮町、現在笛吹市になっておりますけれども、そこには甲斐の国一宮という神社がございます。また、一宮町には上総の国一宮ということで、いわゆる一宮つながりで、昭和57年、友好町を締結したわけでございます。

その後、平成24年2月15日には、東日本大震災を受けまして、災害時における相互応援に関する協定書も取り交わしております。実際に現在、少年の剣道チームが隔年ごとに、要するに一宮の子供がことしは向こうへ行ったら、その次の年は向こうがこっちに来るという形で、体験交流をしております。また去年は、一宮町の玉前神社のお祭りに笛吹市の市長さん

に来ていただきまして、おみこし等も見ていただきました。

ほかの市町村との交流は現在特にありませんけれども、現在議員が言われているように、船橋市の少年自然の家、これ私たちのほうで調べたところなんですけれども、平成25年度、1万9,217人の児童がこの一宮町を訪れております。というのは、先ほどおっしゃったように、必ず1回は一宮町の少年自然の家に泊まって体験学習することがいわゆる教育プログラムに組み込まれているということでございます。また、この少年自然の家の施設を使いまして、昨年につくも会のほうのグラウンドゴルフも利用できるようになりました。また、一宮町の子供会育成会でもキャンプ等でここを使っております。そういう形で、大変両方の交流が進んでおります。実際にこの一宮町に移ってきた方の中でも、相当数多くの方が、昔、船橋に住んでいたという方も結構いらっしゃいます。

そういうことで、今現在またもう一つ、首都圏直下型地震とか房総沖地震というのが話題となっております。大きな地震の場合、うちのほうで地震を受けたときには、逆に言えば向こうのほうを受けていない、逆に向こうが受けたときはうちは受けていないということがございますので、そういった災害協定も含めまして、船橋市との友好町を前向きに検討していきたいと考えております。よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（島崎保幸君） 袴田 忍君。

○8番（袴田 忍君） ありがとうございます。

要望という形で締めさせていただきたいと思います。

私は、やはり1万9,000人ほどの子供さんがいらっしゃるという船橋市、将来的に目を向けた場合に、やはりこの町がよかったなという実感を持っていただいて、この町に住んでいただけるといようなことを考えていながら、将来私も見ていきたいなと思っているんですが、県内やはり全部、災害協定は市町村で、結んでいると思います。やはりそういった産業であり、そういったものに関して、もうちょっと力を入れるような友好都市を船橋市さんあたりに目を向けてくれれば、非常にありがたいなと思いますので、ぜひ首長同士の会合とかそういうのがありましたら、こういう話を出していただければ非常にありがたいなと思っています。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（島崎保幸君） 以上で袴田 忍君の一般質問を終わります。

◇ 志 田 延 子 君

○議長（島崎保幸君） 次に、11番、志田延子君の一般質問を行います。

11番、志田延子君。

○11番（志田延子君） 11番、志田です。よろしくお願いいたします。

では、私は今回、1点のみの質問とさせていただきます。

今後の都市計画見直しのスケジュールと進め方についてを質問したいと思います。

一宮町は、長生郡市内でいち早く昭和32年12月に都市計画区域を決定し、昭和46年3月に用途地域と都市計画道路を決定したが、その後40年以上の間、見直しがされず、現在の一宮町にそぐわないところがたくさん出てきてしまいました。

町長は、3年前に千葉県の職員を迎え入れ、都市計画の見直しに着手いたしましたが、まず本来、都市計画には、町の総合計画の基本理念や将来像などを念頭に、これに即した都市計画の基本方針となる都市計画マスタープランがあるべきであるが、一宮町にはなかったため、3年前からマスタープラン作成に入りました。

マスタープラン作成のため、策定委員会を設置し、千葉大学の教授、町民公募委員、関係団体代表者、行政関係者でメンバーを構成し、また多くの町民の意見を反映するため、小学生、新成人アンケート、地域別懇話会などを行い、3年の期間をかけ原案が作成されました。この1月29日に私も委員として参加した都市計画審議会で承認されました。

そこで質問ですが、基本方針であるマスタープラン完成後の都市計画の見直しについて、今後のスケジュールと進め方をお伺いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（島崎保幸君） 質問が終わりました。ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長、玉川孫一郎君。

○町長（玉川孫一郎君） 志田議員の質問にお答えいたします。

1月29日に一宮町都市計画審議会で承認されました都市計画マスタープランでございますが、現在印刷中ございまして、間もなく冊子としてでき上がります。

志田議員がおっしゃったとおり、都市計画を決定している市町村は、都市計画法第18条の2で基本方針、いわゆるマスタープランというものを定めることになっているわけでございますけれども、現在この都市計画を決定している市町村は49ございますが、そのうちまだマスタープランがない市町村は、一宮町を含めて4市町村しかないという状況でございます。このたび、皆様方のご協力によりまして、策定できました。志田議員を初めとして、委員の

皆様方には本当にお礼を申し上げたいと思います。

今後、ではそのマスタープランの後にどういった見直しをしていくのか、またスケジュールはということでございますけれども、先ほど話しましたように、昭和46年に決定して以来、約40年間、全く見直しをしていないわけですね。

端的に言いますと、当時、46年の時期は、私たちが振り返ってみればわかると思うんですけども、日本の高度成長のまさに絶頂期でありました。日本の人口はどんどんふえていく、所得はどんどん倍増していくと。町もどんどん発展をしていくという形の中でつくられた計画でございます。ですから、このときに立てた計画人口にとっても今の人口は到達しておりません。また現在、どんどん日本の国全体の人口がこれから減少していくという状況の中で、また公共事業費も削減されております。そういった中で新しい見直しが必要だと思えます。

端的に申し上げますと、当時の都市計画道路で決定した中には、一宮町の川に橋をもう2つかけまして、道路をもう2本つくる計画がございました。こういう計画が果たして実現可能なのかということの一つ考えていかなくちゃならないと思えます。都市計画道路で決定されますと、その区域に入った場所は建築制限がかかります。自分の土地であっても自由に家を建てることできないという状態が続いていくわけです。ですから、やはりここでもう一つ見直しが必要ではないかということで、今こういう作業に入っているわけでございます。

このためには、先ほどお話し申し上げましたけれども、3年前に、都市計画の専門家ということで県職員の派遣をお願いして、このマスタープランの作成をお願いいたしました。この方は今度、県に帰りますので、新しい県職員の派遣を今、県のほうに要請して一応了解をいただいております。ですから、この職員をまた中心にして、今後見直しを進めていくことになります。現在、都市計画道路の将来交通量の予測を行っておりますので、これをもとに検証を行いまして、まず必要な道路がどれか、逆に言えば、どの道路を廃止したほうがいいのか、そういった見直しの検討に入っていくことになります。

都市計画道路の見直しが、どの路線を廃止するかどうかだけであれば、関係機関とか法的な規制の調整期間を考えると、恐らく2年ほどで手続は完了すると思われましても、例えば長生グリーンラインが今計画中でございますけれども、あのグリーンラインも今、国道への出口が一応2つ、候補地があります。峠のほうに出て行くというのが当初あったんですけども、もう一つは現在、大矢レンガ屋さんのところからこちらへ出てくるということで、2本の案が出ております。こういった長生グリーンラインの事業化を見据えて都市計画道路のあり方も検討するというような形になりますと、長生グリーンラインの事業化の時期によって

制約されて、それがまた見直しが必要になるということも出てまいります。ということで、その場合にはもう少し時間がかかると思われまます。

また、このマスタープラン作成のときには、策定委員会を設置いたしまして原案を作成いたしましたけれども、都市計画の見直しでも引き続き多くの皆様方の、町民の意見を取り入れた上で、最終的には県と調整しながら町で原案を作成して、一宮町と、そして県の都市計画審議会で審議していただくこととなります。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 再質問。

志田延子君。

○11番（志田延子君） 再質問ではなく、要望とさせていただきます。

今町長からの答弁ございましたが、都市計画というと、皆さん本当にどんなふうになるんじゃないかというふうな期待があると思います。これからは、もう本当に人口増加、この昔計画されたものは、人口3万人だったんですね。だけれども、もうこれからは人口1万人を維持するのがやっとなと思うんです。特にコンパクトシティとかいろいろなことを考えて、都市計画の道路というのは踏切があってはいけないとか、それからいろいろな都市計画の場合は規制とかがたくさんございますので、その辺のところも考え、また先ほど小安議員さんからあった農業振興の計画も全部絡まってきます。

ですから、これからやるに当たって、マスタープランのときから参加なさった方はよくわかっていたんですけれども、マスタープランのときに何も参加していなくて、私、傍聴に何回か行っているんですけれども、傍聴も二、三人しか来ていないんですね。本当にこれは一宮町の将来像を考えるためにとっても大事な計画なんです。

先ほど町長も、それから渡邊議員さんからも東口の開設のことをお話しになっていましたが、私はできれば東口の開設は、今の一宮町の計画ではなく、橋上化を目指していただきたいと思うんです。そうすると、神門踏切のところは車だけでもって、橋上化ですと歩く方は幾らでも往来ができます。確かにお金はかかるかもしれませんが、これから一宮町の本当に将来像を考えて、今の町の計画は将来に負の財産を残すんです。毎年毎年、1,000万円のお金が町から出ます。だから、本当に皆さんでこの都市計画をやる間に、もう一度よくよく考えて、一宮町の町をどのようにしたらいいかということで頑張って、私も審議員の1人としてやっていきたいと思いますが、いろんなことでもって情報のほうの公開だとか、そういうことを早く私たちにも教えていただけるようお願いして、質問を終わります。ありがとうございます。

ございました。

○議長（島崎保幸君） 以上で志田延子君の一般質問を終わります。

会議の途中ですが、ここで昼食のため休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時48分

再開 午後1時00分

○議長（島崎保幸君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◇ 鵜野澤 一 夫 君

○議長（島崎保幸君） 次に、9番、鵜野澤一夫君の一般質問を行います。

9番、鵜野澤一夫君。

○9番（鵜野澤一夫君） 9番、鵜野澤です。

私は大きく2問の質問をいたします。議長にお願いがあります。この順序ですが、先に2番のほうから質問したいんですけども、よろしいですか。

○議長（島崎保幸君） はい。では、2番だそうです。

○9番（鵜野澤一夫君） それでは、県有地の余剰地活用についてということで質問いたします。

町民の要望で、県道の余剰地、河川の土手などに花を植え、景観をよくしたいと要望があります。管理は各種団体などで行うとのこと。検討を求めます。

○議長（島崎保幸君） 小柳事業課長。

○事業課長（小柳一郎君） 鵜野澤議員のご質問にお答えします。

県の余剰地、河川の土手に花を植え景観をよくしたいため、町で検討を求めたいということですが、町としては大歓迎で、喜んで検討させていただきます。

実は近年、県で維持管理すべき道路、河川等について、県の予算が少ないせいか、県で草刈り等をお願いしてもなかなか行ってもらえず、観光客の玄関道路ともいふべき、県主要道路や一宮川脇の草刈りは、町で行っているのが現状です。

県は、そういった事情を考慮してか、道路と河川海岸アダプトプログラムという市民団体等が県有地の美化活動を行うことに対して、県が花などを支援するという制度を制定し、平成20年4月1日から施行しており、一宮町でも一宮町勤労者福祉対策協議会と千葉県が平成

24年2月に合意書を交わし、県道飯岡一宮線の美化活動を行っています。

ご質問の内容については、町も大いに応援させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（島崎保幸君） 鵜野澤一夫君。

○9番（鵜野澤一夫君） 答弁ありがとうございます。ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

続ひての質問に入らせていただきます。

教育全般について町長の考えを伺う。私は、町議員として4年間、玉川町長ご自身の教育に関する考えが、全くわかりません。特に、次代を担う子供たちの教育についてです。昭和23年にできた教育委員制度は、滋賀県大津市で起きた中学生のいじめ自殺問題により、現行の教育委員制度を地方教育行政法の改正により、この4月より改めるとされています。そこで町長に伺ひます。

①新教育委員会制度と現教育委員会制度との相違点について。

②さまざまな権限は新教育委員会になるが、教育行政に対するかかわりが強化されると思ひます。町長としての責任も含め、町長の見解を求めます。

③町で総合教育会議を行うと思ひますが、教育行政の大綱づくりをどうつくるか伺ひます。

以上、新教育委員制度について、町長の責任のもとに行われますので、担当課の考えではなく、玉川町長自身の考えを伺ひます。よろしくお願ひします。

○議長（島崎保幸君） 答弁を求めます。

町田教育長。

○教育長（町田義昭君） まず、①番でございますが、新教育委員会制度と現教育委員会制度との相違点ということで、法律上の相違ということですので、私の方から回答させていただきます。内容については、先般の全体会議で文科省のパンフレットをお配りしてございます。その中に非常に詳しく書かれておりますので、後ほどごらんいただきたいと思ひます。それでは、答弁させていただきます。

教育委員会制度は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、これに規定をされております。これが平成27年4月1日より一部改正されます。今回の改正点は、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、町長との連携強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図ること

が非常に大きな目的でございます。

主な変更点を申し上げます。

まず1点目は、教育委員長と教育長を一本化した新しい教育長の設置でございます。教育委員長と教育長のどちらが責任者かわかりにくいということから、現行の教育委員長と教育長を一本化して新教育長とすることで、第一義的な責任者が教育長であるということを明確にするものでございます。また、新教育長は町長が議会の同意を得て教育長として任命をするということでございます。なお、施行に当たっては、現在の教育長が教育委員としての任期の満了までは従前の例によるものとされておりますので、現教育長の任期中は現行の制度が適用されることとなります。

2点目は、教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化でございます。新しい教育長の事務執行に対し、合議体でございます教育委員会のチェック機能を強化するため、教育委員は、新教育長に対して教育委員会の会議の招集を求めることができるようになります。また、新教育長は、教育委員会規則により新教育長に委任された事務の管理・執行状況を教育委員会に報告するということとなります。さらに、会議の透明化のため、会議の議事録を作成するとともに、公表に努めるということとなります。

3点目は、全ての地方公共団体に総合教育会議を設置するというところでございます。これは町長が新たに総合教育会議を設けるということとなります。会議は町長が招集し、町長と教育委員会により構成されます。町長と教育委員会が協議・調整することにより、両者が教育施策の方向性を共有し執行に当たるということとなります。なお、総合教育会議での協議・調整事項としましては、教育に関する大綱の策定など、大きく3項目でございます。詳しい内容はパンフレットにございますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

4点目は、教育に関する大綱を町長が策定するというところでございます。町長は総合教育会議において、教育委員会と協議し、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるということとなります。町長と教育委員会は、策定した大綱のもとに、それぞれ所管する事務を執行することとなります。

この4点が非常に大きな変更点でございますが、政治的中立性の確保を考慮し、教育委員会は引き続き、執行機関であること。また、総合教育会議で、町長と協議・調整は行いますが、最終的な執行権限は教育委員会に留保されているということとなります。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 玉川町長。

○町長（玉川孫一郎君） 次の2点目、3点目でございますけれども、これについて私のほうから回答いたします。

まず、2点目の法の改正後の教育行政の責任とか見解についてということでございますけれども、現行の教育行政につきましては、町長の指揮命令が及ばず、教育委員の任命とか予算編成という形で間接的に責任を負っております。これは、教育について政治的な中立性や、あるいは継続性・安定性の確保が強く求められ、合議制の執行機関である教育委員会を通じて公正中立な意思決定や住民意思の反映を図ることが適当だと考えられているためでございます。

こうした中、ご存じのとおり、先ほど申し上げましたけれども、児童・生徒の生命・身体に係る緊急の事態が生じたにもかかわらず、迅速な対応がなされなかったという大津の事例がございまして、それをきっかけといたしまして、今回の法改正が行われたわけでございます。そして、町長としての教育行政に果たす責任とか役割が明確になりました。また、公の場において、町長の立場として教育政策について議論することも可能となりました。今までは、教育については、やはり教育委員会の専権事項ということで、私も遠慮することがございましたけれども、議論することが可能になったということでございます。さらに、町長と教育委員会が教育施策を共有し、一致して執行することが可能となります。具体的な調整協議も可能となりますので、これまで以上に迅速な対応ができて、意思決定も早くなるというふうに考えております。

しかしながら、一宮町ではこれまでどうだったのかといいますと、必要に応じて教育委員会と町長部局の間で、私は話し合い、情報交換をしております。また、教育予算についても協議・調整をしております。また、いわゆる組織的に法律的には制度化はされておられませんでしたが、実質的にその必要性から、教育委員会と私の間、あるいは教育長と私の間では日常的に情報交換を行い、意見の交換を行ってきたところでございます。

そういうことを考えますと、今まで既に実施していることを制度化したものでございまして大きな変化はないのではないかと考えております。大切なことは、教育委員会の独自性を尊重するとともに、教育の中立性、そして継続性、安定性は確保されるべきだと私は考えております。そして、これまで以上に教育委員会との情報交換、あるいは協議・調整等を行いながら、共通の理解を持ちながら、住民の皆さんや子供たちの幸せを願って教育行政を進めてまいりたいと思っております。

続いて、3点目の教育行政の大綱の策定でございますけれども、これにつきましては、国

の教育振興基本計画とか、あるいは町の根本的な方針となります大綱をまとめ上げて、一宮町としての教育施策に関する方向性を明確化していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 鵜野澤一夫君。

○9番（鵜野澤一夫君） 答弁ありがとうございます。

再質問に入る前に、ちょっと確認をお願いしたいんですが、①の質問の中で、新教育長の設置については、町長が議会の同意を得て任命することとした。と同時に、全体会議の中でも説明がありましたが、特別職ということで確認したいんですが、よろしいですか。

○議長（島崎保幸君） 町田教育長。

○教育長（町田義昭君） そのとおりです。

○議長（島崎保幸君） 鵜野澤一夫君。

○9番（鵜野澤一夫君） ありがとうございます。

それでは、2問目、3問目の質問についての再質問をいたします。

冒頭、私が申しました大津市で起きた中学生のいじめ自殺問題、さらに先ほど袴田議員がおっしゃいましたが、川崎市の中学1年生が知人の少年3人による刃物による殺人事件、また当町の一宮中学校、彫刻刀による傷害事件を含め、これらはなぜ事前に防げなかったか、さまざまな要因、問題を学校に抱え込む体質が強いのではないかと。いわゆる学校に責任転換をしている傾向が現状であるのではないかと。

そのための今回の改正を含めて、1の答弁にもありました、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、町長との連携強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図るなど、制度の抜本的な改革を行うものであるということだと思えます。

ただいまの町長の答弁の中で、今回の教育委員会制度に改正されましても、今まで既に実施していることも多く、大きな変化はないと考えます。大切なことは、教育委員会の独自性を尊重するとともに、町長として個人的な思想、信条によって、教育施策が左右されないよう、教育の中立性、継続性、安定性は確保されるべきと考えます。

また、3点目の大綱についてですが、これについては国の教育振興基本計画や、町の総合計画を参考に、教育委員会との協議・調整を図り、教育の目標や施策の根本的な方針となる大綱をまとめ上げるということも町長の答弁でありました。

先ほども私述べましたが、法改正の条文の中にもありますが、町長の責任体制の明確化と

ということで、町長の責任のもとで進めていくべきであります、今までと余り変わらないという答弁で、教育委員会及び学校に同じく責任転換する傾向にあるのではないかと心配しているんですが、この2と3の答弁、私も最初の質問の中で言いましたが、担当課の考えではなく、玉川町長ご自身の責任のある答弁をお願いしたいということで最初に質問しました。改めて、この2番、3番について、町長ご自身の考えを再質問させていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長（島崎保幸君） 玉川町長。

○町長（玉川孫一郎君） 今回の教育行政法の組織のこの改正については、さまざまな議論があったということは議員の皆様もご承知だと思います。いわゆる教育委員会の政治的な中立性を侵害するおそれがあるのではないかとという議論もございました。そういう中で、当初の政府の案がかなり変わってきて、現在の形になったわけです。要するに皆様方ご承知のとおり、町長というのは4年ごとに選挙がございます。町長が変わった途端に教育内容まで変わってしまったては困るわけですね。ということで、これについては、この総合教育会議の中で、教育委員会の皆さんと町長の間で教育内容についてのもちろん意見交換や協議はいたしますけれども、それはあくまでも調整なんですよ。

ですから、ここに書いてありますけれども、できる限り調整して、議論して一致することが望ましいけれども、一致しなかった場合はどうなのかということをお聞きしたんですけれども、一致しなかった場合には、それを強制する権限は町長は持っていません。あくまでも教育委員会が内容については判断をするという形になっている。要するに、予算の執行権限とかいうのは私たちが持っているわけです。しかし、こちらのほうの教育の具体的な内容については、教育委員会が持っているわけです。それは今までばらばらでやっていたのを、一つの会議の中でお互いに意見交換して調整しましょうよということであって、要するに町長が決めるといっても、意見が合わなかったときに、私の意見に従えという形はできないということなんです。意見が一致したものは守る義務があるけれども、意見が一致しなかったものについては守る義務はないという、要するに強制権限がないというのが法の解釈なんです。

ですから、私はあくまでも、さっきおっしゃったように、今まで町の教育方針については、教育委員会が決めております。私はもちろん今まで、教育長だけではなくて、学校の校長先生とか教頭先生と年に2回か3回意見交換をして、具体的にうちのほうの教育の要望を伝えております。また、向こうからも意見交換をいただいています。そういう関係は今までと基

本的に変わらないということでございます。

ただ、もちろん、さっきおっしゃったように、今までの場合は、教育内容については全部教育委員会に任せてあるんだから、俺は知らないよということではないと。あくまでも一緒に総合教育会議の中で、私は住民の代表として教育委員会で意見交換をして、意見をすり合わせて一致させる方向で持っていくということでございます。

責任逃れをするつもりは毛頭ございませんけれども、いわゆる教育委員会の持っている政治的な中立性を侵害しないように配慮したい、そういうことです。

○議長（島崎保幸君） 鵜野澤一夫君。

○9番（鵜野澤一夫君） ありがとうございます。

町長もうまく答弁されたもので、私も今、町長がおっしゃったことは、この新しくこの法改正の一部を改正するという要綱を持っております。確かに今、町長がおっしゃったようなことも書いてあります。

でも、あくまでも何かあった場合には、例えば総合教育会議がありますけれども、その会議の責任ではなくて、やはりそれを策定した町長の責任のもとに進めていくのが妥当ではないかなと。町長を含めて、教育長も含めて進めていくのが本来の筋ではないかなと私は思います。一番大切な次代を担う子供たちを私は守りたいという観点で質問しているわけで、ぜひ町長が先頭になって、教育に関することを進めていただきたいと思います。

ちょっと確認したいんですが、よろしいですか。各市町村の、これ私、質問外と言われるかもしれませんが、町長の判断での答弁をということでもっと確認させていただきたいと思います。

各町村の議会の一般質問で、各市町村長への質問があった場合に、市町村長さんが自らその答弁を作成しているというのが大半だというふうに聞いています。町長がつくったものを担当課にこれでどうかという打診をして、その中で町長は述べることをまたつけ加える形をとっているのが大半だと聞いております。当町については逆ではないかなというふうに思うんですが、今回の私の質問に対する答弁書、これは担当課でつくられたものです。

町長に確認いたします。今後も含めて、やはり町長が責任を持っていろいろ、この町の中身を、また行政も含めて、全てを含めて、町長が采配していくわけですから、その辺を踏まえてちょっと確認をしたいんですが、お願いいたします。

○議長（島崎保幸君） 玉川町長。

○町長（玉川孫一郎君） 今、議員の質問にお答えします。

基本的に、議員の皆様方から事前に一般質問が出てまいります。これにつきましては、各担当課でまず質問については回答を出します。書きます。私は正直に申し上げます。それを私がまず見まして、内容を見て書き直します。あるいはそのまま通る場合もございます。それから、最初から、内容によっては全く私の個人的なことを聞かれる場合もございますので、それについては、担当課のほうから、ぜひ町長お願いしますという形で上がってまいります。

これにつきましては、教育委員会のほうではなくて、総務課のほうの職員がいわゆる教育委員会と協議しながら、要するに法的な問題がございますので、それについての下書きを一応しまして、私に見せました。私はそれを見て内容的に直すところがなかったので、そのままお答えしたということでございます。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 鵜野澤一夫君。

○9番（鵜野澤一夫君） わかりました。

一応、最後に要望ですが、先ほども言いましたが、全てに関して町長に責任があるわけですから、できるだけ町長に対する質問がありましたら、町長ご自身で答弁書をつくっていただいて、それに担当課の考えも組み込んでいただきたいなというふうに思います。

以上、要望として申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（島崎保幸君） 以上で鵜野澤一夫君の一般質問を終わります。

◇ 焔 場 博 敏 君

○議長（島崎保幸君） 次に、14番、焔場博敏君の一般質問を行います。

14番、焔場博敏君。

○14番（焔場博敏君） 日本共産党の焔場です。

今議会では、制度が大きく変わろうとしている国保広域化問題、教育委員会の問題、そして戦後70年目の節目であり、町制施行125周年に当たる今年度の一宮町から平和の取り組みや発信について、3点の質問をいたします。

第1点目、国保広域化問題であります。政府は、ことしの通常国会に、現在の市町村国保を都道府県単位化する法案を提出するべく準備を進めています。これに先立ち、平成24年の法改正で保険財政共同安定化事業の改変が決まりました。これまで1件30万円超えの高額医療費について、国保連合会に基金をつくり、市町村が拠出金を出し合って、そこから給付費

を交付する仕組みがあったわけでありましてけれども、これはいわゆる国保同士の助け合いでした。この仕組みを平成27年4月1日より、医療費1件1円以上に拡大するというものがあります。平たく言えば、全ての医療費が各都道府県の国保連合会の基金から給付されるようになります。この方式は、国保の保険者は市町村単位だが、給付財政は都道府県単位の医療保険となっていきます。

新年度以降の国保財政の流れは、都道府県の国保連合会が事業に必要な費用を各市町村に割り当て、市町村は割り当てに応じて、被保険者に国保税を賦課し徴収する。市町村は住民から集めた保険料から国保連合会に拠出金を出す。国保連合会からは医療給付に必要な財源を市町村に交付する。このような流れになってまいります。これは広域化の先取りとも思えるような内容であります。

広域化には後期高齢者医療広域連合のような、都道府県が統一保険料を決め、直接賦課方式、そして、今回のように都道府県が事業に必要な費用を分賦金として割り当て、市町村は保険税を決め、集める分賦金方式があります。直接賦課方式だと市町村が収納率向上の努力を軽視するおそれがある、このように国は考え、分賦金方式へかじを切ったようであります。分賦金方式では、収納率が低く分賦金の必要額が集まらなかった市町村には、一般会計の繰り入れなどで分賦金を確保してもらい、納めてもらう。このような話であります。

しかし、今なぜ国保改革が必要かという問題をもう一度考えてもらいたいと思います。国民皆保険の中で、市町村国保の構造的な問題として、加入者年齢が非常に高い問題、それに伴って医療費の水準も高くなって、加えて低所得者層が多く抱えられているこの国民健康保険。その中で保険税負担が重い保険だということでもあります。ここからの解決方法を導き出すには、手厚い国庫負担をする改革でなければ意味を持たない、このようになります。

新年度からの保険財政共同安定化事業の対象が全ての医療費に拡大することは、市町村国保に何をもち来すか、まず起こってくるのは、保険税が高いほうにあわせる平準化。すなわち、現在国保税を総体的に低く抑えている市町村では、国保税の値上げが行われます。市町村国保連合会がどれだけ拠出金を求めてくるかで大きく左右されてしまいます。保険財政共同安定化事業運営のため、市町村の国保が負担する拠出金は給付費実績、これに応じた医療費実績割と、被保険者の数に応じた被保険者割、この比率を50対50を基本に計算されるということが言われておりますけれども、しかし都道府県の裁量で被保険者割の比重をふやして40対60に変えることも可能とされております。さらに、この被保険者割の中で、一部所得割にして市町村保険者の所得状況に応じた傾斜をつけていく、こういうことも可能だというふ

うにされております。

医療給付費は低い、被保険者数の多い市町村、国保加入者の所得が他町村、他地域よりも高い市町村など、重い拠出金を課せられて、国保税の引き上げを余儀なくされる、こういうことも考えられます。一方、逆に、医療給付費が周辺地域より高い市町村で、他の市町村に迷惑をかけないために、徹底した給付費削減を迫られる、こういったことも起こり得る可能性があります。

一般会計からの繰り入れで保険料を抑えている市町村は、広域化推進勢力が自分のところだけ優遇措置をとるなど非常にけしからんということで攻撃をされることも考えられます。さらに、広域化とは都道府県主導で、病床削減など、給付費抑制の仕組みを本格化させております。

昨年通常国会で可決した医療介護の総合法、これでは、その仕組みが盛り込まれました。ことしから始まる保険財政共同安定化事業の拡大や広域化なるものが、いかに国保の抱える構造的問題に役に立たないか、逆に一層、市町村も被保険者も苦しめられる内容か、おわかりになったかと思います。国保を持続的可能な医療制度にするには、広域化の名による保険者再編や被用者保険への負担転嫁など、小手先での対応ではなくて、根本的な改革が必要です。町長は厳しい国保財政の中で、予防医療に力を入れて町民の健康を守る国保行政に努力を払ってきたと思いますが、今回の国保広域化問題に対して、認識はどのように持っておられるのか伺いたいと思います。同時に、現状の高過ぎる国保税への対応はどのように考えているのか、広域化問題への対応とあわせて伺いたいと思います。

2番目の質問は、教育長の再任された2期目に入る最初の定例議会です。そして昨年6月に先ほどもありましたが、地方教育行政法が改定され、本議会に各条例改正等が議案として出されております。それらの成立に至るまでの政治的意味合いを含め、さまざまな動きがありました、今回改定で一定、教育委員会の仕組みが変わろうとしております。そのような中で、教育長2期目の所信を伺うものであります。

もともと教育委員会は戦後、住民自治の組織としてスタートしました。住民代表の教育委員からなる教育委員会が最高意思決定機関で、それが教育行政、教育委員会事務局を指揮監督する、こういうような建前でありましたが、現実には教育委員会での審議は、事務局が提出した議案、これを意見なしで追認するという形骸化、これが進んでまいりました。事務局は、国あるいは県の方針どおり教育行政を進め、教育委員会制度は国の教育意思を地方に徹底する上意下達の組織という性格を色濃く帯びるようになってまいりました。

しかし、こうした現状や官僚的実体は、保護者から強い批判を招き、そしてまた4年前に起きた大津市のいじめ自殺事件の隠蔽は、強い国民的批判を招きました。安倍政権はそこに目をつけて、教育委員会そのものの廃止に問題をすりかえようとしてまいりました。教育委員会を廃止すれば、教育行政は政治、首長直結となり、教育の右傾化や競争激化をより進めやすくなる、そういった意味合いがあったからであります。そういう本音を出しました。

しかし、このような廃止案は、保守層を含めて、広範な人々が反対を表明し、結局、教育委員会の廃止は見送られ、制度を残した上で、首長の関与等を強めることが法案としてつくられ、成立、強行されてきたわけであります。具体的には、今回出てきた首長の任命の新教育長任期は4年から3年に、首長の教育大綱制定権、そして総合教育会議、これは首長と教育委員会との協議体、この新しい3つの仕組みが加わりました。

しかし、制度が残された以上、教育委員会が最高意思決定機関になっていることには変更はなく、委員会運営も合議制で決めていく民主的ルールは残っております。教育の目的は憲法、そして教育基本法で規定しているように、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期する、このためである。この目的達成のために、教育委員会は独立性、自主性を守ること、そして住民の悩みや要求を吸い上げて、活動して、住民自治の基幹として常に活性化を図っていくこと。また、教育行政は学習権を保障、これを目的とする自主性を尊重し、教育の条件整備に徹すること等々、大切な役割があります。

また、子どもの権利条約で、子供の権利を定めて、それを守ることを各国に呼びかけた国連の運動があります。現在日本も含む194カ国が加盟をしております。人間は、生まれたときにはみんな子供で、少しずつ時間をかけて大人になってまいります。子供の時代にどのように育つかは、その人の一生に大きく影響があります。子どもの権利条約、これは誰もが子供時代を豊かに過ごせるようにという願いのもとに、子供の権利を定め、それを守ることを締約国に求めているものであります。子供の権利は子供のために営まれる教育や教育行政でこそ重視すべきものであります。

これまで、教育委員会でも学校でも、子供の権利についての学習や語られること、これは余り多くありませんでした。かえって過度な競争や管理で子供の権利が侵害されている、このような指摘が国連の子供権利委員会から日本政府に勧告され、日本政府はそういう勧告を受けております。各地の弁護士会に子供の権利委員会があり、子どもの権利条約を学ぶ学習会の講師には事欠きません。この機会に町、教育委員会等で取り組んではどうでしょうか。

いずれにしても、教育委員会が本来の機能を最大限に発揮して、一宮町の教育現場を責任

を持って活性化させていく、教育長はそのトップとして頑張っていたきたいと思います。
2期目に当たり、町長ではなく、教育長の所信、抱負を伺うものであります。

3点目は、ことしは町制125周年、戦後70周年の節目の年であります。これまでも節目の年には、一宮町からいろいろな発信をしてきました。戦後50周年には非核平和都市宣言を行い、駅下にシンボル塔をつくり、町民にアピールをしてきました。また風船爆弾の打ち上げ基地でもあった一宮海岸にちなみ、それらをテーマにした演劇や映画劇を取り組みました。平成20年3月には、町、教育委員会が「町民が語る昭和の一宮」等を発行、一昨年には、風船爆弾発射基地跡や著名人の別荘後の碑を建てるなど、紹介をしております。

先人は負の遺産として余り戦争体験などを話したがない、これは人情でありますけれども、負の遺産にも現代人は目を向け、平和を求める教訓として生かしていく責務があります。まだ埋もれた戦跡や、今集めなければなくなってしまう証言や資料など、この機会に取り組むべきだというふうに考えております。そして人々の感性に訴える映画や写真、演劇や公演など、取り組み、発信をすべきだというふうに思いますけれども、この点での町長の見解を伺いまして、質問を終わります。

よろしく願いいたします。

○議長（島崎保幸君） 質問が終わりました。ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長、玉川孫一郎君。

○町長（玉川孫一郎君） まず、国保の広域化問題について答弁させていただきます。

先ほど議員もおっしゃったように、市町村が運営しております国民健康保険でございますけれども、他の保険と比べまして、基本的に大きな構造的な問題を抱えております。先ほどお話がありましたように、加入者の平均年齢が高いということ。その結果、当然、医療費の水準も高いと。しかし一方では、加入者は所得の低い方が多いと。そういうことから当然、保険税負担が重くて、なかなか払うことが困難だという、これは基本的に大変な構造的な問題であります。

実は今現在、各県の県議会でそれぞれ各県の知事が答弁をしておりますけれども、神奈川県知事はこういうふうに答えています。全国の市町村国保の赤字は、全国で3,500億円だったと。そういう赤字が実際に生じているわけでございます。それについて、財政力のある市町村は、一般財源をつぎ込んでおります。千葉市とか浦安市とかですね。もちろん財源のない町村は非常に難儀をしているわけでございますけれども、そういった問題が現在あるということは事実でございます。そして、こういう問題を解決するために広域化ということを政

府のほうで提案をしてきたということでございます。

その中で、先ほど申し上げましたような、平成24年度の国民健康保険法の一部改正によって、30万円を超えた高額な医療については、お互いに拠出金を出し合って、基金をつくって、それで支えるというような共同事業が始まったわけですが、さらに平成27年4月から、今度は30万円以上の高額医療費ではなくて、1円以上ですから、全ての医療費にまでそれを拡大するという形で、先ほど議員がおっしゃったように、まさに広域化のための一つの大きな過渡期的な制度だと私も承知しております。

これについてはさまざまな議論があると思いますけれども、広域化するから安定するとか、広域化するから悪くなるということは、一概に言えないと思います。どういうことかといいますと、まず今回の都道府県の広域化につきましては、実際に国保を運用しております町村長、特に町村ですね、町村段階ではこの財源問題に非常に苦慮しております。全国町村会は国に対して都道府県単位で広域化をしてほしいという要望を長年行ってまいりました。それに対して、全国市長会は、逆に国でやってほしいという、要するに全国で一本にしてほしいという要望を出してきたわけです。

そういう中で、国と県と市町村の間で綱引きが行われて、国は県のほうでやってほしいという形で、今回県が共同プール制で行ってきたということでございます。ただしこれも、当初は平成29年度からということであったのですが、今回30年度から経過することになったわけです。これはどういうことかといいますと、誰がやっても赤字は赤字なんです。ということですから、都道府県は当然これについては、このままではうちは受けられないという形になったわけです。そこでもって、国と県の間で綱引きが行われまして、最終的には今回、29年度からですか、約3,400億円、国がお金を出していくということがあって初めて、全国知事会が、じゃ受けましょうということになったわけです。

ですから、これはどんなふうにも制度をやってみても、赤字は赤字なんです。ですから、これはやはり基本的に、国が公的な資金をつぎ込む以外には、所得の低い方が安心して医療を受けられることはできないと思います。ですから、私も広域化したからいいというふうには考えておりませんが、そういう中でこれが出てきたということなので、国民皆保険制度のために、この制度をきちっとよりよいものにしていく形でやっていくしかないのではないかなというふうに思っています。

それから、3番目の町制125周年の関係でございますけれども、確かに今、戦争の記憶が遠ざかりつつあります。実は先週、茂原で安島太佳由さんという戦跡カメラマン、戦跡とい

うのは、戦場カメラマンではなくて、昔戦争があったところの戦跡を訪れて、写真を撮って、平和の貴重さを訴えているカメラマンでございますけれども、その講演会に私も一宮の人に誘われて出席したんですけれども、そこで私がちょっとびっくりしたのは、今の若者の中には、日本がアメリカと戦争をしたというのを知らない若者が結構いるというんですね。私はこれは教育委員会に言うわけじゃないんですけれども、私も記憶があるんですけれども、中学、高校で歴史の教育がありますけれども、いわゆる旧石器時代から始まっていくんですね、大体最後は明治とか、ひどい場合には幕末あたりで教育が終わりになってしまう。あとは余り試験にも出ないという形の歴史教育も私はあったんじゃないのかなと。むしろ逆に、私は個人的には、今現在の問題から本当は出発して、今現在こうなんだけれども、じゃ前はどうだったんだろうという形で、逆に現在からさかのぼるような教育のほうが本当の教育になるんじゃないかというのが私の持論なんですけれども、いずれにしましても、戦後70年たちまして、大変戦争の記憶が風化しているということでございますので、これはやはり歴史を学ぶことは大変重要だと思っております。

先ほど話しましたけれども、平成20年と24年に町民が語る昭和の一宮ということで、戦争体験を初め、人々の暮らしや、産業とか、年中行事とか、昔の別荘地の有様について、町内の方から話を聞いて2冊の冊子にまとめました。要するに亡くなってしまうので、生きていくうちにお話を聞こうということでまとめたわけでございます。その後、戦後70年の節目に当たりまして、後世にそれを伝えるためにも、戦争体験も含めて、戦前、戦時中の出来事について、当時の様子を知っている方々から貴重な証言を集めまして、これまでの内容を補充できるようなものにこれをまとめまして、既に刊行済みの冊子とか、戦跡とか、別荘跡地の案内看板等についても、これを機会に広く周知できるように、学校とか生涯学習の場で活用に努めていきたいと考えております。

町では、平成7年に日本非核宣言自治体協議会の会員となっております。ご質問にあります写真展とか映画の上映というのは、年齢を問わず、誰でもわかりやすい感性に働きかける格好の素材でございますので、これは実は協議会の事務局、これは長崎市と広島市が行っているんですけれども、確認したところ、会員であれば、小さなスペースでも開催できるように、広島、長崎の原爆写真等を作成して無料で貸していただけるということでございましたので、そういった展示会や、あるいは被爆アオギリ、被爆クスノキというのがありまして、長崎とか広島では、原爆が落ちた爆心地でありながら生き残ったアオギリとかクスノキがございまして、その苗木を無料で会員の自治体には配付しております。たしか4年ぐらい前は、

隣のいすみ市さんでもこの植樹祭を行ったと思っておりますので、ことしこれをぜひ実行して、町民の皆様方にそれを発信したいと思っております。また、先ほどありました安島太佳由さんの講演会も含めて、そういったわかりやすい講演会とか写真展も町として検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 町田教育長。

○教育長（町田義昭君） それでは、教育長2期目の所信を伺うということでございますので、私のほうで回答させていただきます。

先ほど鶴野澤議員さんの質問の中でも、また先ほどの畑場議員さんの中でもお話がありましたように、基本的には教育委員会制度が残ったと。これは非常に大きなことではないかなというふうに私は思っております。教育委員会が形骸化しているというご批判をいただきましたが、私は初心に立ち返って、教育委員会制度がより活性化して町の教育行政が進展していくように努めてまいりたいと思います。

なお、先ほど申し上げましたように、政治的な中立性、継続性、安定性、これは常に確保に配慮してまいりたいと思っております。

所信でございますが、これは4年前にも答弁させていただいておりますが、一宮町は歴史的、文化的基盤が非常にしっかりしております。このような町の歴史と文化、伝統を守り育てていく、これが非常に大切だというふうに思っております。小・中学校の児童・生徒にも一宮町のこれまでと、それからこれから、そのあり方についての理解を深めてもらうように考えてもらいたいというふうに思っております。

さらに、私の望むところは、子供たちは歴史ある町一宮をバックボーンとして、国際社会の中で縦横に活躍できる人に育ててほしいというふうに願っているところでございます。

全般的なことでは、公教育というものは申すまでもなく、憲法、教育基本法、学校教育法、これにのっとって作成・告示されました学習指導要領によって示された内容、これに従って児童・生徒の人間として調和のとれた育成を目指して、地域や学校の実態及び児童・生徒の心身の発達段階や特性を考慮して行うということが基本でございます。この基本のもとに、校長に責任を持って学校の実態に合った適切な教育課程を作成していただき、生き生きとした教育活動を展開できるようにしてまいります。

一番大事なことは、学校は子供のためにあるということだと思います。これを基本にして、わかる授業への取り組みを中心に考え、住民や保護者の要望に耳を傾け、学校教育、社会教

育の条件整備、これに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

よろしく申し上げます。

○議長（島崎保幸君） 答弁漏れありませんか。

焔場さん。

○14番（焔場博敏君） ありがとうございます。

1点目の国保の広域化の問題なんですけれども、先ほど町長の答弁の中にもありましたように、非常にそれぞれの市町村が財政的に厳しい中で運営していると、それが形態を変えても余りはっきり言って変化はないはずですよ。やはりなぜそうなっているかの根本原因にメスを入れるような改革でなければならない、これが答えだろうと思います。

先ほど広域化の中で、国からの一定補助金の増額があるようなお話がありましたけれども、その話も一応この議論を進める中で検討していますけれども、例えば低所得者層の支援の拡大、それに500億円使うとかという話も出ていました。これは消費税を8%へ上げたその財源でやるんだと。ただ、5%から8%へふえた財源の40分の1です。次の残りの国庫支出金をどうするかというのは、消費税10%にしたときに出る益金なんですよ。1年半先延ばしした中で非常に、約束はしたけれども、渋っていると。そういうような関係もありますので、社会保障と消費税のアップというのは全く逆の立場ですから、この辺の推移はよく見ていただいて、当面の対策としては、やはり国にきちっと補助金を要求することと、財政が厳しい中でも一定、町が負担をして、それで下げるという、そういう方向で頭を整理していただきたいと、そういうふうに思います。この辺でお答えがいただければ、もう一度お願いします。

それから、教育長2期目の抱負ということで、お答えいただきましてありがとうございました。質問の中で、2期目の抱負を全て教育長におしゃべりしてもらおうということで考えておりましたので、それで結構なんですけど、やはりなかなか観点として一つ必要だなと思ったのは、子どもの権利条約というのがあって、ともすると、ここの地域の中学校、小学校は成績がほかと比べて余りよくないとか言いながら、詰め込み教育的なことがやられると。それが、この地域ということではなくて、日本全国でそれが一気に、小学校下校時間になったらすぐ親が塾へ連れて行くとか、そういうのが物すごく蔓延したために、やはり子供の自由時間とか、子供らしさが全体的に失われてしまって問題になった。国連からも指摘を受けると、そういうような状況まで生まれたので、ひとつ教育委員会として、そういった子どもの権利条約とは何ぞや、どのような教育が好ましいか、世界的な水準とかそういうのも含めて、ぜひ勉強する場を持っていただきたいのと、これは要望ですので、ひとつ検討していただき

たいなと思います。

それから、終戦70周年の問題については、先ほど町長、答弁ございましたように、基本的にはそういうことで進めていただきたいと思います。被爆アオギリというのはいすみ市だけでなく、この近辺でも結構取り組まれているし、茂原あたりでも何か検討しようというような動きもあるそうですので、ただ植えるというだけではなくて、なぜこういうことがやられるのかという、その辺の子供たちへの平和教育、あるいは住民の方との共通認識を持つ、そういう場として大いに活用していただいて、発信をしていただきたいと思います。これはぜひ具体化して進めていただきたいと思います。これも要望で結構です。

最初の1点だけお願いします。

○議長（島崎保幸君） 玉川町長。

○町長（玉川孫一郎君） お答えいたします。

先ほど話がありましたように、そういうことで、国の動向、そして特に私の場合は千葉県の動向なんですけれども、それについてはやっぱり注視させていただきたいと思っております。そして、これからも公的な資金のいわゆる拡充については、あらゆる場を通じて、ほかの町村長と一緒に、国や県に働きかけをしていきたいと思っております。

また、先ほど、町単独で国保税についての負担を軽減するような努力をお願いしたいということでございましたけれども、これにつきましても、この前、12月議会でもお話しいたしましたけれども、具体的な金額が出てまいりますのが6月でございますので、6月の段階のいわゆる医療費のそういうことがはっきりした段階で、そういう状況の中で判断させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 以上で畑場博敏君の一般質問を終わります。

これをもちまして、通告されました一般質問は全て終了いたしました。

ここで10分程度の休憩といたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時15分

○議長（島崎保幸君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（島崎保幸君） 日程第6、議案第1号 一宮町地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数に関する基準等を定める条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高師福祉健康課長。

○福祉健康課長（高師一雄君） それでは、議案つづりの1ページをごらんください。

議案第1号 一宮町地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数に関する基準等を定める条例の制定についてご説明いたします。

一宮町地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数に関する基準については、今まで国の介護保険法施行規則で規定しておりましたが、運用上の努力目標でありました。しかし、第三次地方分権一括法に基づきまして、高齢化の進展により、国の基準に基づいた体制の強化を各自治体で図ることを目的として、市町村の条例で定めるものでございます。

本文第2条並びに3条については、国の規則を引用しております。具体的には、2条で一宮町の介護保険者数は、約3,800人おりますが、この保険者数に対応して、地域包括支援センターには保健師、そして社会福祉士、そして主任介護支援専門員、通称ケアマネージャーと言われる3職種、3人を置く必要があること、また、3条では、適正、公正かつ中立な運営を確保することを定めるものでございます。

2ページをお開きください。

附則1項、この条例は、平成27年4月1日から施行するものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（島崎保幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第6、議案第1号 一宮町地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数に関する基準等を定める条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（島崎保幸君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（島崎保幸君） 日程第7、議案第2号 一宮町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高師福祉健康課長。

○福祉健康課長（高師一雄君） 議案つづりの3ページをごらんください。

議案第2号 一宮町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてご説明いたします。

今回の改正は、議案第1号と同様に、第三次地方分権一括法に基づくものでございます。

要支援者への介護予防事業に介護専門以外の事業所、例えば協同組合やNPOも新たに参画できることとなるため、その事業所が法人であることや人員などの基準を国の施行規則に基づき、今回、市町村で条例化するものでございます。

4ページをお開きください。

附則としまして、この条例は、平成27年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（島崎保幸君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（島崎保幸君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第7、議案第2号 一宮町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（島崎保幸君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（島崎保幸君） 日程第8、議案第3号 一宮町空き缶等の散乱及びポイ捨て防止に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小柳事業課長。

○事業課長（小柳一郎君） 5ページをお願いしたいと思います。

議案第3号 一宮町空き缶等の散乱及びポイ捨て防止に関する条例の制定について。

今回の制定したい内容でございますが、趣旨としましては、ごみのポイ捨てをしてはいけないということでございます。

そして、条例による指導としましては、自分のごみは持ち帰るか、決められた回収容器に入れて環境美化に努める。事業活動で発生したごみの散乱防止とその場所周辺の環境美化に努める。土地や建物の管理清掃を行い、清潔にして、ごみを捨てられないようにする。

条例による罰則でございますが、違反者に改善するように勧告する、命令する、そして、罰則として2万円以下の科料にするという内容でございます。

なお、悪質なごみを捨てるところなどを発見いたしましたら、町に通報願いたいと思います。くれぐれも直接注意して、トラブルになるような危険なことは避けていただきたいと思っています。

この条例の施行日でございますが、平成27年10月1日から施行するという内容でございます。よろしく願いいたします。

○議長（島崎保幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第8、議案第3号 一宮町空き缶等の散乱及びポイ捨て防止に関する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（島崎保幸君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（島崎保幸君） 日程第9、議案第4号 一宮町教育長の職務に専念する義務の特例及び勤務時間に関する条例の制定を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡邊教育課長。

○教育課長（渡邊幸男君） それでは、議案第4号でございます。7ページをごらんください。それでは、説明させていただきます。

一宮町教育長の職務に専念する義務の特例及び勤務時間に関する条例の制定についてをご説明申し上げます。

この内容でございますが、この4月1日から施行されます地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正になります。それに伴いまして、新教育長が特別職となるために、教育公務員特例法の適用を受けなくなったことに伴いまして、旧教育長の勤務条件等を定めた条例が廃止となるために、新たに制定するものでございます。

一番下の附則でございますが、この条例は、平成27年4月1日から施行し、なお、同日以降に任命された教育長について適用するというものでございます。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（島崎保幸君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（島崎保幸君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第9、議案第4号 一宮町教育長の職務に専念する義務の特例及び勤務時間に関する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（島崎保幸君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（島崎保幸君） 日程第10、議案第5号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡邊教育課長。

○教育課長（渡邊幸男君） それでは、8ページをごらんいただきたいと思います。

議案第5号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例についてをご説明申し上げます。

第1条でございます。

第1条の教育委員会委員長の報酬を削るという内容でございますが、これは、先ほども説明しました法律改正の施行後、新教育長となった場合、教育委員長の職が廃止されるために、削るものでございます。

第2条でございますが、これにつきましては、同じく、法律の施行後、新教育長は特別職となるために、新教育長の給与を加えるものでございます。

前後して申しわけありません。9ページの上にかかれたとおり、この教育長の給料が加えられるものでございます。

その下、施行規則でございます。

1番、この条例は、平成27年4月1日から施行するものでございます。

あと、附則の2、3、4におかれましては、条例改正にかかわる経過措置でございます。

説明は以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第10、議案第5号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(島崎保幸君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(島崎保幸君) 日程第11、議案第6号 町長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

峰島総務課長。

○総務課長(峰島 清君) それでは、10ページをお開きください。

議案第6号 町長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

町長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例の今回の改正につきましては、町長、副町長及び教育長の給料は、平成27年3月31日まで減額するものを、平成28年3月31日まで減額期間を延長するものでございます。減額率は町長、副町長は20%、教育長は5%、減額の合計は1年間で377万1,000円です。

附則としまして、この条例は、平成27年4月1日から施行するものでございます。

説明につきましては、以上でございます。

よろしく願いいたします。

○議長(島崎保幸君) 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(島崎保幸君) なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(島崎保幸君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第11、議案第6号 町長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(島崎保幸君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(島崎保幸君) 日程第12、議案第7号 一宮町一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

峰島総務課長。

○総務課長(峰島 清君) それでは、議案つづりの12ページをお願いいたします。

議案第7号 一宮町一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

一宮町の一般職員の給与に関する条例の一部改正の今回の条例改正につきましては、国の人事院勧告並びに千葉県的人事院勧告に基づき給与条例を改正するものでございます。

12ページの第1条では、管理職員が災害や緊急により平日の深夜午前零時から午前5時までに勤務した場合に、管理職員特別勤務手当を1回につき6,000円を超えない範囲で支給することが追加となり、休日等に勤務した場合においては、支給額が1万円から1万2,000円に改正となりました。

13ページの一番上の第22条の第2項中、2万3,000円を3万円は、単身赴任手当の基礎額を改正し、4万5,000円を7万円については、距離に応じた加算額の限度額を拡充するものです。

3行目の附則の第6項中の「当分の間」を「平成30年3月31日までの間」に改めるにつきましては、平成22年度から55歳を超える7級の職員に対し、給料の1.5%の減額措置をしているものを廃止するもので、平成30年3月31日まで経過措置をするものです。

別表1から別表2の2までを次のように改めるということで、これにつきましては、給料表を平均で2%を引き下げるものです。引き下げる額は、28歳くらいの職員で100円、7級職員の最上級の職員で1万3,600円となります。

次に23ページをお開きください。

第2条の一宮町一般職の任期付き職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、任期付き職員のうち特定任期付き職員、弁護士、公認会計士、大学教授などの給

料月額を第7条第1項の表を改めるものです。5,000円から1万1,000円の引き下げとなります。

なお、特定任期付き職員の条例はございますが、現在までに雇用したことはございません。

附則としまして、この条例は、平成27年4月1日から施行するものでございます。

説明につきましては、以上でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（島崎保幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第12、議案第7号 一宮町一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（島崎保幸君） 日程第13、議案第8号 一宮町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小柳事業課長。

○事業課長（小柳一郎君） 議案つづりの25ページをお願いいたします。

議案第8号 一宮町手数料徴収条例の一部を改正する条例について。

一宮町手数料徴収条例第2条第16号に定めている鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の題名を鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に改めるものです。

これは、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律が、平成26年5月30日に公布され、題名が変更されたことから、一部改正するものです。

なお、施行日は政令の規定により平成27年5月29日と定められています。

よろしく願いいたします。

○議長（島崎保幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第13、議案第8号 一宮町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（島崎保幸君） 日程第14、議案第9号 一宮町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高師福祉健康課長。

○福祉健康課長（高師一雄君） 議案つづりの26ページをお開きください。

議案第9号 一宮町介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の一部改正につきましては、平成27年度から29年度までの第6期の介護保険事業計画に基づき、3年間の介護給付費を推計しましたので、65歳以上の保険者が負担する保険料について改正するものでございます。

今回、第5段階の基準額が26年度までの年額5万1,000円から27年度より年額6万2,400円に改定し、保険料表も国の標準表に基づき、7段階から9段階に見直しをするものです。

なお、第1段階の3万1,200円については、27年、28年度の2カ年間は2万8,100円に軽減措置を図る規定を設けるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成27年4月1日から施行するものでございます。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（島崎保幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

渡邊美枝子君。

○3番（渡邊美枝子君） 反対討論いたします。

第6期介護保険策定に入った当初に算定された介護保険料は、月額基準額6,200円でしたが、5,200円まで圧縮した努力は認めます。

しかし、年金削減の中で、消費税アップ、物価高等、被保険者にとっての負担が大き過ぎます。5期では4,250円だったものが5,200円と1.22倍の値上げです。第5期計画程度の金額で抑えるべきではなかったでしょうか。

北海道長沼町、ここは人口1万2,000人、高齢者人口3,600人、高齢化率約30%と、一宮町と類似した自治体ですが、第5期計画に続き、第6期計画でも一般会計からの繰り入れを行い、保険料アップを抑えています。自治体が保険料負担を抑えることは、介護を社会で支え合い、住民の暮らしを守る上で当然のことです。よって、改善を求め、反対いたします。

○議長（島崎保幸君） 賛成討論ありますか。

鵜沢一男君。

○5番（鵜沢一男君） 5番、鵜沢です。

一宮町介護保険条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論をいたします。

平成27年度から29年度までの第6期介護保険事業計画では、これまでの3カ年計画の作成だけでなく、2025年に迎える団塊の世代が75歳に到達することで、介護給付のピークとなることを見込んだ保険料を算定したいという説明がありました。

保険料の段階も国の標準に合わせ、これまでの7段階を9段階に細分化したことや、低所得者の軽減強化については国の財源不足で第1段階だけになりましたが、29年度からは3段階までの軽減強化が予定をされています。

また、65歳以上の被保険者が納付する保険料の負担割合が、第6期では22%に引き上げられますが、介護報酬は2.27%引き下げられます。

一宮町におきましても、厳しい状況は同じであります。10年後を見越した中で、町民の要望の高い特養や小規模多機能型施設の導入などを計画し、町民福祉の向上を図りながら持続可能な介護保険制度を維持するという方針を掲げております。

12月議会の一般質問の答弁におきましても、できるだけ保険料の値上げを抑えたいという町の姿勢が示されております。

本案は、そのような町の姿勢を前提に、一宮町老人保健福祉計画及び介護保険事業計画作成委員会並びに一宮町介護保険運営協議会において検討を重ねた結果であることを尊重し、また、特養や小規模多機能型施設の導入を見込みながら介護保険基準額を5,200円に設定できていることを評価し、本案に賛成をするものでございます。

以上です。

○議長（島崎保幸君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第14、議案第9号 一宮町介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するに賛成の諸君は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（島崎保幸君） 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（島崎保幸君） 日程第15、議案第10号 一宮町保育所条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高師福祉健康課長。

○福祉健康課長（高師一雄君） 議案つづりの28ページをお開きください。

議案第10号 一宮町保育所条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の改正につきましては、子ども・子育て関連3法の制定及びそれに伴う児童福祉法の一部改正を受けまして、保育所を利用できる児童の範囲や保育料と徴収根拠など必要な事項を改正するものでございます。

附則としてこの条例は、平成27年4月1日から施行するものでございます。

以上です。

○議長（島崎保幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第15、議案第10号 一宮町保育所条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（島崎保幸君） 日程第16、議案第11号 一宮町保育の実施に関する条例を廃止する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高師福祉健康課長。

○福祉健康課長（高師一雄君） 議案つづりの30ページをお開きください。

議案第11号 一宮町保育の実施に関する条例を廃止する条例についてご説明いたします。

今回の改正は、子ども・子育て関連3法の制定及びこれに基づく児童福祉法の一部改正を受けまして、従来の根拠規定でありました児童福祉法の実施基準が新たに子ども・子育て法に規定されましたことに伴い、市町村での条例規定は不要となり廃止とするものでございます。

附則としまして、この条例は、平成27年4月1日から施行するものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（島崎保幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第16、議案第11号 一宮町保育の実施に関する条例を廃止する条例について採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（島崎保幸君） 日程第17、議案第12号 一宮町義務教育施設整備基金条例を廃止する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

峰島総務課長。

○総務課長（峰島 清君） それでは、議案つづりの31ページをお願いいたします。

議案第12号 一宮町義務教育施設整備基金条例を廃止する条例についてご説明を申し上げます。

本基金は、小・中学校整備の財源を積み立てることを目的に設置した基金であり、全ての小中学校で耐震改修など、一定の整備が完了したことから、当基金を廃止するもので、今後の必要財源につきましては、全ての公共施設の整備を対象とした公共施設整備基金で整備していくものでございます。

附則としまして、この条例は、平成27年4月1日から施行するものでございます。

説明につきましては、以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（島崎保幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第17、議案第12号 一宮町義務教育施設整備基金条例を廃止する条例についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（島崎保幸君） 日程第18、議案第13号 教育奨励基金に関する条例を廃止する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

峰島総務課長。

○総務課長（峰島 清君） それでは、議案つづりの32ページをお願いいたします。

議案第13号 教育奨励基金に関する条例を廃止する条例についてご説明を申し上げます。

本基金は、小・中学生の書道奨励に役立ててほしいと、昭和59年に秋場てい様からいただいた寄附金50万円をもとに、表彰を行ってききましたが、今年度の書道奨励の授与までで基金残高ゼロとなりますので、基金を廃止するものでございます。

附則としまして、この条例は平成27年4月1日から施行するものでございます。

説明につきましては、以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（島崎保幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第18、議案第13号 教育奨励基金に関する条例を廃止する条例についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（島崎保幸君） 日程第19、議案第14号 一宮町庁舎建設基金条例を廃止する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

峰島総務課長。

○総務課長（峰島 清君） それでは、議案つづりの33ページをお願いいたします。

議案第14号 一宮町庁舎建設基金条例を廃止する条例についてご説明を申し上げます。

本基金は、庁舎建設の財源を積み立てることを目的に設置した基金であり、今回の庁舎建設で一定の整備が完了したことから当基金を廃止するもので、今後の必要財源につきましては、全ての公共施設の整備を対象とした公共施設整備基金で整備していくものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成27年4月1日から施行するものでございます。

説明につきましては、以上でございます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（島崎保幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第19、議案第14号 一宮町庁舎建設基金条例を廃止する条例についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（島崎保幸君） 日程第20、議案第15号 平成26年度一宮町一般会計補正予算（第9

次) 議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

峰島総務課長。

○総務課長(峰島 清君) それでは、議案つづりの34ページ、35ページをお開きください。

議案第15号 平成26年度一宮町一般会計補正予算(第9次) 議定についてご説明を申し上げます。

35ページをお願いします。

平成26年度一宮町一般会計補正予算(第9次)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,150万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億9,009万1,000円とするものでございます。

39ページをお開きください。

第2表の繰越明許費補正でございます。今回の繰り越し事業につきましては、国の補正予算、地方創生であります地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策を活用して行うプレミアム付き商品券事業など6事業、合わせて5,014万3,000円になりますが、予算成立後の短期間では事業の完了に至らないため、地方自治法の規定に基づき、翌年度に繰り越すものでございます。

次に、40ページになりますが、第3表の地方債補正でございます。今回は変更です。

起債の目的は、公共事業等債、町道1-7号線改良工事の補正前の限度額は1,260万円でしたが、補正後は920万円とするものです。町道1-7号線の改良工事は、国の補助金の配分が減額され、事業費も減額するため、借り入れの限度額も変更するものです。

また、その下の一般単独事業債、中央ポンプ場NO.4ポンプ10年点検事業の補正前の限度額4,460万円でしたが、補正後は4,050万円とするものです。中央ポンプ場の保守点検などの委託料が見積もりにより安価となったため、借り入れの限度額も変更するものです。

51ページ、52ページをお開きください。

初めに、歳出からご説明をいたします。

51ページの1款議会費から82ページの12款諸支出金までにつきましては、各ページとも右ページの説明欄により説明をさせていただきます。

今回の補正は、平成26年度の精算確定等によるものでございますので、基本的に減額部分の説明は省略させていただきます。

初めに、54ページをお願いいたします。

中ほどのふるさと応援事業の341万3,000円は、ふるさと応援寄附として157名の寄附と利息です。

次に、56ページになります。

上から3つ目の公共施設整備基金の5,009万6,000円は、交付税等の余剰金を基金として積み立てするものです。

中ほどのプレミアム付き商品券事業の1,878万6,000円は、国の交付金事業として行うプレミアム付き商品券事業で町の商工会へ補助するものです。

子育て応援商品券事業の848万7,000円は、町内在住の中学生以下を対象に5,000円の商品券を配付する事業で、これも町の商工会へ補助するものです。

総合戦略策定事業の1,000万円は、総合戦略の作成に当たり、業者への委託料及び大学教授などに意見を聞くための報償費です。

保育所入所前児童への絵本貸し出し・絵本教室事業の477万円は、絵本と消耗品の購入、チラシの印刷代及び原保育所の玄関の照明整備や子供用のベンチなどの購入費用でございます。

次に、子育て支援マップ作成事業の378万円は、携帯電話、スマホで見られる子育て支援マップの作成です。

一番下の農産加工品開発・販路開拓事業の432万円は、農産物加工品の試作品開発を行う業者への委託料です。

次に、62ページをお願いいたします。

中ほどになりますが、介護給付事業のうち扶助費の△950万円は、障害者自立支援法の改正により、ケアホームとグループホームが一元化され、グループホームへ移行したことにより、地域移行支援での利用者が増となったため、介護給付費を減額するものでございます。

次に、64ページをお願いいたします。

中ほどからちょっと下になりますが、臨時福祉給付金給付事業の△2,101万4,000円は、受給対象者の実績が少なかったため、減額をするものです。

次に、68ページをお願いいたします。

上から2つ目になりますが、保育所整備基金の8,005万円は、繰越金や交付税等の余剰金を基金として積み立てするものでございます。

次に、72ページをお願いいたします。

上から3つ目になりますが、農業振興費のうち負担金補助及び交付金の「輝け！千葉の園芸」産地整備支援事業補助金の△610万9,000円は、施設園芸のリフォーム、梨のパイプハウスの設置などで、当初は16名が事業を行う予定でしたが、6名がとりやめたため減額をするものです。

次に、74ページの上から2つ目になりますが、魅力ある海岸づくり基金の606万4,000円は、海岸駐車場の収入から経費を差し引いた平成25年度と平成26年度の利益を基金に積み立てるものでございます。

次に、80ページをお願いいたします。

下から3つ目になりますが、国民健康保険事業特別会計繰出金のうち保険基盤安定分の177万3,000円は、低所得者の支援策が今年度から拡大され、国・県の決定に伴い、町の負担を増額するものでございます。

その下の介護保険特別会計繰出金の180万6,000円は、施設入所の増などにより介護給付費が増加したため補正するものでございます。

続きまして、43ページ、44ページをお開きください。

歳入につきまして、ご説明いたします。

43ページの10款地方交付税から50ページの21款町債までにつきましても、各ページとも右ページの説明欄により説明をさせていただきます。

初めに、44ページの地方交付税の8,719万3,000円は、普通交付税の決定によるものでございます。

下から8つ目の臨時福祉給付金の△2,101万7,000円は、受給対象者の実績が少なかったため、国の補助金を減額するものです。

次に、46ページをお願いいたします。

一番上になりますが、地域住民生活等緊急支援のための交付金の4,401万5,000円は、地方創生の交付金で、プレミアム付き商品券事業、総合戦略策定事業などで国からの補助金を補正するものです。

下から3つ目になりますが、商工費補助金の612万8,000円は、プレミアム付き商品券事業の県の補助事業を補正するものでございます。

次に、48ページをお願いいたします。

下から7つ目になりますが、財政調整基金繰入金の△1億376万2,000円は、交付税の確定などにより財源不足が解消されるため、減額をするものでございます。

下から3つ目の繰越金の6,364万9,000円は、前年度繰越金でございます。

説明につきましては、以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（島崎保幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第20、議案第15号 平成26年度一宮町一般会計補正予算（第9次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（島崎保幸君） 日程第21、議案第16号 平成26年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3次）議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大場税務住民課長。

○税務住民課長（大場雅彦君） それでは、議案つづりの87ページをごらんいただきたいと思います。

議案第16号 平成26年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3次）議定についてご説明いたします。

87ページ第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,756万2,000円を追加しまして、総額をそれぞれ15億3,255万1,000円とするものでございます。

それでは、歳出のほうからご説明いたします。

97、98ページをごらんください。

第2款の保険給付費の1項の療養諸費につきましては、一般分の療養給付費が4,393万1,000円、療養費が163万2,000円の増額、退職分の療養給付費が1,541万7,000円の減額、合

わせまして3,014万6,000円の増額を見込むものでございます。

また、2項の高額療養費ですが、対象件数の減によりまして657万4,000円減額となるものです。

99、100ページをごらんください。

後期高齢者支援金ですが、精算によりまして、647万2,000円の減額となります。

10款諸支出金ですが、償還金としまして、平成25年度療養給付費等、国庫負担金の翌年度精算によりまして、2,169万2,000円の増額となります。

続きまして、歳入についてご説明いたします。

93、94ページをお開きください。

1款の国民健康保険税ですが、合計で3,298万円の減額でございます。これは、現年度分につきまして、当初より被保険者数が200人、46世帯減ということで、収入が減となるものでございます。

3款の国庫支出金ですが、合わせまして1,916万3,000円の減額となります。こちらにつきましては、平成25年度に医療費が多くかかっていた中で当初予算を組みましたので、その分が多く予算組みされていたものでございます。

4款の療養給付費等交付金ですが、退職被保険者の医療費の減によりまして、1,630万6,000円の減額となるものでございます。

5款の前期高齢者交付金ですが、65歳以上の方の医療費の増によりまして、998万円の増額となります。

95、96ページをごらんください。

県支出金ですが、特別調整交付金の減によりまして、434万8,000円の減額となります。

7款の共同事業交付金ですが、国保連合会からの交付決定によりまして、合わせまして198万7,000円の減額となります。

9款繰入金ですが、保険税軽減対象者の増によりまして、合わせまして186万7,000円の増額となるものでございます。

10款その他繰入金につきましては、前年度繰越金につきまして、全額計上させていただきました。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（島崎保幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（島崎保幸君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（島崎保幸君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第21、議案第16号 平成26年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第3次) 議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（島崎保幸君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（島崎保幸君） 日程第22、議案第17号 平成26年度一宮町介護保険特別会計補正予算
(第4次) 議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高師福祉健康課長。

○福祉健康課長（高師一雄君） 議案つづりの103ページ、104ページをお開きください。

平成26年度一宮町介護保険特別会計補正予算（第4次）議定につきまして、ご説明いたします。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,281万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億2,737万円とするものでございます。

今回の補正につきましては、決算見込みによるものでございます。

それでは、歳出よりご説明いたします。112ページをごらんください。

112ページの一番下の欄にありますが、居宅介護サービス給付事業、これにつきましては、要介護認定者数並びに要支援認定者数の増加によりまして、304万4,000円の増加となっております。また、その下の段になりますが、施設介護サービス給付事業、これにつきましては、介護老人保健施設の利用者の増加によりまして、1,717万7,000円の増加となっております。

続きまして、1ページ飛びまして、116ページをごらんください。

116ページの中ほど、償還金になりますが、これにつきましては、25年度の国・県への精算に基づきまして、超過交付金を747万1,000円の返還をするものでございます。

続きまして、歳入でございますが、109ページにお戻りください。

109ページ、上から3つ目の欄にありますが、4款国庫支出金、介護給付費負担金、これにつきましては、決算見込みにより356万9,000円の増加となります。

また、その下の欄、4款国庫支出金、調整交付金につきましては、加算率を当初5.5%と見込んでおりましたが、5.29%と下がったことによる590万3,000円の減額となっております。

5款支払基金交付金、6款県支出金、8款繰入金につきましては、いずれも決算見込みによるものでございます。

9款繰越金でございますが、前年度繰越金が1,649万8,000円と確定したことにより、今回、繰り入れるものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（島崎保幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第22、議案第17号 平成26年度一宮町介護保険特別会計補正予算（第4次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（島崎保幸君） 日程第23、議案第18号 平成26年度一宮町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3次）議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大場税務住民課長。

○税務住民課長（大場雅彦君） それでは、議案つづり119ページ、120ページをごらんいただきたいと思っております。

議案第18号 平成26年度一宮町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3次）議定についてご説明いたします。

120ページ第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ207万8,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ1億2,101万円とするものでございます。

それでは、議案つづりの126、127ページをごらんください。

歳出のほうからご説明いたします。

2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、加入者の増加に伴い収納見込み額が379万円の増額となります。また、基盤安定拠出金につきましては、軽減額の総額が当初見込みより下がったことにより、171万2,000円の減額となるものでございます。

続いて、歳入についてご説明いたします。

124、125ページをごらんください。

1款後期高齢者医療保険料につきましては、保険料の決定額との差額を補正するものでございます。

3款繰入金は、一般会計からの事務費繰入金が46万7,000円の減額でございます。

また、軽減額の総額が当初見込みより下がったことにより、保険基盤安定繰入金が171万3,000円の減額となります。

4款繰越金は、前年度からの繰越金29万8,000円でございます。

5款諸収入につきましては、広域連合からの還付金及び賦課徴収業務に対する経費等を合わせまして、82万6,000円の増額となるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（島崎保幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第23、議案第18号 平成26年度一宮町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(島崎保幸君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(島崎保幸君) 日程第24、議案第19号 平成26年度一宮町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4次)議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小柳事業課長。

○事業課長(小柳一郎君) 議案資料の128ページ、129ページをお願いします。

議案第19号 平成26年度一宮町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4次)議定について。

129ページ、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ41万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億533万9,000円とする。

133ページ、134ページをお願いします。

歳入の1款分担金でございます。受益者分担金324万9,000円増額でございます。これは、5件の新規加入者の1件当たり65万円というもので、65万円掛ける5ということで、325万円の分担金の収入が入っております。

そのほか、歳入歳出とも精算による減額となります。

以上、説明を終わります。

○議長(島崎保幸君) 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(島崎保幸君) なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(島崎保幸君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第24、議案第19号 平成26年度一宮町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4次)議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（島崎保幸君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（島崎保幸君） 日程第25、議案第20号 町道路線の認定についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

小柳事業課長。

○事業課長（小柳一郎君） お手元資料137ページをお願いいたします。

議案第20号 町道路線の認定について。

町道3302号線でございますけれども、東浪見太東下地先のガスト北側脇の道路で、海側の奥に土地を所有する方から、建築基準法上の接道がなく、家を建築できないため、公衆用道路敷と町有地を含め、自費で舗装等の整備を行い、建築基準法の道路にするので、道路認定してほしいものと申し出があり、舗装工事が完了しましたので、新規認定したいものでございます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（島崎保幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第25、議案第20号 町道路線の認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（島崎保幸君） 日程第26、議案第21号 町道路線の廃止についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

小柳事業課長。

○事業課長（小柳一郎君） 議案資料の138ページをお願いいたします。

議案第21号 町道路線の廃止について。

まず、町道2214号線でございますが、県営住宅前の反対側にあります万城掘地先です。民間企業が大規模な資材置き場をつくる計画がありまして、当路線全体が資材置き場に挟まれます。町道が資材置き場のちょうど中心地を通ることになりますので、歩行者の安全が確保されないため、新たに道路用地を業者につくっていただきまして、交換したいものというものでございます。

そして、町道3238号線から3240号線におきましては、元釣ヶ崎キャンプ場中でございますが、現在、道路形態はなく、保安林ということで、今回廃止したいものでございます。

また、町道3250号線でございますが、この道路は、個人の出入り口道路で、現況は舗装されていない道路です。今回その方が家を増築するに当たり、この道路は、幅員が4メートルなく増築の許可が出ない。過去にこの方は、家を建てた後、この道路を町に寄附したものでございますが、今回、町から払い下げを受け、さらに隣接地を買って4メートル以上にして増築したいため、この路線を廃止したいものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第26、議案第21号 町道路線の廃止についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（島崎保幸君） 日程第27、議案第22号 町道路線の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小柳事業課長。

○事業課長（小柳一郎君） 139ページをお願いいたします。

議案第22号 町道路線の変更についてでございます。

町道2212号線、2213号線でございますが、先ほどの廃止路線と付随しまして、関東台の県営住宅前の民間企業が資材置き場建築に伴いまして、資材置き場区域内の道路と新たに業者に道路用地をつくって交換したいものということで、宅地以外の所につきましては残すということで、延長が変更になります。変更する町道の路線の変更についてしたいものでございますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（島崎保幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第27、議案第22号 町道路線の変更についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（島崎保幸君） 日程第28、議案第23号 長生郡市広域市町村圏組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

峰島総務課長。

○総務課長（峰島 清君） それでは、議案つづりの140ページをお願いいたします。

議案第23号 長生郡市広域市町村圏組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてご説明を申し上げます。

長生郡市広域市町村圏組合規約の一部を改正する規約を次のとおり制定することについて、

地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する規則が平成27年4月1日に施行されることに伴い、教育委員会は、教育委員長と教育長を一本化した教育長と4人の委員で組織することとなるため、当組合理約の関係条文の改正をするものでございます。

附則としまして、この規約は、平成27年4月1日から施行するものでございます。

説明につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（島崎保幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第28、議案第23号 長生郡市広域市町村圏組合理約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

会議再開後1時間10分を経過いたしましたので、ここで20分程度の休憩といたします。

休憩 午後 3時25分

再開 午後 3時50分

○議長（島崎保幸君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議案第24号～議案第28号の上程、説明、委員会付託

○議長（島崎保幸君） 日程第29、議案第24号 平成27年度一宮町一般会計予算議定について、日程第30、議案第25号 平成27年度一宮町国民健康保険事業特別会計予算議定について、日程第31、議案第26号 平成27年度一宮町介護保険特別会計予算議定について、日程第32、議案第27号 平成27年度一宮町後期高齢者医療特別会計予算議定について、日程第33、議案第

28号 平成27年度一宮町農業集落排水事業特別会計予算議定についてを一括議題といたします。

議案第24号から28号について、順次、提案理由の説明を求めます。

峰島総務課長。

○総務課長（峰島 清君） それでは、議案第24号 平成27年度一宮町一般会計予算議定についてご説明をさせていただきます。

この27年度の予算書をお願いいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

それでは、1ページの第1条でございますが、平成27年度の一宮町一般会計予算の総額を歳入歳出それぞれ43億3,900万円と定めるもので、前年度に比べ2億4,600万円の増加、過去3番目の予算規模でございます。

新たに取り組む東浪見保育所の民営化移転事業や強い農業づくり交付金など、大型事業が重なり、予算規模が膨れたものであります。

第2条以下につきましては、継続費や地方債の設定、一時借入金の限度額、歳出予算の流用の特例について、それぞれ定めるものでございます。

それでは、歳入歳出の概要を申し上げます。

予算書の9ページをお願いいたします。

最初に、歳入からご説明をいたします。

1款の町税です。町税は、13億2,422万1,000円の計上をいたしました。法人税において一部業種の業績が上向き傾向であること、また、固定資産税においては、新築家屋の増加に伴い、土地の宅地化が進んでいることなどから、前年度に比べ1,803万6,000円の増加となったものです。

続きまして、6款の地方消費税交付金でございます。

前年度に比べ、5,900万円増加の1億6,500万円を計上しております。これは、昨年4月に消費税率の引き上げが行われ、交付金が増加するものでございます。

続きまして、10款の地方交付税でございます。

当町の税収見込みや特別な財政需要、地方財政計画などを踏まえ、前年度から2,000万円減少の10億5,000万円の計上としています。

続きまして、15款の県支出金でございますが、前年度に比べ3億8,088万8,000円増加の6億3,808万1,000円を計上しております。これは、新たに東浪見保育所整備事業と強い農業づ

くり交付金事業への補助金が増加したことが大きな増加要因でございます。

続きまして、18款の繰入金でございます。

これも東浪見保育所整備事業の実施に伴い、保育所整備基金からの繰り入れを新たに計上しておりますが、新庁舎建設事業の関連に伴い、庁舎建設基金からの繰り入れが減少することが要因となり、1億3,506万5,000円の減少でございます。

続きまして、11ページをお願いいたします。

歳出でございますが、主なものをご説明させていただきます。

2款の総務費でございます。前年度に比べ1億3,372万4,000円減少の6億4,681万8,000円を計上いたしました。こちらは、公共施設白書の策定経費など、新たに取り組む事業もございますが、新庁舎建設事業の完了が大きな要因となり、総務費全体で減少となったものでございます。

続きまして、3款の民生費でございます。

前年度に比べ、1億3,751万5,000円増加の11億6,582万8,000円を計上しております。こちらは、東浪見保育所の民営化移転の新規計上が大きな要因となり、増加となっているものでございます。

続きまして、7款の土木費でございます。

前年度に比べ、3,670万9,000円減少の2億1,118万4,000円を計上しております。こちらは、東野地区公園での遊具新設事業など、増加する要因もございますが、中央ポンプ場のポンプ設備オーバーホール事業の減少が大きな要因となり、土木費は減少でございます。

続きまして、9款の教育費でございますが、前年度に比べ、4,162万円減少の2億8,024万1,000円を計上しております。

こちらは、東浪見小学校のグラウンド芝生化事業や一宮中学校の駐輪場改修事業など、新たに取り組む事業もございますが、GSSセンターと振武館で実施した屋根の老朽化対策など、維持改修事業の終了が大きな要因となり、教育費全体で減少となったものです。

最後に11款の公債費でございます。

こちらは、平成5年度に都市下水道事業の財源として借り入れしました地方債の償還の終了が主な要因となり、公債費全体で減少となったものでございます。

説明につきましては以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（島崎保幸君） 大場税務住民課長。

○税務住民課長（大場雅彦君） 続きまして、議案第25号 平成27年度一宮町国民健康保険事

業特別会計予算議定につきましてご説明申し上げます。

予算書の151ページをお開きください。

平成27年度一宮町国民健康保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17億6,694万6,000円と定めるものと
ございます。前年度比18.1%の増でございます。

2条以下につきましては、一時借入金の限度額、歳出予算の流用の特例について定めるも
のでございます。

平成27年度予算では、世帯数2,297世帯、一般被保険者数3,938人、退職被保険者数163人、
合わせまして、被保険者数4,101人と見込み、昨年度の実績に基づいた数値や決算見込み額
により計上いたしました。

なお、平成30年度の国保運営の都道府県化のための必要法案等が今国会で審議される予定
となっておりますが、その前段としまして、平成27年度から、歳出におきましては共同事業
拠出金が、また歳入におきましては共同事業交付金の額が、制度の見直しによりまして大幅
に伸びることから、前年度比18.1%の増となっているものでございます。

平成29年度まで医療費の推移を見ながら、保健財政の健全な運営に努めてまいります。

簡単ではございますが、説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（島崎保幸君） 高師福祉健康課長。

○福祉健康課長（高師一雄君） それでは、予算書の191ページをお開きください。

議案第26号 平成27年度一宮町介護保険特別会計予算議定についてご説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億7,158万8,000円と定めるものと
ございます。前年度に比べ6.8%の増となっております。27年度は、第6期事業計画の初年度
という位置づけでございます。

2月1日現在における第1号被保険者である65歳以上の高齢者は3,751人で、前年に比べ
115人の増となっており、高齢化率も30.16%と30%台に届いております。

27年度は、引き続き介護予防教室による予防事業の拡充とともに、新規事業として地域支
援事業の介護予防事業として介護支援ボランティアポイント制度を開始する予定でございま
す。元気な高齢者の皆さんに社会参加をしていただき、活躍をしていただくというもので
ございます。27年度は第6期事業計画に沿った予算編成となっております。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（島崎保幸君） 大場税務住民課長。

○税務住民課長（大場雅彦君） 議案第27号 平成27年度一宮町後期高齢者医療特別会計予算
議定につきましてご説明申し上げます。

予算書の229ページをお開きください。

平成27年度一宮町の後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億2,022万3,000円と定めるものと
ございます。前年度比2.3%の減でございます。理由としましては、歳出におきましては、職
員の減による一般管理費の減でございます。また、歳入におきましては、職員の減による一
般会計からの事務費繰入金が増となるもので、その他につきましては、例年ベースの予算規
模となっております。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者と65歳以上の一定の障害がある方が対象となっ
ており、千葉県内の全ての市町村が加入する千葉県後期高齢者医療広域連合が運営主体とな
って運営されております。

予算案につきましては、被保険者数1,819人と見込みまして、昨年の実績に基づいた数値
や決算見込みにより所要額を計上いたしました。

簡単ではございますが、説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（島崎保幸君） 小柳事業課長。

○事業課長（小柳一郎君） 議案第28号 平成27年度一宮町農業集落排水事業特別会計予算議
定について。

予算書257ページをお願いいたします。

第1条でございます。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億319万6,000円と定め
る。前年より28万円減となっております。これは例年どおり原地区、東浪見地区、北部3地区
の維持管理の予算となっております。よろしくをお願いいたします。

以上です。

○議長（島崎保幸君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。ただいま提案されました議案第24号から議案第28号までをお手元に配
付した議案付託表のとおり、各常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございま
せんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） 異議なしと認めます。

よって、お手元に配付の議案付託表のとおり、議案第24号から議案第28号までを各常任委

員会に付託することに決しました。

念のため、職員に議案付託表を朗読させます。

(事務局長、議案付託表朗読)

◎休会の件

○議長（島崎保幸君） 日程第34、休会の件を議題といたします。

会議規則第9条第1項により、3月7日と8日は、町の休日のため休会です。

お諮りいたします。同条第2項の規定により、3月5日、6日、9日の3日間を休会といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（島崎保幸君） 異議なしと認めます。よって、3月5日、6日、9日の3日間を休会とすることに決しました。

なお、休会中に各常任委員会を開催されるようお願いいたします。

◎散会の宣告

○議長（島崎保幸君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、3月10日の会議は、午後2時からです。よろしくをお願いいたします。

本日はどうもご苦労さまでした。

散会 午後 4時09分

第 1 回 定 例 町 議 会 （ 第 2 号 ）

3 月 10 日 （ 火 ）

平成27年第1回一宮町議会定例会会議録 (第2号)

平成27年3月10日招集の第1回一宮町議会定例会は、一宮町役場議場において開催された。

1. 現在議員は16名で、出席者の議席番号および氏名は、次のとおり。

1番	藤井幸恵	2番	小林正満
3番	渡邊美枝子	4番	鵜沢清永
5番	鵜沢一男	6番	小安博之
7番	藤乗一由	8番	袴田忍
9番	鵜野澤一夫	10番	藤井敏憲
11番	志田延子	12番	秦重悦
13番	森佐衛	14番	焔場博敏
15番	吉野繁徳	16番	島崎保幸

2. 欠席議員は次のとおり。

欠席議員なし

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおり。

町長	玉川孫一郎	副町長	芝崎登
教育長	町田義昭	総務課長	峰島清
まちづくり 推進課長	岡本和之	税務住民課長	大場雅彦
福祉健康課長	高師一雄	事業課長	小柳一郎
保育所長	井上高子	会計課長	牧野一弥
教育課長	渡邊幸男		

4. 職務のため議場に出席した事務局職員は、次のとおり。

事務局長 諸岡昇 書記 小林久美子

5. 本会議に付議された事件は、次のとおり。

日程第一	議案第24号	平成27年度一宮町一般会計予算議定について
日程第二	議案第25号	平成27年度一宮町国民健康保険事業特別会計予算議定について
日程第三	議案第26号	平成27年度一宮町介護保険特別会計予算議定について
日程第四	議案第27号	平成27年度一宮町後期高齢者医療特別会計予算議定について

て

日程第五 議案第 28 号 平成 27 年度一宮町農業集落排水事業特別会計予算議定につ

いて

日程第六 発議第 1 号 一宮町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

開議 午後 2時02分

◎開議の宣告

○議長（島崎保幸君） 皆さん、本日はご苦労さまでございます。

本定例会も本日で最終日となりますが、休会中には、各常任委員会で新年度予算についてご審議をいただき、大変ご苦労さまでした。本日もよろしくお願いたします。

ただいまの出席議員数は16名です。よって、定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（島崎保幸君） 本日の議事日程を報告いたします。

日程は既に印刷してお手元に配付してあります。これをもってご了承願います。

◎議案第24号～議案第28号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（島崎保幸君） これより日程に入ります。

日程第1、議案第24号 平成27年度一宮町一般会計予算議定について、日程第2、議案第25号 平成27年度一宮町国民健康保険事業特別会計予算議定について、日程第3、議案第26号 平成27年度一宮町介護保険特別会計予算議定について、日程第4、議案第27号 平成27年度一宮町後期高齢者医療特別会計予算議定について、日程第5、議案第28号 平成27年度一宮町農業集落排水事業特別会計予算議定についてを一括議題といたします。

本案は、各常任委員会へ付託してございます。これより各常任委員会の報告を求めます。

最初に、総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長、志田延子君。

○総務文教常任委員長（志田延子君） それでは、総務文教常任委員会の報告を申し上げます。

本委員会に付託された案件は、議案第24号 平成27年度一宮町一般会計予算のうち、歳入全般及び歳出のうち、1款議会費、2款総務費の一部、3款民生費の一部、8款消防費、9款教育費、11款公債費、12款諸支出金、13款予備費です。

審査は、3月5日に関係課長及び担当職員の出席を求め、慎重に審査を実施いたしましたので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

出席委員は、委員長、志田延子、副委員長、小安博之、委員、島崎保幸、委員、森 佐衛、

委員、藤井敏憲、委員、藤乗一由の6名です。なお、本委員会の書記は、総務課、高橋副主査です。

まず、議案審議に先立ち、現場踏査を実施しました。

初めに、南消防署を視察し、火災・救急・ドクターヘリの出動件数、施設についての説明を受けました。南消防署は昭和47年に設置され、施設は老朽化をしており、職員の事務スペースも狭くなっているとの説明を受けました。

次に、一宮中学校駐輪場を視察し、設置から40年以上経過したことによる経年劣化により損傷が激しく、また屋根が低く、生徒が頭をぶつけてけがをしやすい状態であり、抜本的解決を図るために、駐輪場の改修工事を行うとの説明を受けました。

次に、市街地集会所跡地を視察し、市街地集会所跡地解体工事についての説明を受けました。市街地集会所跡地は観明寺の敷地を借り、昭和43年から市街地集会所として使用され、現在は各課の保存文書や防災備蓄品の倉庫として利用していますが、役場庁舎前の倉庫が完成したことから、土地の所有者である観明寺へ返還するため、解体工事を行うとの説明を受けました。

最後に、東浪見小学校を視察し、グラウンド緑化工事について説明を受けました。東浪見小学校のグラウンドは、強風によりグラウンドの砂が飛散して中央部がすり鉢状となり、また排水も悪く水たまりができる悪条件となっていることから、グラウンドの整地後に芝生化し、児童の体力づくりや健康を担う場所として活用しやすいよう、緑化工事を行うとの説明を受け、計4カ所の現場踏査を終了いたしました。

続いて、午前10時45分からは、付託された議案審議に入りました。

初めに、財政全般について申し上げます。

平成27年度予算案の一般会計総額は43億3,900万円で、前年に対し2億4,600万円の増となっており、過去3番目の予算規模であります。新たに取り組む東浪見保育所の民営化移転事業や強い農業づくり交付金事業など、大型事業などが主な増加要因であるとの説明がありました。

続きまして、歳入についての審査結果を申し上げます。

歳入の根幹である町税収入のうち、町民税、法人税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税は増額となり、鉱産税、入湯税は減額となります。町税全体では13億2,422万1,000円となり、1,803万6,000円の増額となります。

続きまして、地方消費税交付金は、昨年4月からの消費税増税により5,900万円の増額を

見込んでおります。

続きまして、地方交付税は、国からの交付総額が1%減少し、また町の財政需要にも特別な増加要因が見込めないことから、前年比2,000万円減少の10億5,000万円を計上しております。

続きまして、県支出金については、東浪見保育所整備事業と強い農業づくり交付金事業への補助金が新たに加わり、前年比3億8,088万8,000円増加の6億3,808万1,000円を計上しております。

歳入の最後に、財政調整基金繰入金については、財源不足が若干和らいだものの、昨年度に引き続き1億4,000万円を計上しています。

次に、歳出ですが、総務費関係の主なものは、総務管理費として、人事評価制度・導入支援業務委託料165万2,000円、固定資産台帳整備委託料1,248万5,000円、市街地集会所跡地解体工事1,058万4,000円、番号法対応に伴う例規整備支援委託料108万円、選挙費として千葉県議会議員選挙費386万3,000円、消防費として自主防災組織設置補助金100万円、統計調査費として平成27年国勢調査464万6,000円、教育費関係は、小学校費として東浪見小学校のグラウンド緑化工事499万3,000円、中学校費として駐輪場改修工事921万3,000円などでありませう。

公債費については1,591万2,000円の減額で、3億5,801万6,000円となりますが、今後、平成28年度に約3億8,000万円の公債費ピークを迎える見込みとなっております。

次に、審査の過程で出された主な質疑応答について申し上げます。

自主防災組織で2地区分を見込んでいるが、具体的にどの地区なのかという質問に対しましては、例年二、三カ所を予定しており、現在、宮原区、矢畑区、6区、綱田区、枇杷畑区で自主防災組織が設立されております。今後は9区－1などで組織が結成される予定との答弁がありました。

戸別受信機について、今年度100台、新年度30台と購入するが、戸別受信機はどのような基準で交換できるのかという質問に対しましては、現在3,000世帯以上に戸別受信機を配布しており、半分以上が一番古い型の戸別受信機であり、部品がなく修理ができないものや、雑音がするなどのふぐあいがあった場合には、新しいものと交換しているとの答弁がありました。

非常備消防で団員が不足しているが、欠員は何人かという質問に対しましては、町の消防団の定員は175人であり、現在は欠員が2名との答弁がありました。

火災が発生したときには、最低何人集まってから出動するのか、決まりがあるのかという質問に対しましては、操作の関係で3人以上の団員の決まりはありましたが、実際には各団で集まることが難しいので、2人でも出動して他の団の補助をするなどしているとの答弁がありました。

防災メール一斉送信システム登録状況についての質問に対しましては、5,000人まで登録可能であります。現在は200人程度の登録状況であります。町のホームページ・広報を活用して周知しておりますが、加入者がふえておりません。昨年実施した防災訓練時にも、このようなシステムがあるとの周知を行いました。加入率が伸びておりませんので、引き続き加入促進に向け周知していきますとの答弁がありました。

人事評価制度の内容はどのようなものかとの質問に対しましては、地方公務員法の改正に伴い、日常業務の行動から能力を評価する能力評価と、具体的な仕事の目標を掲げ、その達成状況により評価する業績評価を基本とし、新たな人事評価制度の策定が義務化されました。そしてその評価結果を活用して、昇給、昇格、分限等の人事処遇に反映させることになりましたとの答弁がありました。

職員研修費について、平均すると1人1万円程度になると思う。民間では研修に力を入れ、予算をもっとつけているが、町はこの程度の予算で大丈夫かとの質問に対しましては、研修費については、人事異動で新しい職場になった場合に、自治研修センターの専門研修に参加し、専門知識の向上を図っている。その中で広域組合の研修費用は、一部研修を除き広域組合負担金に含まれ、それらを合算すると研修費としてはふえます。新年度の異動等により増加することもあるが、あくまでも当初予算として予算措置するものですとの答弁がありました。

マイナンバー制度の導入等で研修が必要になると思うが、その対応としてはどの質問に対しましては、マイナンバー制度は県において研修会が実施され、参加している。また、県からの資料・情報を関係各課に提供するとともに、勉強会を行っていますとの答弁がありました。

税金の徴収について、国税のOBが扱うのは町税部分だけなのかとの質問に対しましては、町税のみとの答弁がありました。

税金の徴収について、近隣町村、長南町や長生村でも国税OBが来ているが、効果等は実際どうなのかとの質問に対しましては、実際に長南町と長生村へ行き確認してまいりましたが、長南町におきましては1名、国税のOBの方を迎えており、滞納者に対して町職員が対

応するよりも知識等も豊富なこと、また町職員についても国税OBの指導を受けたことにより、今まで以上に徴収率が上がっているとのことです。

長生村につきましては、国税OBとは違う滞納整理機構の方を迎えて指導を仰ぎ、わからないことや困難事案の解決に役立っているとのことです。また、調査専門員、徴収専門員の方もおり、徴収率の向上に取り組んでいるとの答弁がありました。

税金徴収について、国税OBを迎えるために260万円の予算を計上しているが、予算額以上の効果を見込んだものなのかとの質問に対しましては、町職員と一緒に業務を行うことにより、徴収率の向上と滞納処分等の推進を図る上でも効果はあるものと考えているとの答弁がありました。

平成27年国勢調査について、統計調査員55名はどのような方が調査員となるのか、5年前と同じ調査員が調査するのかとの質問に対しましては、各区からの推薦や統計の登録調査員が主として調査員になりますが、不足の場合は町職員が対応しますとの答弁がありました。

統計指導員とはどのような方なのか、またメンバーは決まっているかとの質問に対しましては、各調査員は調査票を回収し指導員が審査することになり、現在、指導員は決まっておりませんが、登録調査員にお願いしたいと考えていますとの答弁がありました。

調査員は、調査票をどのように配るのかとの質問に対しましては、5年前の国勢調査の調査区要図や動態図をもとに、区域内を1件1件調査し、調査区要図にない新しい家などを調査員が確認して調査対象としますとの答弁がありました。

調査区数80はどのように区分けしていますかとの質問に対しては、歴代の区分けをもとに設定しており、調査区ごとの戸数などでも調整していますとの答弁がありました。

一宮町まちづくり町民提案事業で、渚のファーマーズマーケットは地元からの出店が少ないようだが、状況はどうかとの質問に対しましては、夏と秋にマーケットを開催しておりますが、海岸広場で開催したときは約80店舗あるうちの町内出店は25%であり、秋に役場駐車場で開催したときには、次回はお店を出してみたいと町内の数件の方からお話をいただいております。運営委員会も地元出店数の増加に取り組んでいますとの答弁がありました。

住民協働のまちづくり研究会アドバイザー報償とは、誰への報償なのかとの質問に対しましては、町職員で協働のまちづくり研究会という組織をつくり、住民協働や町の活性化について研究しています。この報償は、アドバイザーとなる千葉大学法経学部関谷准教授への報償ですとの答弁がありました。

一宮海岸クリーンアップウオーキング大会について、第4回目になるが、事業の効果はあ

るのかとの質問に対しましては、平成25年は雨天中止のため、町内保育園児が植樹を行いました。平成26年度は、200名の定員に対し約160名の参加があり、ウォーキングを兼ねて海岸のごみ清掃もお願いしており、海岸美化と健康増進と交流を図る上でも効果があるとの答弁がありました。

大塚実海と緑の基金を活用した事業では、現在この基金は幾ら残っているのか。基金があるからといって、むやみに基金を使用してはいないか。この基金の計画をつくるべきではないかとの質問に対しましては、基金の使用に当たっては、寄附者の大塚会長の関係者にも相談しているが、町の基金であるため、町で使用は考えてもらいたいと言われていました。この基金で海岸広場の工事も行っているため、残りは約6,000万円ほどとの答弁がありました。

路線バス運行維持補助金について、バスの利用者はどのような方なのか。また補助金について、小湊バスは今後も要望してくるのかとの質問に対しましては、大多喜高校へ通学する生徒が主な利用客であり、毎年、一宮町・睦沢町・大多喜町の3町で話し合いをしていますが、生活交通、それから通学手段として不可欠なことから、今後も3町で補助金を出すことが予想されますとの答弁がありました。

学童保育の場所については、中トさんで恒久的に考えていくのか。また、自動車での送迎のため安全性は確保できているのかとの質問に対しましては、現在は恒久的に考えており、駐車場の敷地も広く、自動車での送迎時にも安全が確保されておりますが、今後、優良な施設がある場合には検討をしていきたいとの答弁がありました。

学童保育の運営について、利用人数、施設状況等を加味した上、今後総合的に判断すべきではないのかとの質問に対しましては、複数案を出した中で、今後計画的に進めたいとの答弁がありました。

サタデースクールの目的及び対象児童はとの質問に対しましては、学力の底上げとして、基礎的な学習補助を個別指導で、休日である土曜日に月2回実施するものです。一昨年から小学校で夏休みに行っているサマースクールとともに、児童の学習意欲と学力の底上げに取り組むものであり、小学3年、4年生を対象に希望児童を募りますとの答弁でありました。

不登校児童生徒の状況についての質問に対しましては、東浪見小学校はいません。一宮小学校と一宮中学校は、不登校児童生徒は数名います。なお、対象児童生徒には、定期的に担任から保護者や本人と連絡を取り合い、状況確認を行っておりますとの答弁がありました。

上総十二社祭り保存会補助金の使途についての質問に対しまして、歴史と伝統のある上総十二社祭りの魅力を多くの人に伝えていくことを目的に、十二社祭りフォトコンテストを開

催するための経費であります。平成27年度は9月13日が日曜日に当たり、大いに期待ができますとの答弁がありました。

図書室管理運営費の備品購入費、図書の購入は、誰がどのような基準で購入するかとの質問に対しまして、新聞やマスコミ等で取り上げられている新刊等を教育課で購入しており、その他には、リクエストカードとって利用者の皆さんから要望いただいたものを購入し、なるべく要望に応じております。また、蔵書の隔たりがないよう、分野別に見て教育課判断で購入をしておりますとの答弁がありました。

教育講演会は実施しているのかとの質問に対しましては、今年度は2月7日土曜日、明治大学、諸富教授を招き開催し、小中学校教諭、PTA、一般の約100名弱の参加者があり、有意義な講演会でありましたとの答弁がありました。

続いて、昨年度の要望事項について報告いたします。

施設改修については、大がかりな修繕になる前に定期的に巡回し、修繕箇所の早期発見・修繕を心がけるようにと要望したところ、全国的に公共施設の老朽化対策が大きな課題となっており、国からも全国の市町村に対し、長期的視点からの修繕計画、いわゆる公共施設白書を平成28年度までに策定するよう要請がなされております。

一宮町でもこの要請を受け、平成27年、28年度の2カ年計画で約1,000万円の予算化をお願いし、計画づくりを進める予定でおりますので、今後はこの計画に沿った適正な維持管理・修繕に努めてまいりたいと思っておりますとの答弁があり、了としました。

長生第2排水機場付近では道路冠水もしており、大変危険であるため、防災上からも長生第2排水機場ポンプの排水能力アップを検討するよう要望したところ、昭和51年設置より年数が経過し、排水能力が衰えているため、維持管理適正化事業の補助事業で平成27年度にオーバーホールをし、当初の排水能力に戻す予定との答弁があり、了としました。

一宮いっちゃん是有効に活用されているが、付き添いが必要であり不便であることから、動きやすくなるよう改善することを要望したところ、一宮いっちゃんの中に入ると視野が非常に狭く、付き添いが必要とされています。制作業者に確認したところ、付き添いをなくし動きやすくするためには全体を小さくすることになり、一宮いっちゃんは巫女さんのイメージであるため、小さくすると人間の大きさとなり、キャラクターとしては3頭身ほどの大きさが親しみやすく、小さく形を変えるには作者との著作権の関係もあり、現在の大きさが浸透してきた経緯もありますので、不便さは残りますが現在のままで使用していきたいとの答弁があり、了としました。

振武館駐車場については、一宮学童保育わんぱくクラブ開設に伴い、施設使用増加も見込まれるため、駐車場の舗装整備をするよう要望したところ、振武館は昭和59年3月に建設され、駐車場は陥没やえぐれによる水たまりがある状態であり、現在まで砂利補充等、職員による整備を進めてまいりましたが、改善が見られず、小中学生や一般の活動に加え、災害時には避難所としての役割を果たす施設であることから、高齢者の利用も考慮し、駐車場舗装工事費を新年度予算で計上したとの答弁があり、了としました。

最後に、要望事項を申し上げます。

1、児童生徒の安全・安心のための仕組みづくりを要望する。

2、南消防署の早期移転を要望する。

以上の質疑附带事項を踏まえ、討論、採決の結果、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

総務文教常任委員会の報告を終わりといたします。

平成27年3月10日。

総務文教常任委員会委員長、志田延子。

一宮町議会議長、島崎保幸様。

よろしく申し上げます。

○議長（島崎保幸君） どうもご苦労さまでした。

次に、経済常任委員会の報告を求めます。

経済常任委員会委員長、鶴沢清永君。

○経済常任委員長（鶴沢清永君） 経済常任委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、3月4日の本会議におきました審査を付託されました議案第24号 平成27年度一宮町一般会計予算のうち、2款総務費の一部、4款衛生費の一部、5款農林水産業費、6款商工費、7款土木費、10款災害復旧費及び議案第28号 平成27年度一宮町農業集落排水事業特別会計予算について、3月5日午前9時半から委員会を開会いたしました。

出席委員は、委員長、鶴沢清永、副委員長、鶴野澤一夫、委員、畑場博敏、委員、秦重悦、委員、小林正満の5名です。なお、本委員会の書記は、事業課主査補、渡邊浩二です。

初めに、各担当課の案内により、強い農業づくり交付金事業、町道1-7号線道路改良工事、東野公園遊具整備工事の現場踏査を行いました。

続いて、同日午前10時45分より、一宮町役場委員会室2におきまして、関係職員の出席を求め、議案の審査をいたしましたので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

まず、議案第24号の一般会計について申し上げます。

歳出の主なものといたしましては、4款衛生費、1項保健衛生費、5目クリーン一宮推進事業費は1億811万8,000円の予算で、昨年よりも567万5,000円の減となっております。主な歳出といたしましては、長生郡市広域市町村圏組合負担金で8,243万1,000円となっております。

5款農業水産業費、1項農業費、3目農業振興費は3億1,664万9,000円の予算で、昨年よりも2億8,633万3,000円の増となっております。増額の主な理由といたしましては、強い農業づくり交付金事業によるもので、農家の若手後継者グループが取り組む最先端技術を導入したトマト栽培施設の建設事業に対し、国庫補助金2億7,094万円と、一宮町から400万円、白子町から100万円を合わせまして、総額2億7,594万円を補助するものです。

5款農林水産業費、3項水産業費、1目水産振興費は682万1,000円の予算で、昨年よりも655万5,000円の増となっております。増額の主な理由といたしましては、日本ウミガメ会議開催補助金670万円によるもので、アオウミガメ産卵の北限域に属する一宮で、11月27日から29日に開催される第26回日本ウミガメ会議 in 一宮に助成するものです。

6款商工費、1項商工費、3目観光費は4,919万5,000円の予算で、昨年よりも6万4,000円の増となっております。主な歳出といたしましては、観光振興事業1,348万6,000円で、主に観光パトロールの委託料の699万8,000円です。海岸のパトロールとあわせて海岸の清掃や海岸広場のトイレ、通年通して設置している海岸のトイレ清掃を委託するものです。

また、海岸有料駐車場試行事業1,435万2,000円は、駐車場の警備や堆積した土砂の撤去、また駐車場の出入り口が軟弱なため、出入り口の舗装工事を行うものです。

7款土木費、4項都市計画費、3目公園事業費は1,201万円の予算で、昨年よりも120万円の増額となっております。増額の主な理由といたしましては、東野地区公園遊具整備工事によるもので、区画整理事業で新設された公園に遊具を設置し、子供たちが伸び伸びと元気に育つ環境づくりを行うものです。

次に、本委員会から昨年要望いたしました件について回答がありましたので、その概要を要約して申し上げます。

準用河川南川尻川付近の津波対策として早期整備をとの要望に対し、3.11東日本大震災（100年に一度）と同程度の震災時の津波に被害を受けないよう、千葉県では平成25年から3年間で土塁を完了させる予定です。土塁の高さは東京湾平均海面（TP）をゼロとした6から6.5メートル高で、海岸の保安林に造成しています。

町道路も千葉県で行ってもらえるよう、現在県と協議中ですが、南川尻川も一宮町管理でありますが、千葉県で行ってもらえるよう、現在県と協議中です。

方法としては、川の護岸かさ上げ、また県道高が6.5メートルあるため、南川尻川県道東側にゲート設置か、壁を設置する方法等が考えられますが、今後、道路と同時期に設置できるよう協議していきますとの答弁がありました。

農業集落排水事業北部地区における未接続世帯の接続促進及び農業集落排水施設の修繕計画策定と、この予算について具体的な検討をとの要望に対し、北部地区の農業集落排水処理施設は、平成16年4月供用開始から9年経過したところですが、接続者は85名で、当初に同意し公共ますを宅地内に設置しましたが、いまだに接続していない人が32名います。昨年も各自に接続するようお願いと、場合によっては値上げについて広報のほか通知をしたところ、26年度には2名が接続いたしました。今後も続けていきたいと考えております。

また、平成25年度に3施設の機能診断を実施いたしました。その結果、2053年度を目標とし修繕計画が出ましたが、その事業費は約14億5,000万円となっております。

計画策定に当たり問題点は、補助事業（国50%、機能強化事業）を導入するにしても事業費が多額であること、また修繕計画は3年後から実施するということですが、3年を待たずに壊れ修繕をするという状況で、計画策定が難しいということが挙げられます。少し計画検討期間をいただいて、財政とも協議をし、予算を伴った計画を作成させていただきたいと考えていますとの答弁がありました。

次に、審査の過程で質疑応答がありましたので、その概要を要約して申し上げます。

初めに、まちづくり推進課関係について申し上げます。

船舶の格納庫解体工事及び船の今後の予定はとの質疑に対して、格納庫撤去後の利用は特にありません。船舶については全部で4艘あり、うち2艘は無償で譲渡し、残り2艘は今後必要とされる方に売却予定であります。買い手がない場合には撤去処分を行いますとの答弁がありました。

次に、一宮町駅前物産直売所で観光案内を行うとのことでしたが、その際に専属で人を雇うのか。また、直売所の従業員が行うのかとの質疑に対し、直売所の従業員が併用で観光案内を行っていただきます。観光案内だけでなく、電話対応、トイレ清掃、電動自転車の貸し出し管理、ノルディック貸し出し管理、駐車場周辺の清掃もあわせて行いますとの答弁がありました。

次に、農業委員会関係では、説明後、特に質疑はありませんでした。

次に、事業課関係では、強い農業づくり交付金は今後も続く事業なのか。また、事業費が非常に大きい収支計算はどうなっているのかとの質疑に対して、強い農業づくり交付金は今後も続きます。県改良普及課も一緒に協議しており、1,000坪以上であれば採算が合うとしていますが、トマトの単収が1反部当たり30トン以上とれるかが鍵となってきています。融資の償還期間は15年間で、人・農地プランに位置づけられた中心的経営体ですので、5年間は無利子ですとの答弁がありました。

次に、地下水汚染除去対策事業委託料について、現在の水質の状況はどの質疑に対し、平成26年度は測定中ですが、平成25年度データとしまして、9カ所の観測を行っています。7カ所の井戸から環境基準を上回る数値が出ておりますので、継続が必要ですよとの答弁がありました。

次に、汚水適正処理構想作成委託料について、新規の事業ということだが、具体的な内容はどの質疑に対し、この事業は平成9年ごろに始まり、町の図面に合併浄化槽区域や集落排水区域、下水道区域などを決めており、これをいつごろ実現するかという計画でしたが、国方針の見直しにより、10年後までに適正な汚水処理をできるような計画書をつくるよう指導がありました。町が10年間で実際にできることとして、合併浄化槽を広げていき、公共下水道エリアを小さくすると考えておりますが、これから県などと協議した中で計画を策定したいと考えておりますよとの答弁がありました。

このほか、一般会計の全ての質疑に対し明快な答弁があり、審査の結果、委員全員の賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第28号の一宮町農業集落排水事業特別会計について申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億319万6,000円であり、対前年比28万円の減となっております。

次に、審査の過程で質疑応答がありましたので、その概要を要約して申し上げます。

北部地区に未接続者が32名いる中で、エリア外の人が入りたくても入れない。北部クリーンプラントの容量があるならエリアを広げる考えはないのかとの質疑に対し、広げることはできなくもありませんが、本管敷設工事など事業費が多額になります。未接続者に対しては、このままの状況では値上げをせざるを得ない旨の通知をしましたが、経済的な面もあり、強制的に進めることができない面がありますよとの答弁がありました。

このほか、農業集落排水事業特別会計の全ての質疑に対し明快な答弁があり、審査の結果、委員全員の賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、審査の過程で3点要望がありましたので、申し上げます。

1、九十九里トライアスロン大会について、平成27年度も実施するとのことだが、新年度予算に計上されていない。主催者の決定など、早期の実施体制整備を要望する。

2、東野地区内の歩行者専用道路を、安全対策に配慮した中で開放を要望する。

3、北部クリーンプラントについて、加入者増加を図るため、対象エリアの拡大を要望する。

以上が本委員会に付託されました議案の審査過程並びに結果であります。

経済常任委員会の報告を終わりといたします。

平成27年3月10日。

経済常任委員会委員長、鶴沢清永。

一宮町議会議長、島崎保幸様。

○議長（島崎保幸君） どうもご苦労さまでした。

次に、厚生常任委員会の報告を求めます。

厚生常任委員会委員長、鶴沢一男君。

○厚生常任委員長（鶴沢一男君） 厚生常任委員会の報告をいたします。

本委員会は、4日の議会において審査を付託されました議案第24号 平成27年度一宮町一般会計予算のうち、歳出、2款総務費の一部、3款民生費、4款衛生費の一部及び議案第25号から議案第27号について、5日午前9時30分に委員会を開催し、会議及び現場踏査の日程を協議いたしました。

その後、東浪見保育所移設予定地と愛光保育園の現場踏査を行い、午前10時40分より委員会室3において、関係職員の出席を求め、慎重に審議をいたしましたので、その経過と結果についてご報告を申し上げます。

当委員会は、委員長、鶴沢一男、副委員長、袴田 忍、委員、吉野繁徳、渡邊美枝子、藤井幸恵の5名で、書記は、税務住民課主査補、関 晴美です。

初めに、一般会計予算のうち歳出、2款総務費、戸籍住民基本台帳費について申し上げます。予算額3,940万2,000円で、昨年より476万3,000円の減となっております。主なものは、4名分の人件費と住民記録システム及び戸籍システムの借り上げ料です。

次に、3款民生費について申し上げます。社会福祉総務費は7,744万6,000円の予算額で、昨年より1,991万5,000円の増となっております。増額の主な内容は、機構改革による人件費の増によるものです。

障害福祉費は2億3,247万9,000円の予算額で、昨年より232万9,000円の減となっております。主なものは介護給付事業、自立支援医療給付事業、重度心身障害者医療給付事業の扶助費です。

重度心身障害者医療助成事業は、重度の身体障害者や知的障害者の医療費の一部を助成するもので、医療機関を受診した際、窓口で自己負担額を支払い、後から町に申請し助成を受ける償還払いになっておりましたが、8月から県内において一定の負担額のみ医療機関で負担する現物給付になり、障害者の方々の負担軽減になります。

老人福祉費は1,922万8,000円の予算額で、昨年より271万8,000円の減となっております。内容は老人ホーム入所措置委託料、外出支援事業委託料などです。

国民年金事務費については766万8,000円の予算額で、人件費687万6,000円と国民年金事務運営費79万2,000円です。

後期高齢者医療費につきましては1億2,089万1,000円で、昨年より404万9,000円の増となっております。増額の内容は、定率市町村負担金の増によるものです。

臨時福祉給付金給付事業費ですが、昨年に引き続き、国が消費税の引き上げの影響を考慮し、低所得者に臨時的に給付金を支給するもので、事務運営費と合わせて1,779万4,000円の予算額であり、全額国からの補助金です。

児童福祉総務費は1億5,106万7,000円の予算額で、昨年より348万8,000円の減となっております。主なものとして、保育所職員の人件費のほか、子育て支援事業として愛光保育園が実施している地域子育て支援拠点事業を補助するもので、555万9,000円を計上しておりますが、町の支出に対し県より2分の1補助があります。

児童措置費は1億9,956万円の予算額で、昨年より22万9,000円の増となっております。主な内容として、児童手当支給の扶助費が1億9,644万円となっております。

児童福祉施設費は3億3,353万4,000円の予算額で、昨年より1億6,533万9,000円の増となっております。増額の主な内容は、保育所整備事業としまして、東浪見保育所用地進入路を東浪見小学校と共有するための整備工事費として2,000万円の計上です。

また、東浪見保育所施設整備事業補助金として、国・町を合わせ1億3,755万円となっております。

子育て世帯臨時特例給付金事業費ですが、臨時福祉給付金と同様に、昨年に引き続き消費税引き上げの子育て世帯への影響緩和の目的として支給する事業であります。事務運営費と合わせて603万2,000円の予算額であり、全額国からの補助金です。

次に、審査の過程で質疑応答がありましたので、その主な内容を申し上げます。

障害者への社会保障として、国で定めた雇用率の企業が町内にあるかとの質疑に対し、町内だけの雇用状況は把握できませんが、ハローワーク茂原管内での6月1日現在の雇用状況につきましては、従業員50人以上の企業で57社が障害者を雇用しており、障害者雇用促進法の中で義務化されている法定雇用率2%を達成している企業は41社あります。町では、障害者の就労や相談業務についても中核支援センターや特別支援学校、ハローワークと連携し、安心して生活ができるよう支援をしておりますとの答弁がありました。

保育所整備事業のうち、町が単独で支出する額を示してほしい。なお、国・県の補助は建物だけで、進入路整備工事に対しては補助がないのか。また、東浪見子ども園の事業者に対し、運営費を補助していくとのことだが、その補助金に対して国・県の補助はあるかとの質疑に対し、町が単独で支出する額は6,699万6,000円で、歳出の保育所整備事業費1億5,869万6,000円から、歳入の保育所等緊急事業補助金6,335万円と認定こども園整備事業補助金2,835万円を差し引いた額です。また、進入路整備工事に対する国・県の補助はありません。

外構については国・県の補助の対象になりますが、建物のみを補助対象とすることで一番高い補助率となるため、今回は対象としておりません。また、運営費に対する国・県の補助はありませんとの答弁がありました。

次に、4款衛生費について申し上げます。

保健衛生総務費は1億8,070万8,000円の予算額で、昨年より653万6,000円の増となっております。主なものは、福祉健康課職員7名の人件費等が計上されており、長生郡市広域市町村圏組合負担金が特に大きな予算となっております。

予防費は7,856万2,000円の予算額で、昨年より716万1,000円の減となっております。主なものは各種検診事業、予防接種事業、母子保健事業の予算です。また、乳がん・子宮がん検診を土曜日に実施したところ、受診率の向上につながりましたので、引き続き受診しやすい体制を整えます。

医療対策費は3,509万1,000円の予算額で、昨年より383万2,000円の減となっております。

子ども医療費助成事業ですが、医療機関でかかった保険診療による一部を助成するもので、県の補助対象となっております。県の助成対象は、小学校3年生までの医療費及び小学4年生から中学3年生の入院医療費ですが、町では独自に助成年齢を拡大しており、昨年に引き続き高校3年生までの医療費を助成し、保護者の負担軽減及び子育て支援体制の充実を図ります。

保健センター費は701万3,000円の予算額で、保健センターの維持管理費であります。

次に、審査の過程で質疑応答がありましたので、その概要を要約して申し上げます。

予防費には、予防接種事業、母子保健事業、健康増進事業の予算が計上されており、今年度は716万1,000円の減額となっているが、この減額は妥当なのかとの質疑に対し、予防接種の経費は高く、生まれた子供の接種は1回につき1万円程度かかり、期間をあけて2回、3回の接種のパターンが多く、定期接種を含め5種類あります。1人15万円として、接種しなかった場合を含め、出生数を見込んで計上しております。

また、子宮頸がんワクチン接種の積極的推奨の差し控えが引き続きますので、接種者の大幅な下方修正による減少もあります。その他の減額の理由は、昨年度まで各種検診の対象者の抽出、問診票等の印刷を業者委託しておりましたが、今年度は業者委託せず、直営で見直いたしますとの答弁がありました。

以上の質疑を踏まえ、討論、採決の結果、一般会計予算は全員の賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第25号 平成27年度一宮町国民健康保険事業特別会計予算について申し上げます。

歳入歳出総額は17億6,694万6,000円で、昨年より2億7,133万円の増となっております。これは2,297世帯、4,101人の被保険者を見込んでおり、昨年の実績に基づいた数値や決算見込み額で計上しております。特に国保都道府県化に向けて、今年度より高額医療費の共同事業を拡大するため、歳入歳出ともに大幅な増となっております。

近年、少子高齢化の進展により、国民健康保険加入者も高齢者や低所得者層がふえ、厳しい財政状況であります。しかし、人間ドックや脳ドック事業により、早期発見・早期治療を行うなど、また特定健康診査においても検査項目を充実させ、特定保健指導を行い、医療費削減に向けた保健事業の推進を図ります。

なお、今後も医療費の推移を見ながら収納率向上を図り、保険財政の健全な運営に努めてまいります。

次に、審査の過程で質疑応答がありましたので、その概要を要約して申し上げます。

医療費などの義務的経費を抑える努力をしているのかとの質疑に対し、病気が重くなる前に検診を実施し、人間ドック・脳ドックの補助を行うなど早期発見に努めており、医師会と協議し、ジェネリック医薬品の啓発を行っております。また、今年度につきましては、療養費のレセプト点検を実施いたしますとの答弁がありました。

特定健診の受診率はどのくらいですかとの質疑に対し、平成26年度は42.4%ですとの答弁がありました。

以上の質疑を踏まえ、討論、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第26号 平成27年度一宮町介護保険特別会計予算について申し上げます。

歳入歳出の総額は10億7,158万8,000円で、昨年より6,802万8,000円の増となっております。保険給付費が9億8,808万2,000円で全体の92.2%を占めており、今年度は第6期事業計画の初年度となっております。介護予防の新規事業として、介護支援ボランティアポイント制度を実施し、元気な高齢者の方々の社会参加と活躍を推進するものです。

また、高齢者人口及び介護認定者の増加に伴い、在宅サービスなどの給付費の増加が予測されますが、介護予防として、重度化防止対策事業を地域へ出向き、多くの地区で開催するよう積極的に努めてまいります。

歳入の介護保険料ですが、2億2,964万円の予算額で、昨年より4,705万7,000円の増となっております。増額の内容は、介護給付費から算定した保険料基準額の改定によるものです。

以上、討論、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第27号 平成27年度一宮町後期高齢者医療特別会計予算について申し上げます。

歳入歳出総額は1億2,022万3,000円となっております。昨年より285万1,000円の減額となっております。75歳以上の高齢者と65歳以上の一定の障害がある方が対象となっております。1,819人と見込んで所要額を計上いたしました。

総務費につきましては、人件費と運営事務費及び賦課徴収事務費を合わせ1,050万5,000円です。

後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、徴収した保険料と保険基盤安定拠出金を合わせ1億850万7,000円で、歳出予算全体の90.3%を占めており、それを広域連合に納めるものです。

歳入の後期高齢者医療保険料ですが、保険料徴収が町の事務となっております。7,996万1,000円と予算全体の66.5%を占めております。

次に、審査の過程で質疑応答がありましたので、その概要を要約して申し上げます。

扶養に入っているも、75歳になると後期高齢者医療に入らなければならないかとの質疑に対し、後期高齢者医療制度は平成20年にスタートし、75歳年齢到達により加入することが法律で定められております。なお、保険料につきましては、被扶養者だった方が後期に移行す

ると9割軽減されますとの答弁がありました。

以上、審議を踏まえ、討論、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に要望事項を申し上げます。

国民健康保険事業特別会計、介護保険特別会計に共通することですが、少子高齢化の加速により、年々右肩上がりに増加する医療費や介護給付費等を抑制するため、町ではさまざまな事業が実施されておりますが、それらについて町民の皆様にはさらなる啓蒙・啓発を図り、社会保障経費の抑制に努めていただくよう要望いたします。

以上が本委員会に付託されました議案の審査過程並びに結果であります。

厚生常任委員会報告を終わります。

平成27年3月10日。

厚生常任委員会委員長、鶴沢一男。

一宮町議会議長、島崎保幸様。

○議長（島崎保幸君） どうもご苦労さまでした。

以上で、各常任委員会の報告は終わりました。

これより各常任委員会の報告に対する質疑に入ります。

なお、一括で行うために、質疑については、何々常任委員会に議案第何号についてという発言をもってお願いをいたします。

それでは、質疑のある方はどうぞ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論及び採決は、議案ごとに行いますので、ご了承願います。

日程第1、議案第24号 平成27年度一宮町一般会計予算議定に対する討論に入ります。

14番、畑場博敏君。

○14番（畑場博敏君） 議案第24号 平成27年度一宮町一般会計予算に対する反対討論を行います。

本予算は、町長も記者会見で述べたように、43億3,900万円と昨年比6%増の大型予算になっております。一方、町民の暮らし向きは、昨年4月からの8%への消費税増税や円安による電気料金値上げ、物価高、労働者の実質賃金低下や米価下落の中、町民の暮らしを守る

防波堤予算になっているかどうか、こういった点から検討を加えました。

子育て支援では、引き続き高校3年生までの医療費助成や東野地区の公園整備予算1,200万円、保育所バスの購入事業、教育環境整備では東浪見小学校グラウンド整備や一宮中学校の駐輪場整備、海外ホームステイ事業など、住民要望が反映された予算が組まれております。

福祉面では、まごころ見守り訪問事業や新にこにこサービスの継続、土曜日の特定健診実施や子育て応援商品券事業、また住宅リフォーム助成事業やプレミアム商品券事業など、生活応援予算等を継続されている点は評価しているところでございます。

しかし、国の制度改定が相次ぐ中、国保税の高止まりや介護保険料の大幅アップを抑えるための一般会計からの繰り入れは、町民の暮らしを守る点から実施すべきである施策であります。小中学校普通教室へのエアコン設置は、昨今の異常気象を考えると、計画的に整備をすべき課題でもあります。

産業振興策の今年度の目玉政策となった強い農業づくり交付金事業。町長も記者発表の中で、地域産業が元気なまちになる施策として発表しております。しかし、町の農業振興策を真剣に考えるならば、昨年、一宮町にも大きな影響を与えた、ことしもそして改善の方向が見えていない米価対策こそ重要で、政府に対策をとらせるべき施策であります。昨年1億円が一宮町から消えました。米過剰が原因の米価下落だということでもありますけれども、生産費を償える米価の下支え政策があれば被害は防げたし、市場主義で動いたとしても、20から25万トンの市場隔離を政府備蓄米で行うことでも防げたにもかかわらず、有効な対策がとられずにミニマムアクセス米の年間77万トンの輸入は継続しており、農家潰しの農政が続いています。

安倍政権が打ち出している強い農業づくり交付金事業、一宮町で4人の若手農家に破格の2億3,700万円と、1人6,000万円近くの補助金が交付される事業であります。あえて反対はしませんが、この事業がどのような農業を目指させているのか。農業全体を守り、発展させる、そういった見通しの中でとられている政策なのか、全く見えてまいりません。

経済常任委員会で事業の詳しい説明を受けましたが、補助金のほかに個人でも同額程度の借金を組み、5年後、これは据え置きが2年、無利子が3年の5年後からの償還が始まり、終わるのが15年後、平均年間利益は1人18万円弱である。月々にすると1万5,000円の利益で15年間続くわけであります。しかも、コンスタントにいったの話であります。トマトの疫病とか黄化葉巻病など、病害でトマトが半作になるリスクや労働力の確保、出荷経費の動向や消費税増税での負担増の問題、このような外からのマイナス要因を見ない計画であり

ます。せめて机上計算をしたんだとしても、よくいって8割程度で計画する、こういった必要があるんだろうと思います。

この事業が、町農業にとって有用かどうかの検討・検証、費用対効果の検証等、後年きちっとすべきであると思いますが、いずれにしましても、若い農業者の芽を摘んでしまわないよう、しっかりした指導を求めたいと思います。

最後に、町長施政方針で述べた九十九里トライアスロン大会実行委員会経費、実行経費の予算計上がされていませんが、今回県費助成がない中どう運営をしていくのか、委員会審議でも疑問が残った点であります。本予算は大型予算ではありますけれども、福祉へのさらなる重点配分に欠けた予算であり、改善を求め反対するものであります。

以上です。

○議長（島崎保幸君） 賛成討論ありますか。

10番、藤井敏憲君。

○10番（藤井敏憲君） 議案第24号 平成27年度一般会計予算の採決に当たり、賛成の立場で討論いたします。

国内における経済情勢は、安倍政権の誕生以来、デフレ脱却、経済再生に向けた積極的な政策展開が進められ、各方面に明るさを感じさせていますが、末端市町村ではいまだに厳しい財政状況を脱することができず、好機の糸口を模索しているところであります。これは、我が町においても例外ではなく、平成27年度予算の編成には大変苦勞されたものと推察いたします。

最初に予算規模を見ますと、総額43億3,900万円で、前年度からは2億4,600万円の増加であります。これは、将来を担う子供たちの環境整備、東浪見保育所整備事業や、町の基幹産業である農業を応援する事業、強い農業づくり交付金事業などで大型事業が重なったことで、予算規模が膨れ上がったものであります。

次に、歳入に目を向けますと、財源の根幹をなす町税と地方交付税は的確に計上され、さらに規模事業への補助金の積極的な活用や肥大化する社会保障費など、陥った財源不足には財政調整基金を有効的に取り崩すなど、財源確保に十分な工夫がうかがえ、住民サービスに低下を招かないよう配慮されております。

一方歳出では、東浪見保育所整備事業や、若手農家を支援する強い農業づくり交付金事業などが柱となっているほか、誰もが安心して暮らすことができるまちづくりに向けたさまざまな事業が盛り込まれ、きめ細かな予算案となっております。

以上、厳しい中でも限られた財源の積極的な活用で最善を尽くされた予算案でありますので、全面的に賛成いたします。町制125周年の節目を迎える平成27年度の予算が町民一人一人から喜ばれ、町のさらなる発展につながることを期待し、私の賛成討論といたします。

以上です。

○議長（島崎保幸君） 7番、藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） 平成27年度一宮町一般会計予算議定について、反対意見を述べさせていただきます。

この一般会計につきまして、玉川町長の施政方針ともあわせてこれを見ますと、当年度の事業への取り組み方針やビジョンについて、また各事業を推進するに当たっての基本的な理念の部分が明示されておらず、しかも予算には形として組み込まれていないと、こういう点について不可といたします。

特に新規の事業に対しまして、計画的な予算づけもされていない。将来的な町の姿に向けて、各事業が全く位置づけされていない。そうしたところで、これからの人口減少、少子高齢化等厳しい状況の中で、まちづくりの姿が一向に見えてこない点に大きな危惧を感じ、本予算に反対をいたします。

例えば、施政方針の中でも挙げられていた項目ですが、上総一ノ宮駅東口開設へ向けたプロジェクトチーム、この立ち上げがございました。東口の開設には建設だけでなく、多大な維持管理費がかかるということが既に試算されているわけですから、東口開設後、どう生かすかという点が本来最も重要な点です。この考え方を町長として明示されていない。しかも、当然プロジェクトチームを立ち上げ、調査に当たっては、当然経費を必要とする場面も出てくるはずです。こうした想定がなされていないということがあります。

また、先ほど畑場議員から指摘のございましたトマト栽培、施設新設事業への助成についても、完成後には町として、これをどうやって生かしていくのかということが見えてきません。国内では農業を6次産業にまでということで、いろいろな部分で支援しながら生かしている。農業だけでなく、まちづくりに生かしているというほかの産業にもですが、そういった取り組みをしているところもたくさんあるわけですが、そうしたことも視野に入れるべきではないかと考えます。

さらに、昨年盛況だったというふうに評価されているのかとは思いますが、宣伝の面でも満足度の高いということらしいですが、九十九里トライアスロン大会、こうしたイベントにおきましても、これも先ほどご指摘のあったように予算が計上されていない。しかも、実際

には批判的な意見もいろいろ伺っております。にもかかわらず、これを十分に検証したとは聞いておりません。日程だけをあらかじめ決めておいて、実施までのスケジュールも、予算づけも全くないというのは無責任の感があります。非常にお寒い状況です。これらは一例ですが、花火だけ上げておいて行き当たりばったり、その場しのぎで、場合によっては補正で賄うという姿勢ではないかとはしか見えてきません。

当年度だけで見るには、バランスよく配分されていると見ることもできますが、次年度あるいはその後の町の姿を見据えていただかなくてはなりません。町の将来への責任もしっかりと受けとめたものとしていただかなくてはなりません。

以上をもって反対とします。

○議長（島崎保幸君） 賛成討論ありますか。

9番、鵜野澤一夫君。

○9番（鵜野澤一夫君） 私は、平成27年度一般会計予算に対し、賛成の立場で討論いたします。

町の予算は、住民の皆さんがいかんにか安心して快適に暮らせるか、そして住民福祉の向上につながるものであるかであると私は思います。そして、限りある財源の中では、多種多様化する住民ニーズに全て対応することは不可能であります。

こうしたことを念頭に置きながら、新年度予算を見ますと、高校3年生までの医療費の助成や外出支援サービス、高齢者の見守りサービスなど、子供からお年寄りに配慮した町独自の事業は引き続き行われます。また、施設の老朽化による東浪見保育所の移転では、待機児童の解消や、認定こども園化による幼児期における教育の充実が図られています。

町の基幹産業である農業関係では、若手後継者が取り組む最先端技術を導入したトマト栽培施設の助成も行われるなど、財源的に厳しい中においても新たな住民ニーズへの取り組みが図られており、十分評価できるものであると思います。

初めに申し上げましたが、限られた財源で全ての住民ニーズへの対応は困難であります。新しいものを取り入れていくには、古い事業の見直しが必要であり、今後は効果の薄れた事業や統廃合できる事業は統廃合するなど、さらなる事務改善を図ることで、より多くの住民ニーズに対応されることを期待し、賛成するものです。

以上です。

○議長（島崎保幸君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第1、議案第24号 平成27年度一宮町一般会計予算議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。常任委員会報告は原案可決であります。本案を委員会報告のとおり決することに賛成の諸君は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（島崎保幸君） 起立多数。

よって、本案は委員会の報告のとおり可決いたしました。

日程第2、議案第25号 平成27年度一宮町国民健康保険事業特別会計予算議定に対する討論に入ります。

14番、畑場博敏君。

○14番（畑場博敏君） 議案第25号 平成27年度一宮町国民健康保険事業特別会計予算に対する反対討論を行います。

本会計は、国民皆保険と言いながら国庫負担が大きく減らされ、加入世帯は低所得者層が多く、もともと財政的問題を抱えている。町は現状打開の方策として、各種検診や保健指導、保険事業、この中で予防医療に徹し、医療費抑制を図ってまいりました。この努力は引き続き大切であり、当然続けていく必要があります。

しかし、財政運営が厳しいからといって保険税アップで対処することは、加入世帯も負担の限界を超えている実態があり、無理であります。国は、国保の広域化という制度変更をしようとしており、27年度からは保険財政共同安定化事業拠出金を、これまで30万円越えの高額医療費だったものを全ての医療費と拡大をし、広域化の先取り化を実施しようとしております。

しかし、国保の持つ制度矛盾解決には何らつながらない施策であります。一定国保負担をふやすということを言っておりますが、その財源は消費税増税財源であり、低所得者ほどその影響は大きく、福祉予算とはなじみません。消費税増税財源でない国・県費補助が増額されることを強く求めるのは当然であります。社会保障の観点から、法定外繰り入れをしても高過ぎる国保税を引き下げるべきであり、改善を強く求めて反対をいたします。

以上です。

○議長（島崎保幸君） 賛成討論ありますか。

8番、袴田 忍君。

○8番（袴田 忍君） 私は、本案に賛成の立場から討論いたします。

国民健康保険特別会計は、被保険者の相互扶助によって賄われる医療保険制度として、地域医療の確立と住民の健康保持・増進に大きく貢献しているところであります。国民健康保険の加入状況は単身世帯の増加傾向にあります。一宮町の人口の33%が国保加入世帯となっています。

財政状況ですが、加入者に高齢者や低所得者層の増加等、大変厳しい状況にあります。また、高額医療患者の増加等の中で、少子高齢化や疾病構造による医療費対策を見据えた予算となっております。中でも、医療費の二次点検の実施、人間ドック・脳ドックの助成、特定健康診査における検査項目の充実など、保険事業費において今後の医療費削減に向けた内容となっております。

本予算は、平成30年度都道府県化に向けた共同事業の拡大等を踏まえ、被保険者の健康を守り、安心して医療を受けられるよう計上されており、厳しい財政状況の中での健全なる予算と判断し、私は賛成いたします。

以上です。

○議長（島崎保幸君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第2、議案第25号 平成27年度一宮町国民健康保険事業特別会計予算議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。常任委員会報告は原案可決であります。本案を委員会報告のとおり決することに賛成の諸君は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（島崎保幸君） 起立多数。

よって、本案は委員会報告のとおり可決いたしました。

日程第3、議案第26号 平成27年度一宮町介護保険特別会計予算議定に対する討論に入ります。

14番、畑場博敏君。

○14番（畑場博敏君） 議案第26号 平成27年度一宮町介護保険特別会計予算に対する反対討論を行います。

本会計は、第6期介護保険計画の初年度として、いかに保険料アップを抑え、介護を社会

全体で支える制度にしていくかが問われた予算であります。しかし、国の動きは、国庫支出金をいかに削減するかであり、軽度の要支援者を本保険事業から外して、町の地域支援事業に移行することなど、住民から見れば逆行した施策となっております。

以前から待機者が多く、強い要望でもあった特別養護老人ホーム等の施設建設が第6期計画に盛り込まれたことは、評価できる点であります。

被保険者の保険料負担では、当初計算の6,200円から5,200円まで圧縮したことへの努力は認めるものではけれども、第5期計画と比べて2割以上の値上げになっております。月9,950円アップは容認できません。アベノミクス経済の中で円安、物価高、加えて昨年4月からの消費税8%のアップがあり、年金や実質賃金低下が続いているからであります。

北海道の長沼町、ここは一宮町と同じような人口1万2,000人、高齢者率30%。この類似した自治体では、第5期計画に続き第6期計画でも一般会計からの繰り入れを行い、保険料アップを抑えております。国は、一般会計からの繰り入れは不適切だというふうにしておりますが、あくまで助言・勧告であり、法律上の義務ではないと今国会でも答弁をしております。

当町も、第6期介護保険計画保険料は4,000円台で抑えるべきであります。まだまだ努力・工夫が足りているとは言えない。改善を求めるものであります。

以上、反対いたします。

○議長（島崎保幸君） 賛成討論ありますか。

15番、吉野繁徳君。

○15番（吉野繁徳君） 介護保険特別会計賛成の立場で討論します。

平成27年度は、29年度までの第6期事業計画の初年度でございます。この計画では、広域型特養や小規模多機能型施設など、町民の要望の高い施設整備が計画されています。ほかに認知症対策や生活支援に対しても検討していくということでございます。

また、新規事業として介護ボランティアポイント制度により、高齢者の皆さんに閉じ込められずに社会貢献をしていただく場の案もございます。

しかしながら、高齢化率30%を突破し、数年の間、被保険者は急増し、要介護認定者数も増加してまいりました。今後、寝たきりや認知症の高齢者がふえることも見込まれます。また、介護期間の長期化や介護する家族の高齢化、家族による介護は十分な対応が困難となることも考えられます。

こうした中、新年度予算では、できるだけ介護認定とならないよう出張介護予防教室など、

高齢者が生き生きとして暮らしていくための介護予防事業が計画されております。介護事業は介護を必要とする高齢者に適正な介護サービスを提供し、安心して暮らしていけるようにするための事業であります。本予算も適切なものと判断されていることから、本年度の予算に私、賛成いたします。

以上です。

○議長（島崎保幸君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第3、議案第26号 平成27年度一宮町介護保険特別会計予算議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。常任委員会報告は原案可決であります。本案を委員会報告のとおり決することに賛成の諸君は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（島崎保幸君） 賛成多数。

よって、本案は委員会報告のとおり可決いたしました。

日程第4、議案第27号 平成27年度一宮町後期高齢者医療特別会計予算議定に対する討論に入ります。

14番、畑場博敏君。

○14番（畑場博敏君） 議案第27号 平成27年度一宮町後期高齢者医療特別会計予算についての反対討論を行います。

本会計は、昨年2月の広域議会で平均1,064円という大幅な値上げを行い、2年目になる予算であります。この会計は、県内全ての市町村が加入し、都道府県ごとに広域連合をつくり運営し、町はその保険料の徴収事務だけを受け持つ会計となっております。後期高齢者にしてみれば、毎年減らされる年金からの天引きで、年齢でくくられる、有無を言わず取り立てられる仕組みになっております。

昨年4月からは消費税が8%に上がり、医療費負担も所得によりこれまでの1割から3割に変更され、2割分の差額も返還を求められるようであります。2014年12月19日発行のちば広域連合だよりによれば、平成20年までさかのぼり確認作業をしているとのことであり、逆に負担割合が3割から1割に変更になった場合には、差額分の返還は申請手続が必要であり、取るときには請求を送りつけ請求し、返還時には申請手続が必要。申請がなければ返

てこない、このような仕組みであります。まさに高齢者泣かせの悪法であると思います。

また、広域連合を構成する市町村間でも、事務経費の負担をめぐり不公平感があり、長生郡内6町村長が負担金見直しの要望書を出した経緯があり、この回答ではおおむね妥当と聞き入れてもらえませんでした。

以上のように、民意の反映しづらい本会計には廃止を求め、反対をするものであります。

以上です。

○議長（島崎保幸君） 賛成討論ありますか。

1番、藤井幸恵君。

○1番（藤井幸恵君） 私は、本案に賛成の立場から討論いたします。

後期高齢者医療制度は、超高齢化社会を展望した新たな医療保険制度体系の実現を体現するため、平成20年度より施行されています。高齢者の医療を国民全体で支えるという仕組みの中、6年がたち、広く制度の理解が得られてきたところです。現在、基本検診の質の向上や人間ドックの助成もなされ、内容の充実を図りながら運営されています。

制度上、75歳で区分されることにより、後期高齢者と呼ばれる当事者の戸惑いや困惑、現役世代の不公平感など、まだ改善の余地はありますが、国では後期高齢者医療制度を存続する方針で検討が続けられています。

本会計では、法律に基づき、町が行うべき業務に関連した予算を経理するための特別会計であり、被保険者の健康を守り、安心して医療が受けられるよう計上されています。

よって、本案に賛成いたします。

以上です。

○議長（島崎保幸君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第4、議案第27号 平成27年度一宮町後期高齢者医療特別会計予算議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。常任委員会報告は原案可決であります。本案を委員会報告のとおり決することに賛成の諸君は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（島崎保幸君） 賛成多数。

よって、本案は委員会報告のとおり可決いたしました。

日程第5、議案第28号 平成27年度一宮町農業集落排水事業特別会計予算議定に対する討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(島崎保幸君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第5、議案第28号 平成27年度一宮町農業集落排水事業特別会計予算議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。常任委員会報告は原案可決であります。本案を委員会報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(島崎保幸君) 異議なしと認め、本案は委員会報告のとおり可決いたしました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(島崎保幸君) 日程第6、発議第1号 一宮町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

11番、志田延子君。

○11番(志田延子君) 提案理由の説明をいたします。

発議第1号 一宮町議会委員会条例の一部を改正する条例について。

上記の議案を別紙のとおり一宮町議会会議規則第13条第2項の規定により提出いたします。

平成27年3月10日提出。

提出者、一宮町議会議員、志田延子。賛成者、一宮町議会議員、小安博之。賛成者、一宮町議会議員、森 佐衛。賛成者、一宮町議会議員、藤井敏憲。賛成者、一宮町議会議員、藤乗一由。

裏面をごらんいただきたいと思います。

改正の内容ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、教育委員会の委員長と教育長が一本化され、新教育長が設置されます。これに伴い、議会委員会条例の第17条出席説明の要求に関する条項中、「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改めるものです。

なお、附則の1として、施行期日は平成27年4月1日からとするものです。

また、附則の2は、現教育長の任期が満了するまでは、改正後の委員会条例は適用しない

で、改正前の条例を適用するというものです。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（島崎保幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第6、発議第1号 一宮町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（島崎保幸君） 以上で本定例会に付されました案件は全て終了いたしました。

これをもちまして、平成27年第1回一宮町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時40分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成27年 月 日

一宮町議会議長

〃 議員

〃 議員